

サラダボウル 15

2007（平成 19）年度 かながわ自治体の国際政策研究会 年次報告書

かながわ自治体の国際政策研究会

はじめに

2007年夏に起こった米国のサブプライムローン（信用力の低い個人向け住宅融資）問題に端を発した信用不安は、世界中で同時株安、金融市場の混乱を引き起こしました。その不安は現在も続いており、原油高もサブプライムローン問題が原因のひとつになっているといわれています。

また、米国の個人消費が衰えてくると世界経済をけん引する力が弱まり、その台頭として経済成長著しい新興国 BRICs（ブラジル、ロシア、インド、中国の4カ国）に新たな市場、消費国、生産基地として期待が高まってきます。

このように世界経済はグローバルな展開を呈しています。対岸の火事という観は現在の社会では通用しません。

神奈川県は、県民の53人に1人は外国籍県民です。とりわけアジア地域での著しい経済発展が、外国籍県民の増加・定住化などの1つの要因になっています。

国際環境の変化に対応するためには、外国籍住民への支援・交流などを行うNGO、NPOの活動が不可欠です。そして各自治体も地域の国際化を進める取り組みを行わなければなりません。

自治体が国際化を進める上では、自国・地域文化の理解・尊重・伝承・担い手の次世代育成、人権・男女平等参画社会の実現及びより快適な多文化共生社会の実現に向けた取り組みを自治体が行うすべての施策・事業の中に横軸として通す必要があると強く感じています。

かながわ自治体の国際政策研究会では、さまざまな社会的情勢をふまえながら、地域の国際化に関する施策の充実と推進に向けて自治体が相互に連携して調査、研究、研修や情報交換を行っています。

この「サラダボウル15」では、この1年間の活動内容と、県内各自治体の国際関係施策についてまとめています。ご活用いただけたら幸いです。

2008年3月

かながわ自治体の国際政策研究会 代表幹事
横須賀市企画調整部国際交流課長 松本義弘

目 次

	頁
I 2007（平成19）年度 事業概要 -----	1
II 調査研究事業 -----	2
III 研修事業の概要 -----	5

資 料 編

○2007（平成19）年度市町村国際関係事業実績 -----	46
○縣市町村友好交流先一覧 -----	61
○縣市町村友好都市所在地域別・年次別推移 -----	63
○大陸別友好都市数と構成比 -----	63
○外国籍住民に対応する施策状況 -----	64
○外国人登録者市（区）町村別主要国籍別人員調査表 -----	79
○外国人登録者国籍別人員調査表 -----	80
○外国人登録者数の推移 -----	81
○外国人登録者の国籍数の推移 -----	81
○外国人登録者数の上位5ヵ国の推移 -----	81
○縣市町村国際政策担当課 -----	82
○国及び地域の国際化関係機関 -----	82
○主な国際交流協会・国際交流関係施設 -----	83
○かながわ自治体の国際政策研究会規約 -----	85
○2007（平成19）年度かながわ自治体の国際政策研究会役員名簿 -----	86

I 2007（平成19）年度 事業概要

1 総会

- (1) 開催日 2007(平成19)年5月17日(木)
- (2) 場所 地球市民かながわプラザ 大・中会議室
- (3) 内容 2006(平成18)年度事業報告・収支決算、2007(平成19)年度事業計画(案)・収支予算(案)等

2 幹事会

- 【第1回】2006(平成18)年度事業報告・収支決算、2007(平成19)年度事業計画(案)・収支予算(案)の書面表決をもって幹事会の開催に代えた。
- 【第2回】2007(平成19)年度事業報告・収支決算(案)の書面表決をもって幹事会の開催に代えた。

3 調査研究事業

- (1) 継続事業【エスニックメディア調査部会(平成17年度～平成19年度)】
市町村共同によるエスニックメディアへの情報提供方法について、調査・研究(平成19年度1回開催)。平成19年11月に調査・研究成果をまとめた報告書を作成。
- (2) 新規事業【マナーブック部会(平成19年度)】
来日間もない外国籍住民を対象とし、日本の生活に戸惑うことがなく快適に暮らせるように提供する「日本の文化・習慣・マナーをまとめたパンフレット」について調査・研究(平成19年度4回開催)。平成20年3月に各市町村によって、掲載内容を取捨選択又は加工できるパンフレットの素材集を作成。

4 研修事業

【第1回研修会】

- (1) 日時 2008(平成20)年1月23日(水)(地球市民かながわプラザ大・中会議室)
- (2) 内容
 - 研修会テーマ:「自治体におけるフェアトレードの取組みの可能性と展望」
 - 講演「自治体におけるフェアトレードの取組みの可能性と展望」
講師 長坂寿久氏(拓殖大学国際学部教授)
 - パネルディスカッション「フェアトレードの取組を展望する」
コーディネーター 長坂寿久氏
パネリスト 土屋完二氏((有)ネパリ・バザーロ副代表)
北澤肯氏(フェアトレード・リソースセンター代表)
井上礼子氏(特定非営利活動法人アジア太平洋資料センター(PARC)代表理事)
 - 参加者数 44名

5 ホームページ

県国際課のホームページ上で、研究会の情報を提供

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kokusai/seisaku/kenkyukai.htm>

II 調査研究事業

1 趣旨

地域の国際化に関して県内自治体が共同で特定課題についての調査研究を行うことにより、自治体間の連携を深めるとともに、今後の政策・施策立案のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 効果

- ・ 一団体では経費・体制面で実施が困難な調査研究を効率的・効果的に実施することが可能
- ・ 調査研究の過程で自治体相互の情報交換を行うことにより、有用な手法を各団体の施策に反映させることができる。
- ・ 今後の政策・施策立案のための基礎資料を整備できる。

3 実施方法

会員の任意参加による部会を設置し、部会構成員が調査研究の方針等を決定し、それに基づく調査研究を推進する。調査研究はテーマにもよるが、おおむね2年から3年をかけて行う。部会の庶務は研究会事務局が担当する。部会はテーマに合わせて適宜開催することとし、第1回開催時に調査研究全体の進行計画を立案する。また、部会にはオブザーバーとして必要に応じて国際交流協会職員にも出席を求める。

部会の役割を例示するとおおむね次のとおり。

- ・ 調査研究事業の方針等(方向性、内容、スケジュール、費用)の決定
- ・ 調査研究の推進
- ・ 報告書の取りまとめ

4 調査研究の内容

- ・ 部会での意見・情報交換
- ・ 有識者等を招いての研究会・意見交換会の実施
- ・ 実地調査等による情報・データ収集
- ・ 既存の文献等からの情報収集
- ・ 調査票による各種照会
- ・ 収集データ、照会結果等の分析

5 その他

調査研究は研究会会員の任意参加による部会により推進し、研究の推進に当たっては、研究会会員が等しくその成果を享受できるよう配慮する。また、部会の構成員となることを希望しなかった会員も、部会が実施する各種照会等に対する回答を含め、研究の推進に積極的に協力するものとする。

【エスニックメディア調査部会（2005（平成17）年度～）】

1 目 的

本県に在住する外国籍県民は、毎年増加し、その定住化が進む中で、日本語を母語としない人も多く、安全で安心して、快適に暮らせる環境づくりが必要となっている。

このような状況の中、第3期「外国籍県民かながわ会議」の提言等において、「必要とするところに、必要な情報が届かない」という指摘があった。

こうしたことから、かながわ自治体政策研究会では、より効果的な情報提供の方法について、エスニックメディアに着目し、その実態と活用方法について、調査することとし、部会を設置した。

2 部会構成員

横浜市 川崎市 横須賀市 平塚市 鎌倉市 小田原市 茅ヶ崎市 厚木市 大和市
愛川町

3 部会の開催状況（2007（平成19）年度）

- ・第1回部会 日 時 2007（平成19）年7月17日（火） 15：00～16：30
場 所 かながわ県民センター第1会議室
内 容 エスニックメディア調査部会報告書について

4 「エスニックメディア調査部会報告書」の作成

エスニックメディアに着目し、多言語情報の発信と流通の現状調査や、外国籍住民に情報を提供する一つ的手段としてのエスニックメディアの活用と連携の方法の検討等2年度に渡る部会の活動・調査研究の結果をとりまとめた報告書を作成・配布した。

【マナーブック部会（2007（平成19）年度）】

1 目 的

外国籍住民の増加・定住化傾向の中で、来日間もない外国籍住民が、日本の生活に戸惑うことなく、また、地域社会や周囲の人々と誤解や摩擦を招かないで安心して日本で生活できるように、外国籍住民が知っておくと役に立つ日本の習慣や日常生活上のルール・マナーなどの情報をまとめたパンフレットについて、調査・研究する。

2 部会構成員

川崎市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、相模原市、秦野市、厚木市、大和市、座間市、大磯町、湯河原町、神奈川県

3 部会の開催状況

- ・第1回部会 日 時 2007（平成19）年12月11日（火）10:00～12:00
場 所 かながわ県民センター第1会議室
内 容 新規調査研究部会「マナーブック部会」（仮称）の事業内容について（検討の進め方、原稿企画案（内容、仕様等）、業者の関わり方等について）

- ・第2回部会 日 時 2007（平成19）年12月26日（水） 10:00～12:00
 場 所 かながわ県民センター第1会議室
 内 容 原稿企画案（内容、仕様等）、業者選定の考え方等について

- ・第3回部会 日 時 2008（平成20）年1月24日（木） 9:30～11:30
 場 所 かながわ県民センター第1会議室
 内 容 原稿企画案（内容、仕様等）について

- ・第4回部会 日 時 2008（平成20）年2月19日（火） 10:00～12:00
 場 所 かながわ県民センター第1会議室
 内 容 原稿企画案（内容、仕様等）について

4 「マナーブック素材集」の作成

「日本人の暮らし」「出かけるときに知っておきたいこと（公共交通機関に関すること等）」
 「緊急時に備えて知っておきたいこと」等日本の文化・習慣・マナー等を項目ごとにまとめた
 素材集を作成・配布した。

- ・ 発行言語 5言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語）
- ・ 形 態 電子データ（各市町村によって、掲載内容を取捨選択・加工が可能）

Ⅲ 研修事業の概要

2007（平成19）年度かながわ自治体の国際政策研究会研修会
「自治体におけるフェアトレードの取組みの可能性と展望」 次第

2008（平成20）年1月23日（水）13:30～16:30
県立地球市民かながわプラザ 1階 大・中会議室

1 講演「自治体におけるフェアトレードの取組みの可能性と展望」

講師 長坂寿久氏（拓殖大学国際学部教授）

2 パネルディスカッション「フェアトレードの取組を展望する」

コーディネーター 長坂寿久氏

パネリスト 土屋完二氏（（有）ネパリ・バザーロ副代表）

北澤肯氏（フェアトレード・リソースセンター代表）

井上礼子氏（特定非営利活動法人アジア太平洋資料センター（PARC）代表理事）（※）

〈資料〉

自治体におけるフェアトレードの取組み～その可能性と展望～

※ 2008（平成20）年4月1日から特定非営利活動法人パルシックに名称変更

長坂 寿久(ながさか としひさ) 氏

拓殖大学国際学部教授（国際関係論）。明治大学卒業後、現日本貿易振興機構（ジェトロ）入会。シドニー、ニューヨーク、アムステルダムに駐在。99年から現職。（財）国際貿易投資研究所客員研究員、日蘭学会評議委員、ACE（児童労働に反対するNGO）、NPOファミリーハウス顧問等、映画評論家。近著に『NGO発、「市民社会力」——新しい世界モデルへ』明石書店。

土屋 完二(つちや かんじ) 氏

ネパリ・バザーロ副代表、コンピュータ開発の仕事に長年従事。エスペラント・アマチュア無線クラブ前技術相談員、（社）日本ネパール協会前理事、神奈川県社会人/横浜市栄区バドミントン協会第一期理事、NGOかながわ国際協力会議第4期委員、IITフェアトレード委員会委員。ネパール全国協同組から海外初の表彰を受ける。

北澤 肯(きたざわ こう) 氏

フェアトレードやCSR、環境に関する情報を提供する機関「フェアトレード・リソースセンター」代表。自転車を使ったエコな広告媒体「アドバイク」代表。「児童労働ネットワーク」運営委員、「HIVと人権・情報センター」事務局員、「三宅島エコライド」実行委員会代表。他にフリーで翻訳、執筆、コンサルティングなど。

井上 礼子(いのうえ れいこ) 氏

アジア太平洋資料センター（PARC）代表理事（※）。横浜で生まれ、横浜で育ちました。2002年に独立した東ティモールで、コーヒー生産者の支援を開始したのがフェアトレードへの具体的な関わりの初めでした。美味しいコーヒーをつくってくれる生産者たちへの感謝をもって彼らの自立を支えていく活動を楽しみながらやっています。

※ 2008（平成20）年4月1日から特定非営利活動法人パルシックに名称変更

自治体における フェアトレードの取組み ～その可能性と展望～

拓殖大学 国際学部
長坂寿久

2008年1月23日

1

自治体におけるフェアトレードの取組み

- I. 自治体の開発協力
- II. フェアトレードとは
- III. フェアトレードの基準
- IV. フェアトレードの現状
- V. 自治体活動における可能性と展望

2008年1月23日

2

I.自治体の開発協力

今、世界が最優先で取り組んでいること

- (1)地球環境
→京都議定書の実施とCOP13以降(バリ・ロードマップ)
- (2)開発協力(貧困問題等)
→MDGs(ミレニアム開発目標)の実行

～～両者は強く関連→地球温暖化は途上国に最も被害を与える

2008年1月23日

3

開発協力の5つの主体(アクター)

- (1)NGO(NPO).....市民社会の連帯
- (2)消費者.....買い物を通じた国際協力
- (3)自治体.....「自治体の地球的责任」
- (4)政府.....ODA等
- (5)企業.....CSR(企業の社会的責任)

2008年1月23日

4

自治体の開発協力コンセプト

- (1)ケルン憲章(1985年)=地域主体型開発協力
CDI(Community based Development Initiative
/地域社会を基盤とした開発へのイニシアチブ)
- (2)ベルリン憲章(1992年)=グローバル・ビレッジ(地球村)コンセプト
CDIコンセプトの国際的採択・認知→対等なパートナーシップ
- (3)地球サミット「アジェンダ21」(1992年)
自治体の環境問題への取組み→ローカル・アジェンダ21
- (4)ハーグIULA(国際地方自治体連合)会議(1995年)
MIC(Municipal International Cooperation)=自治体の国際協力

2008年1月23日

5

自治体開発協力コンセプトの鍵

- (1)コミュニティ参加(CDI)
- (2)自治体とNGO(NPO)の協働
- (3)具体的取組み

・姉妹都市 ・自治体の支援 ・市民の啓蒙

2008年1月23日

6

自治体開発協力の意義と役割(1)

- (1) 民主主義の樹立と安定に貢献する
- (2) 人権の尊重に貢献する
- (3) コミュニティ意識の形成に貢献する
- (4) 市民参加と市民意識の高揚に貢献する
- (5) 地域分権化に貢献する

2008年1月23日

7

自治体開発協力の意義と役割(2)

- (6) 自治体の知識と専門性による協力が可能
(自治体資源の活用)
- (7) 政府の開発協力を補助する
- (8) 小規模かつ多様なきめ細かい協力が可能
- (9) 人的継続性・持続性・安定性が可能
- (10) 地域経済・社会の活性化をもたらす
=社会起業家の育成

2008年1月23日

8

自治体の仕組み(制度)の構築

- (1) 地域の市民社会活動(NPO)支援を
自治体議会で立法化すること
- (2) 市民社会(NPO)・議員(議会)・役所の
連携(パイプ)の仕組みを構築すること
- (3) NPOへの具体的支援制度(予算化)を図ること
- (4) 姉妹都市構想を見直すこと
80年代的「地域の国際化」から「開発協力」へ

自治体の地球的责任

2008年1月23日

9

自治体システムの構築とは

- ① 開発協力項目を政策に挿入する(開発協力の公認)
- ② 政策討議資料の作成をNPO参加による「委員会」の設置で
- ③ 自治体議員と地域NPOの連携を推奨するシステムの設置
(政党・議員・NGOを含めた協議会の設置)
- ④ 活動責任者の明確化
(首長・助役の任命、専門担当部署・担当者)
- ⑤ 自治体とコミュニティ・グループの協働基盤の設立
(開発協力に関する協議会・委員会の常設)
- ⑥ 開発協力に関する特別予算の計上
(市民一人当たり50~100円以上)

——先進国の自治体として開発途上国の自治体に何ができるか
=自治体の「地球的责任」と役割

2008年1月23日

10

II. フェアトレードとは

~~最も身近な開発協力

開発途上国の人々への自立支援

マイクロクレジット／フェアトレード／社会基盤整備／
経済開発支援／貿易システム(WTO)の改革／
JUBILEE2000(債務帳消し)／難民支援／
紛争問題／地球温暖化ガス排出削減／
必須医薬品入手キャンペーン／植林・生物多様性／
.....等々

→さまざまなNGO(NPO)の活動

2008年1月23日

11

フェアトレードの3つの側面

~~フェアトレード活動の特質

- (1) 開発協力として
- (2) オルタナティブ・トレード(もう一つの貿易)として
- (3) 消費者運動として

2008年1月23日

12

(1) 開発協力として

- 自立支援
…途上国の農民、零細・小規模生産者に対して
- エンパワメント
- メカニズム(ビジネスモデル)
 - ・多様な取組み…現地協同組合・NGO・個人等
 - ・民主的運営、環境対応、人権対応
 - ・自立可能な支払い(前払い金・プレミアム)／継続性
 - ・技術指導、現地資源・文化の尊重
 - ・コミュニティ開発(医療、奨学金等教育促進、人材育成等)

2008年1月23日

13

(2) オルタナティブ・トレード =「もう一つの貿易運動」として

構造問題への理解と取り組み

- (1) 世界の貿易構造の変革
 - アンフェア貿易とは
(価格競争／買い叩き＝搾取＝格差拡大)
 - 構造改革(WTO、国際金融システム等の改革)
- (2) 当該国の社会構造(権力、差別、格差構造)の改革
 - エンパワメント

2008年1月23日

14

(3) 消費者運動として

日常生活(買い物)を通して参加できる開発協力

消費者: 無意識的に途上国との格差拡大に寄与
選択者: 意識的に途上国の人々の自立を支援
…フェアトレード的購入行動
「市民」= 目覚めた消費者／選択者
…グリーンコンシューマー／サステイナブルコンシューマー
消費者の力の顕在化→地域社会の活性化

…消費者から**選択者**へ

2008年1月23日

15

Ⅲ. フェアトレードの基準

主な基準団体

- ① IFAT(国際フェアトレード連盟)
= NGO型基準(オルタナティブ・トレード団体ATO)
— 日本: ネバリ・バザール、フェアトレード・カンパニー(ビーブルツリー)
- ② FLO(フェアトレード認証団体)
= 認証型基準
— 約700生産者を認証(食品中心)／日本: FLJ
- ③ FINE(欧州4団体のネットワーク／EUロビー団体)
= ネットワーク型基準
— 欧州4団体: IFAT/FLO/NEWS! /EFAT

2008年1月23日

16

フェアトレード基準(IFAT)

- ① 生産者に仕事の機会を提供する
- ② 事業の透明性を保つ
- ③ 生産者の資質の向上を目指す
- ④ フェアトレードを推進する
- ⑤ 生産者に公正な対価を支払う
- ⑥ 性別に関わりなく平等な機会を提供する
- ⑦ 安全で健康的な労働条件を守る
- ⑧ 子どもの権利を守る
- ⑨ 環境に配慮する
- ⑩ 生活の向上をもたらす長期的な取引関係を維持する

2008年1月23日

17

フェアトレード商品の仕入れ方

- (1) 日本のフェアトレード団体から仕入れる
 - (2) 現地のフェアトレード団体・個人から仕入れる
～自ら生産者を開拓
 - (3) FLO認証生産者から直接仕入れる
～自らブレンドする(コーヒーなど)
 - (4) FLO認証品を扱う企業・団体から仕入れる
(コーヒー等)
- NGO型と認証型の相互乗り入れ

2008年1月23日

18

IV. フェアトレードの現状

～～欧米ではニッチ市場以上の存在へ～～

(1) 世界のフェアトレード市場規模 (2005年)

約10億ユーロ(約1600億円)

2008年1月23日

19

(2) 欧州(EU)のフェアトレード市場

～～急成長する市場規模

2001～2005年の5年間で・・・

小売売上高 年率20%成長→6億6,000万ユーロ

フェアトレードショップ(小売店)数 年率24%増

→7万8,900店

内「スーパーマーケット」:32%増

・・・FLO(認証制度)によるものを中心

「ワールドショップ」:4%増

世界のフェアトレード市場の60～70%を占有

2008年1月23日

20

(3) 日本のフェアトレード市場規模

——不明(調査なし)=ネットワーク組織がないため

○主要フェアトレード団体の売上額の積み上げから推計:

2005年約40～45億円→2007年約65～70億円

○日本の認証型(FLO)売上額:2005年=約5億円(07年約10億円)

欧州の認証型(FLO)売上額:2005年=約6億ユーロ(約960億円)

○日欧FLO商品の一人当たり売上額比較:

欧州=1.51ユーロ/人(2005年)

→日本へ換算=1億2769万人×1.51=1億9281万ユーロ×160円

=約300億円市場のはず——実態約5億円=60分の1市場

2008年1月23日

21

フェアトレード市場(1)

(1) 支援対象者数(欧州):700万人以上

フェアトレード生産の恩恵:60か国以上の開発途上国

(2) 活動団体(欧州):約200団体

フェアトレード商品を輸入しているNGO数

(3) 品目数:約3000品目(1300)

——①クラフト、②食品、③衣料

○日本:とくにファッション衣料に特色

カタログのすばらしさ——『verda』『ピープル・ツリー』等

2008年1月23日

22

フェアトレード市場(2)

(4) 浸透度(市場シェア)

・スイス——バナナ市場:47%、生花市場:28%、砂糖市場:9%

・英国——コーヒー市場:20%、紅茶市場:5%、バナナ市場:5.5%
(人口はスイスの8倍)

(5) 認知度(2004～2005年統計)

・「ラベル認証マークを知っている」

英国:50% / アイルランド:44% / ルクセンブルク:63%

スウェーデン:47% / ベルギー:66%

・「理念を知っている」

フランス:74% / ドイツ:25.8% (商品を購入する顧客)

日本:2.9% (「チョコレボ」の調査)

2008年1月23日

23

日本の現状

● 主なフェアトレード団体

ネバリ・バザール、フェアトレード・カンパニー、ぐらするーつ
第三世界ショップ、シャブラニール、オルタトレート・ジャパン(ATJ)、
PARC、ピース・ウインズ、スローウオーター・カフェ、等々

● フェアトレードショップ——各県庁所在地に存在——しかし、依然少ない

● 団体の特質

・まじめさ——現地生産者との関係

・ファッション衣料に強い——世界でもっとも厳しい消費者への対応

● 市場の特質

・認知/浸透度とも先進国中最低、・政府・企業・自治体・政治家の認識遅れ
・環境・健康とリンクで可能性——自然食・有機農法

● キャンペーン——フェアトレード月間・週間—5月第2週

2008年1月23日

24

企業とフェアトレード ～～CSRへの取組みとして

- CSR=企業とNGOが協働して造り上げてきた新しい企業経営論
- 企業にとって最も簡単なCSRへの取組み方法の一つ
 - ①社内提供用にフェアトレード飲料(コーヒー、紅茶等)
 - ②社員食堂・売店での提供・販売
 - ③企業の社外提供用品として——記念日/販促など
——但し一時の大量扱いはダメ
 - ④自社系列小売店網での販売——品揃えの一つとして——イオン
 - ⑤企業のイベント開催として——デパート等
- FLJ扱いのコーヒー(焙煎企業):イオン/スターバックス/タリーズ等々

2008年1月23日

25

欧州(EU)の取組み

- (1)自治体・政府・公共機関での取組みは常識
=提供するコーヒーはフェアトレードコーヒー
——大多数の自治体が行う
——EUも(議会・事務所等)
- (2)フェアトレード宣言都市(フェアトレードタウン)の急増(英国)
- (3)EU議会でのフェアトレード決議(2006年)
——具体的政策立案中
- (4)公共調達(法律導入)
- (5)キャンペーン協力——政治家・自治体の協力
- (6)政府による保護の仕組み
——フェアトレードを悪用から守るために

2008年1月23日

26

日本政府の取組み

- ODA関係:
草の根無償支援、
ジェトロ事業(空港展、開発輸入企画)
JICA
——低いODAのNGO配賦比率
(2%程度、欧米は10~20%)
——低い政治家の関心

2008年1月23日

27

V. 自治体活動における可能性と展望

自治体とフェアトレード(1)

自治体での取扱い

= 欧州でのフェアトレード発展の端緒

- 自治体・政府・公共機関でのフェアトレード商品の提供
- 自治体内での提供飲料・売店販売
(フェアトレード・コーヒー、紅茶、ココア等)

2008年1月23日

28

自治体とフェアトレード(2)

フェアトレードタウン

——自治体での特別な仕組みの構築へ

英国のフェアトレードタウン運動

英OXFAMとフェアトレード財団(英FLO)の取組み

○2000年5月に英国ガースタング市が世界初の「フェアトレードタウン」を宣言

○現在(07年末)=300都市が宣言へ

——ベルギーはじめ、欧州各国へ波及の動き……

2008年1月23日

29

フェアトレードタウン ～～「フェアトレードのまち」宣言都市

5つの認証条件(英国)

1. 自治体議会はフェアトレードタウンを宣言する決議を行う
 - 自治体内での会合、自治体の事務所や食堂ではフェアトレードコーヒーや紅茶等を提供。
 - 自治体は定期的にフェアトレード推進のためのパンフレット作成やイベント等の広報活動を行う。
 - 市役所の中に担当者を設置し、関係先やテーマ等の調整をはからせる。
2. 自治体内に所定数のフェアトレードショップがあること
 - 人口比率による所定のショップ数と所定量の品揃えがあること。
 - 地域内での喫茶店や食堂で提供/販売されていること(人口に応じてショップや企業数の目標を設定)
 - フェアトレード・ダイレクトリー(業者リスト)の作成

2008年1月23日

30

フェアトレードタウン認証条件(続)

3. 地域の企業等がフェアトレード商品を利用していること
・地域の職場(不動産企業、美容院等々)や地域の団体(宗教関係団体や学校など)において、フェアトレード商品が提供されていること。
・フェアトレードの理解を促進するため、教育的キャンペーン等を行なうこと。
4. 自治体による支援体制があること(予算措置)
・地域のフェアトレード運動(キャンペーン)に対して、自治体は支援を行う(予算措置を行なう)。また、メディアも積極的な協力を行う。
5. フェアトレード運営委員会(常設)の設置
・フェアトレードタウンの推進を継続するための仕組みをつくる。
・委員には市議会代表、キャンペーン担当者、学校・教会・企業の関係者等から選ぶ。

2008年1月23日

31

フェアトレードタウン

- 拡がり: 町、市、地区、島、郡、区
- 目標ショップ/サービス店(カフェ・ケータリング)数
 - ①人口1万人以下: 2500人当り1ショップ、5000人当り1サービス店
 - ②人口20万人以下: 5000人当り1ショップ、1万人当り1サービス店
 - ③人口50万人以下: 1万人当り1ショップ、2万人当り1サービス店

2008年1月23日

32

タウン宣言へのプロセス ~~英国の例に学ぶ~~

- (1) ネットワーキング
——地元の学校、教会を含む宗教関係機関との結びつき
- (2) 教育的観点からのアプローチ——学校など
- (3) 地域のNPOへのアプローチ
- (4) 政治家へのアプローチ
- (5) 地元の産業界へのアプローチ
- (6) 地元農家へのアプローチ
——開発途上国の農家と地元の農家には共通する問題があることに気づく。

2008年1月23日

33

フェアトレードタウンへのプロセス(1) ~~日本での可能性を検討する~~

- (1) 県に担当部署と担当者を設定する
——市に担当部署と担当を設置する
- (2) 神奈川県内の団体・ショップのネットワークづくり
——地域内フェアトレード・ネットワークの形成
- (3) 県庁・市役所での取扱いの開始
——自治体内で使用する飲料関係(コーヒー、紅茶等)はフェアトレードへ切り替え
——自治体内での食堂での提供(コーヒー、カレー、ジャム等)
——自治体内の売店での取扱い開始(クラフト類、衣料、食品)

2008年1月23日

34

フェアトレードタウンへのプロセス(2)

- (4) フェアトレード運営委員会(常設)の設置
——フェアトレードタウンの推進を行なうための仕組みづくり。
——委員は県・市議会代表、キャンペーン担当者、学校・宗教関係団体、企業、NGO、フェアトレード団体の関係者等から選ぶ。
- (5) 議会でのフェアトレードタウン宣言決議
——議会の決議が最大課題——議員の関心・理解が問題
——市長が個人的関心をもって、議員の理解困難に直面
- (6) 自治体内での専門担当者の設定
——専任チームの設定が望ましい
——関係先やテーマ等の調整を図る専門・専任担当者の設置

2008年1月23日

35

フェアトレードタウンへのプロセス(3)

- (7) フェアトレード推進事業の予算化
——定期的にフェアトレード推進のためのパンフレット/ダイレクトリー作成やイベント等広報活動を行う=情報提供活動
- (8) 一次キャンペーンの実施
——モメンタムの形成へのキャンペーン
・自治体内でのフェアトレードショップ数の目標設定とキャンペーン
・地域内での喫茶店や食堂で提供/販売してもらうキャンペーン
・地域の企業・職場でフェアトレード商品使用へのキャンペーン
銀行等企業、不動産業者、美容院、地域団体、学校など
・商店街、お祭り等イベントでのフェアトレード・ショップの開店
・フェアトレード教育キャンペーン
・町内会へのキャンペーン/広報

2008年1月23日

36

フェアトレードタウンへのプロセス(4)

(9) 二次キャンペーンの実施

- 地域フェアトレード運動(キャンペーン/イベント)への明示的支援
- とくにメディアの積極的な協力を得るようにする
 - メディアとの協働戦略の導入
- 全国キャンペーンとの連携 → 神奈川県での全国広報につなげる

(10) 英国へ県・市のフェアトレードタウン・ミッションを派遣

- フェアトレード財団、オックスファム、ガースタング市(世界最初のフェアトレードタウン)等への訪問活動
- 英国フェアトレード財団との連携
 - 神奈川県がフェアトレード財団からの認定を受ける
- 神奈川県を日本最初のフェアトレードタウンへ

2008年1月23日

37

フェアトレードタウンへのプロセス(5)

(11) フェアトレード姉妹都市構想

- 姉妹都市構想の見直し — 開発協力的視点へ
 - フェアトレード生産者との連携
- 各自治体は開発途上国の農村・自治体等と連携し、フェアトレード姉妹団体関係を構築する。
- 開発協力の現場との交流を行なう。
- 日本のフェアトレード団体と連携し、コンサルタントを得る。

(12) フェアトレード生産者の招聘

- 招聘事業の実施 — 各地でのシンポジウム開催等

2008年1月23日

38

フェアトレードタウンへ向けて(1) ~~心がけたい点~~

(1) 「地域の国際化」との関係づけが課題

- 新しいコンセプト/用語の採用 → 『自治体の地球的責任』

(2) 「産直」とフェアトレードとの関係づけを行なう

- フェアトレード = 国際的産直システム
- 県内農家の理解と連携を図る

(3) 地域でのフェアトレード・ショップの育成と増加が課題

- フェアトレード・ショップの起業化を促進するための低利融資制度(市民バンクの活用等)の導入・支援
- ショップ開設講座の開催

2008年1月23日

39

フェアトレードタウンへ向けて(2)

(4) 地域のおもてなしの理解と連携が鍵

- 環境、高齢者、教育、健康、消費者教育NPO等々との連携
- とくに環境、食育NPO等との連携
(フェアトレードはオーガニックを推奨しており、環境適応型商品を提供している)
- 他の世界的テーマ(課題)への拡がりとながりに心がける
... 児童労働/地球環境 等

(5) 自治体での仕組みづくり/支援体制づくりが鍵

- 議員の方々の理解をいかに得るか

2008年1月23日

40

フェアトレードタウンへ向けて(3)

(6) メディアの協力

- とくにローカル・メディア、地域メディアNPOとの連携

(7) 消費者運動/環境運動としての展開

- 目覚めた消費者(選択者)の育成
- 私にできること: 買い物を通じた開発協力
- 環境教育・食育教育との合同キャンペーン

(8) 県・市の連携

- 県が育成方針・決議・助成策を導入
- 市がタウン宣言向け県・市・NPOと協働

2008年1月23日

41

自治体の地球的責任

Municipal Global Responsibility (MGR)

地球村の住人としてのかながわ

かながわを

日本で最初の

フェアトレードタウンにしよう

2008年1月23日

42

○ 講演「自治体におけるフェアトレードの取組みの可能性と展望」

はじめに

本日の講演タイトルですが、非常に大それたものになっていると思います。

しかし、このように大それたタイトルの研修会ができることを私自身は大変うれしく思っております。これほど本格的な形で県内の皆様が自治体とフェアトレードについて考える勉強会は、たぶん日本でも初めてなんではないでしょうか。ある意味では記念すべきものかもしれないと思っております。

それでは、開発途上国問題の重要性や自治体がこの問題をどう考えたらいいのかをお話しつつ、その中の取組みの一つがフェアトレードだと言うことをお伝えしたいと思っております。開発途上国問題とはこの様に重要なんだということを、知って頂ければと思います。

I 自治体の開発協力

2つの地球的課題

皆さんも御承知のとおり、世界規模で取り組んでいくべき問題が大きく分けて二つあります。

一つが地球環境問題です。これは、皆さん御承知の通り、京都議定書の実施と COP13 以降のバリ・ロードマップをこれからどうするかという取組みなどがあります。これはもう本当に緊急で、世界の主な気候変動予測機関では、地球温暖化で気温が 2 度以上上昇するのが、21 世紀末だったのが、2050 年になり、さらに 2028 年になり、さらに 2018 年になるなど、予測がどんどんどんどん悪化しています。もう戻れない緊急のところまで来てしまったようです。

もう一つが開発協力、つまり、世界の貧困問題ですね。これは MDGs (Millennium Development Goals) (ミレニアム開発目標) を設定し、世界中が 2015 年までに達成しようとして頑張っているわけです。

この二つの問題は実は非常に大きな強い関係にあって、地球温暖化が進めば途上国の人々が最も被害を受けます。例えば今日のダルフール紛争でも、気候変動に伴って、人々は、環境が変化して食べ物がないから移動する、そうすると紛争が起きる、ということが起きているわけです。ですから私たちは、この両者を結びつけて考える必要があります。開発協力の問題に取り組むということは、環境にもまた同時に取り組むということになります。

開発協力の 5 つの主体 (アクター)

開発協力には、5 つアクターがあります。

一つが「NGO(NPO)」です。市民社会の連帯、つまり、私たち自身がこの問題をどうとらえるのか、それをみんなで、仲間を集めて団体などを作って、それで取り組んでいく。これが市民社会団体 (NGO・NPO) で、開発協力の中心的なアクターの一つになっています。

二つ目が「消費者」です。買い物を通して国際協力をする。赤ちゃんは除きますが、生きている人間全てが消費者になっています。

三つ目のアクターが「自治体」であります。「自治体の地球的責任」という言葉は、実は今日のために私が考えました。皆さんにお送りしたい言葉ですので、持ち帰っていただければとてもありがたいです。

自治体間の協力とか姉妹都市問題とかいろいろな問題があります。その中の一つに、今日お話するフェアトレードがあります。

四つ目のアクターが「政府」です。ODA とか、様々な取り組みを通じて開発協力を支援します。

それから五つ目が「企業」。これは「企業の社会的責任」ということで皆さんも詳しいことと思います。

この中で、今日お話するのが「自治体」についてです。

自治体の開発協力コンセプト

自治体の開発協力については、80年代から様々な国際会議が開かれ、そのコンセプトが作られてきました。とくに次の4つの会議が大きな影響を与えてきました。

一つは1985年にケルンで開催された「町と開発」という会議ですが、そこで、CDI (Community-based Development Initiatives) (地域社会を基盤とした開発へのイニシアチブ) という、地域主体型開発協力のコンセプトが出来上がりました。

二つ目は、1992年のベルリンで開催された国際南北会議で、この時、CDI コンセプトがさらに強く認知されました。その内容は、南北が、つまり途上国と先進国が対等な協力と参加で学び合い、貧困、医療などの地球的な課題を地域から解決していくんだ、というものでした。

三つ目。1992年の地球サミットで採択された「アジェンダ21」にある、「ローカル・アジェンダ21」で、地域・自治体の環境問題に対する取り組みが示されました。

四つ目。1995年ハーグで IULA 国際地方自治体連合の会議が開催され、「MIC (Municipal International Cooperation) (自治体の国際協力)」という概念が定義されました。当時、私はアムステルダムに駐在してしまして、この会議に参加しましたが、日本からもたくさんの方がいらっしゃったと思います。

自治体開発協力コンセプトの鍵

自治体の開発協力のコンセプトのキー概念として、一つにコミュニティが参加する、つまり、地域社会の住民が直接的に参加していくということがあげられます。

二つ目は、自治体と NGO(NPO)の協働です。このために、自治体が協働の制度を整えることと、市民参加の社会を作り上げていくことが必要になってきます。

三つ目が具体的取り組みになりますが、姉妹都市とか自治体支援とか市民に対する啓蒙とか、様々なことがあると思います。姉妹都市の後でご紹介しますが、例えば水道協力とか農業開発とか経済開発もそうですが、国家に比べて小回りがきく自治体が取り組むからこそ、有効である取り組みがあります。フェアトレードもそうです。政府の ODA ではなかなか取り組まないものに取り組むというところに、自治体の開発協力の意味があるわけです。

自治体開発協力の意義と役割

もう一つ自治体が開発協力に取り組むことのメリットについてですが、これは欧米で強調されている点ですが、民主主義の構築への貢献ということがあげられています。

開発途上国で民主化が進んでいく、民主主義が定着していくことが非常に重要なわけです。そこに貢献する。つまり、人権問題が生じているところに先進国の自治体関わっていくことで、人権

の尊重に役立つのではないか、コミュニティを形成する上で先進国の自治体が非常に重要な役割を果たせるんじゃないか、それは同時に先進国側の自治体のコミュニティの意思の形成にも役立つんじゃないか、市民参加と市民意識の高揚に貢献するんじゃないか、自治体の知識と専門性による協力が可能になるんじゃないか、等考えられるわけです。

自治体の知識と専門性による協力には、先ほど申しあげました水道事業や医療事業などが例にあげられます。欧米では自治体間で協力して、取り組むこともあります。自治体が持っている専門性は、国家とは違い、小規模なプロジェクトへの取り組み、かつ小回りの効く協力、より多様できめ細かい、地域に密着した取り組みが可能です。

他に、政府の開発協力支援の補完になる。人的継続性・持続性・安定性が可能である。これは、自治体同士が姉妹関係を結んで協力し合うと、後任を送り込んだ場合にも、前任者と後任者が顔見知りになる上に引継ぎも行われ、人的継続性が保たれると言うことです。

それから、地域の活性化。先進国側の自治体にとって開発協力は、社会事業家の育成にもつながって、地域が元気になってくるということでもあります。

自治体の仕組み（制度）の構築

自治体が開発協力するために、自治体自身が仕組みを作っていかなければなりません。どういう仕組みを作ったらいいのかということで、ヨーロッパなどのケースを見ますと、一つは、自治体がそういう地域の市民活動を支援するというをちゃんと立法化することを行なっています。

それから、NGO・NPO、議会・議員、役所が連携する仕組みを構築すること、NPO への具体的支援制度（予算化）を図ることです。

さらに、姉妹都市構想を見直すことと（スライド）書いてありますが、これは例えば 80 年代に日本では「地域の国際化」ということがよく言われました。地域の国際化は、もちろんすばらしいことなんですが、姉妹提携することで自分たちの地域が国際化するためのメリットを相手から得たいという、そういった発想があったのではないのでしょうか。そして、その後「地域の国際化」が「国際協力」という言葉に変わっていきましたが、これは実は何でもありの言葉で、非常にあいまいになってしまいました。今日はむしろそういう言葉を、開発協力というイメージを明確にしたものとして、捉えていった方がいいのではないかと思います。

先ほど、ベルリンの会議で CDI コンセプトが国際的に認知されたといいましたが、その時に出来上がったコンセプトが実はもう一つあります。会議の成果をまとめた『グローバル・ビレッジ』という本が書かれました。私たちは「地球村（グローバルビレッジ）」という地球の中のそれぞれの地域社会・自治体の中で生きているのだ、というコンセプトが提示されました。

私たちも、神奈川の住民としてこの地球の中にいる責任があるんだ、地球の中の一員としての責任があるんだ、という意味で「自治体の地球的責任」という言葉を持つ必要があると、私は思っています。

自治体システムの構築とは

では、自治体システムをどのように構築すればいいのか。

例えば、自治体の政策・計画の中に開発協力の項目を挿入すること、NGO・NPO を参加させた

委員会を設置すること、そこで自治体が議会で討議するための資料・政策案を作り上げていくこと、自治体職員と地域 NPO の取り組みを推奨したり証明したりするシステムを作ること、それから、開発協力に関する特別予算の計上ということもあります。欧米には、市民一人当たり 50 円とか 100 円の予算を計上するというをやっている自治体があります。日本でもやろうと検討したところはあるでしょうが、実施しているところはないと思います（やっているところがあるかもしれませんが）。

今日パネリストに PARC の井上さんに来ていただいています。昔 PARC が「日本の自治体の 1/3、1000 以上の自治体が海外の都市と姉妹都市を結んでいるが、その事業の内容の 70%以上は交流事業関係であって、開発援助・国際協力関係は 5%に満たない。その 5%も、青年海外協力隊の自治体職員の派遣とか研修生の受入れとか、そういう政府や JICA がやっているものへの参加であって、自治体独自の開発協力は極めて少ない」ということを報告しておられます。これは、現在も変わっていないんじゃないか、と思っております。

開発途上国のために日本の自治体は何ができるのか。私たち自身がいろんな仕組みを作ること、「自治体の地球的責任」を果たしていくことができる自治体になれるのではないかと思います。

II. フェアトレードとは～最も身近な開発協力～

さて、これから本論であります。

よくフェアトレードには「最も身近な開発協力」という言葉が使われますが、フェアトレードは、開発途上国の人々の自立を支援する運動です。

自立を支援する運動には、様々な取り組みがあります。ムハマド・ユヌスさんがノーベル平和賞をとりましたマイクロクレジットからはじまって、JUBILEE2000(債務帳消し)とか、難民支援とか、紛争問題とか、それから、必須医薬品入手キャンペーンとか、あるいは地球温暖化ガス排出削減、植林・生物多様性問題など世界中で NGO、地域社会の団体が取り組んでいることがいっぱいあります。フェアトレードはそういう中の一つであります。

フェアトレードの 3つの側面

フェアトレードの目的には、三つの側面があると思います。

一つ目は開発協力として。二つ目はオルタナティブ・トレードとして。オルタナティブとは、もう一つ別の、今行われている貿易とは別の貿易のあり方を追求するものです。三つ目が消費者運動です。

(1) 開発協力として

これは、途上国の農民の人々、零細、小規模生産者の自立を支援することです。つまり、エンパワメントです。その人達が自分たちのことを自分たちで決められるようになるように協力することです。

フェアトレードには、ビジネスモデルが明確にあります。

一つに、まず相手側に生産者の組織化を図ってもらうことです。現地で協働組合を作ってもらうとか、NGO の団体を作ってもらうとか、もちろん個人である場合もありますが。そして、それが民主的な方法で運営されることが非常に重要になります。これは、私たちが時々現地に行ったとして

も、本当に民主的に運営されているかどうか、明確には分からない場合もあります。しかし、議事録をちゃんと作っているとか、議事録を見れば、「民主的な運営」が行なわれているかどうかはある程度分かります。

次に、適正価格での購入。アンフェアな貿易は、私たち先進国側が現地に行って、買い叩けるだけ叩いて買ってくるというものですが、そうではなくて、現地の人達が、日常の持続的に生活できるコストを前提にして価格を設定し、それで買ってくるということです。あくまでも、自立支援です。

また、食料や肥料や燃料などを買うために高利貸から借金をして、それで生産物ができた時に借金を返済し、利益が残らないという状況を避けるために、「前払い金」を提供します。それから、フェアトレードプレミアムとかソーシャルプレミアムといっていますが、割増金を協同組合に支払います。協働組合に支払うことで、貯まったお金で学校を作ろうとか、病院、診療所を作ろうとか、道路を良くしようとか、あるいは、いろんな有機の栽培を始めようとか、そういうことをみんなが一緒になって決めるわけです。そういうための支払いをします。それによってコミュニティ全体が向上していきます。

同時に、安定的であるためには長期的な関係を作らないといけませんので、契約は一年ごととか、買ったり買わなかったりということはありません。長期的取引関係を前提とするわけですから、企業から「創立 100 周年にあたり、フェアトレードのキャンドルを 3 万個仕入れたい」といった話がありますと、その企業の創立記念が翌年もあればいいですが、そうではないわけですね。つまり、商品を提供したとしても安定的ではないわけです。そういう時は、話を受けたフェアトレード団体は、涙をのんでお断りすることになります。継続的でない限りはフェアトレードは成り立ちません。

それから、中間業者を排除する。この中間業者が、実はアンフェアな貿易の中では本当に現地の生産者を買殺している仕組みになっています。フェアトレードというのは、生産者と消費者を直結する国際的な産直運動ですので、それを排除します。

他に、技術指導とか、特に環境への対応は、今後ますます重要になってきます。また、児童労働はしないとか、そういった人権対応もします。さらに、現地の資源、現地の技術や文化の尊重などです。

このような貿易のやり方が、フェアトレードの基本的なモデルになっています。

(2) オルタナティブ・トレード＝「もう一つの貿易運動」として

今の WTO（世界貿易機構）の仕組みには、非常に大きな問題があります。それは、先進国の企業にとっては有利だけれども、開発途上国の企業にとっては非常に不利といったものです。例えば、HIV/エイズの薬は、開発途上国の人にとっては非常に高すぎて手に入れられません。実際のコストは、非常に安いコストなのに、このように手に入れられない仕組みを WTO は作ってしまっています。そのため、こうした貿易構造を改革し、新しい仕組みを作る必要があります。

貿易構造の改革は、現地の国の社会構造（権力構造・差別構造・格差構造）の改革にもつながります。貿易構造が改革されて、現地の人達にエンパワーメントがつけば、その国の社会構造も変わっていきますが、そのための協力になることが、フェアトレードの一つの目的であります。

(3) 消費者運動として

私たちが日常生活、買い物を通して参加できる開発協力が、フェアトレードです。

実は、私たちが日頃、無意識的に、意識をしないで買い物することが、開発途上国の人々にとっては「おまえらなんかどうでもいいんだ」と足蹴にされることと、同じことになっているかもしれません。つまり、この商品を買うことが本当に途上国の生産者のためになっているのか、と意識して買うといった「選択者」としての買い方が、途上国の人々の自立を支援することにつながるのです。

エコの問題では、グリーンコンシューマーとかサステイナブルコンシューマーの意識を高めることによって、私たちは企業社会あるいは世界の仕組みを変えることができるはずで、「消費者」から「選択者」に変わるような、そういう消費者運動がフェアトレード的な購入構造をもたらし、地域社会の活性化にもつながっていくと思います。

Ⅲ. フェアトレードの基準

フェアトレードには、各団体が必ず基準を作っています。フェアトレードは法律によって保護されているわけではありません。そのため、何がフェアトレードをフェアトレードたらしめているかというと、各団体が、作った基準や理念に従った運営によることとなります。そういう意味で、基準は非常に重要であるわけですが、その一方で、基準には、様々な試みというのが無視されてだんだんと単一になっていく、といった危険性があります。NGO 活動は、多様性に意味があるわけですので。

主な基準団体である IFAT（国際フェアトレード連盟）は、いわゆる NGO 型基準になります。後でご登場いただく土屋さんのネパリ・バザーロは IFAT に参加しておられますが、参加団体は、ソーシャルレビューといいまして2年に1回、この基準に沿って運営しているということを自分たち自身が評価し、数年に1回、IFAT から監査が入って、ちゃんと運営しているかというチェックを受けます。その結果、IFAT の基準に従って運営していれば、IFAT の organization という認証ラベル（フェアトレード団体マーク）を使用することが出来ます。

FLO というフェアトレード認証団体では、商品別に基準を定めていて、生産の仕方が基準に見合えば、その生産者はフェアトレード商品の生産者として認定されます。認定された生産者から私たちが商品を購入すれば、これはフェアトレード商品ですと売ることができる、そういう国際的な仕組みです。品目は、食品が中心ですが、コットンとか次第に他の品目にも広がっています。

最後は、欧州 4 つのフェアトレード団体の頭文字をとった FINE というネットワークのネットワーク型の基準があります。

フェアトレード基準 (IFAT)

IFAT の基準を例に見てみます。

まず、「生産者に仕事の機会を提供する」。つまり、仕事を創出するということです。

次に、「事業の透明性を保つ」。さっき申し上げましたように、フェアトレードがフェアトレードであるために「自分たちの理念、基準に従って私たちは運営しています」ということを、消費者の皆さんに公開します。

それから、「生産者の資質の向上を目指す」。エンパワーメントという生産者自身が、自分たちのことは自分たちでできる、そういう能力をもてるように協力します。

さらに、「フェアトレードを推進していく」、「生産者に公正な対価を支払う」、「性別に関わりなく平等な機会を提供する」、「安全で健康的な労働条件を守る」、と続きまして、「子どもの権利を守る」。これは、児童労働を認めないということです。

それから、「環境に配慮する」。そして最後が、「生活の向上をもたらす長期的な取引関係を持続する」ということです。

フェアトレード商品の仕入れ方

それで、もし皆さんが、フェアトレードショップなり何かフェアトレード商品を扱いたいという時に、どういう仕入れ方法があるかということをお知らせします。

一つに、日本のフェアトレード団体から仕入れる方法があります。つまりここにいらっしゃるネパリー・バザーロさんや PARC さんから仕入れて、お売になる方法です。

二つ目に、現地や他の国のフェアトレード団体から仕入れる方法、つまり自分で輸入する方法です。

三つ目が、FLO 認証生産者から直接仕入れる方法。FLO が認証した生産者から直接買えば、それをフェアトレード商品として売ることができます。

それから四つめに、FLO 認証品を扱う企業・団体から仕入れる方法。これは、例えば焙煎企業というのは、コーヒーの味を知っていますから、美味しいフェアトレードコーヒーを提供しようとすると、焙煎企業は世界に何百とある FLO 認証のコーヒー生産者を巡って、その中からすごくいい味のブレンド・組み合わせをみつけだすんですね。コーヒーが好きで、喫茶店を始めたいという方は、商品をそういった企業から仕入れ、お客に提供するというのもできるということです。

IFAT 型の団体も FLO の認証型も相互乗り入れさせて、仕入れていくということが必要だといえます。

IV. フェアトレードの現状～欧米では、ニッチ市場以上の存在へ～

(1) 世界のフェアトレード市場規模

簡単に世界のフェアトレードの市場規模を申しますと、2005 年で約 10 億ユーロ（約 1600 億円ぐらい）と言われています。1600 億円というのは、全く大きな数字ではないですね。まだまだ小さい数字であります。数字は、毎年 30% くらい増えていますので、今（2008 年）は、2000 億円くらいにはなっているだろうと思います。

(2) 欧州（EU）のフェアトレード市場～急成長する市場規模～

ヨーロッパは、2001 年から 2005 年の 5 年間で毎年 20% 成長してきました。今でも 20~30% 成長してきていますので、世界でも最も成長率の高い市場の一つになっています。

ものにもよりますが、フェアトレード商品はニッチ市場以上のものへとシェアを伸ばしてきていますので、国際的にも企業の皆様が関心をもつようになってきているんだと思います。

ヨーロッパは、世界のフェアトレード市場の 60~70% を占めています。

(3) 日本のフェアトレード市場規模

さて、日本はどうなっているかといいますと、日本にはネットワーク組織がないので、実は調査

をしたことはありません。

しかし、日本の主だったフェアトレード団体の売上額を積み上げますと、積上げるといっても、団体が自らのショップで売る分と、日本全国のフェアトレードショップに卸す分がありますので、これを小売売上額に直す必要があります。とてもラフな推計ですが、2005年頃に40～45億円くらいであったらと思います。さらに、今はかなり急速に伸びていて、65～70億円くらいなんではないかと推定されます。FLJ（FLOの日本の機関）の売上額でみますと、2005年で約5億円、2007年は倍になって10億円になっています。いかにこの1、2年の間で伸びているかがお分かりになっていただけたらと思います。しかし、当時のヨーロッパでは約960億円でしたので、日本のシェアはごく小さいものであります。

FLOの商品一人当たり売上額の統計があります。2005年で、ヨーロッパでは、一人当たり1.51ユーロでした。この1.51ユーロに、日本の人口の1億2769万人をかけます。すると、1億9281万ユーロになります。さらに160円をかけますと、約300億円になります。つまり、もし日本の市場がヨーロッパ市場並であるならば、FLO商品の売上額は、300億円くらいになるはずなんです、実態は1/60（5億/300億）の規模ということになります。

フェアトレード市場（1）

世界でフェアトレードの取組みの対象となっている開発途上国の生産者が、700万人以上いるといわれています。世界には一日1ドル以下で暮らす人々が10億近くいるといわれていますので、フェアトレードの恩恵を受けている途上国の人々はまだきわめて少ないといえましょうし、逆に少なくとも700万人はフェアトレードとの関わりが出来ることによって、自立ある生活に向かって、生活を着々と向上させているといえます。

また、ヨーロッパでは約200団体が、フェアトレード商品を途上国から輸入しています。

品目数は、数え方で異なりますが、1300とか、3000品目といわれます。主にクラフト類、食品、衣料品です。

日本のフェアトレードの商品カタログに「ピープル・ツリー」やネパリ・バザーロの「verda」など、どの団体もカタログを出しています。日本の特色の一つはファッション衣料が充実していて、これは世界的に見ても特色になっています。どのカタログも、温かみのあるすばらしいカタログです。

フェアトレード市場（2）

浸透度ですが、スイスではバナナ市場で47%。スイスで売られているバナナの半分がフェアトレードバナナということになります。生花市場は28%、砂糖市場は9%。英国では、コーヒー20%、紅茶5%、バナナ5.5%。日本では、まだはっきりしていません。

認知度は、ヨーロッパはやはり日本よりはるかに高く80%以上の国がフェアトレードの理念を知っているようです。去年、日本でチョコレボ（チョコレートレビューション）実行委員会が「フェアトレードチョコレートを食べようよ」といったキャンペーンを行いました。その際にパソコンやインターネットを利用して行った調査で、出現度（認知度とは違うためこの表現を使っています）が2.9%という結果が出ています。日本では、フェアトレードという言葉とその意味を知っている人は、まだ非常に少ない状況にあります。

日本の現状

日本の主なフェアトレード団体というと、今日来ていただいているネパリ・バザーロ、PARC 以外にフェアトレード・カンパニーなど大きな団体は10程、小さい団体はさらに10以上あると思われます。そして、フェアトレードショップ（小売店）は、今、急速に広がりを見せていて、各県庁所在地に所在しています。それぞれが、自分たちの理念を作ってそれに従って、本当にまじめにやっているなあというのが私の強い印象です。

フェアトレードの認知度・浸透度は、残念ながら日本の場合、先進国の中で認知度も浸透度もまだまだ低く、政府・企業・自治体・政治家の認識も残念ながら遅れていますが、健康、環境製品としては、かなり認知されてきています。キャンペーンも、「フェアトレード月間」として5月の第2週を中心に、数年前から始まっています。とくに5月と2月のバレンタインデー前を中心に、多くのイベントやセミナーが開催されるようになっていきます。

企業とフェアトレード～CSRへの取り組みとして～

企業の参加も見られるようになってきました。

皆さんもご承知の通り「企業の社会的責任（CSR）」というのは実は、企業とNGOが90年代後半から一緒になって、協働して造り上げてきた新しい企業経営システム論で、具体的には、NGO活動を企業内に組み入れることなのです。日本では残念ながらそういう認識がありませんが、そこが日本のCSRの問題点でもあります。

欧米を拠点とする企業では、社員用に提供するコーヒーとか飲料をフェアトレードコーヒーなり紅茶にする、社員食堂ではフェアトレード商品やチョコレートを含めて売る、社外提供品もできるだけフェアトレード商品にする、自社系列小売店網でこうしたフェアトレード商品を品揃えする、ということは急速に進んでいます。

欧州（EU）の取組み

欧州（EU）では、自治体、政府、公共機関がフェアトレードに取り組むことはもう今更議論する必要がいくらいに常識になっています。後で紹介するフェアトレード宣言都市（フェアトレードタウン）も急増しています。

それからEU議会ではフェアトレードの決議、全面的に支援するという決議を行っています。さらに公共調達をする場合には、フェアトレード商品を優先するとする取組みが、自治体を含めて増えていますし、政治家を含めて全面的にキャンペーンに協力するという支援策を行っています。

また、フェアトレードは、先に申しあげましたように法律に保護されているわけではありませんので、ただ単に開発途上国から輸入してきて、これはフェアトレード商品だといって、悪用する人もでてくるわけです。そういった悪用を防ぐ仕組み作りについても、検討されています。

日本政府の取組み

ODAで草の根無償支援事業とか、ジェトロの事業で空港でのフェアトレード商品の販売や開発輸入事業などでの取組みがあります。それから、まだ具体的ではないですが、JICAも取組みを始めようとしています。

欧米では、開発援助予算の10～20%をNGO経由に配賦するのが普通なのですが、日本ではまだ2～3%とNGOへのODA予算配賦が非常に少ない状況です。

V. 自治体活動における可能性と展望

自治体とフェアトレード（1）

自治体による、フェアトレードへの取組みがどうやって発展してきたかということを申し上げます。

欧米では、自治体がフェアトレード商品を使うことによって、また、それを支援することによって、急速に発展しました。具体的には、自治体・政府・公共機関がフェアトレード商品を提供していく、つまり、自治体内で提供する飲料をフェアトレード商品にしたり、売店の中でフェアトレード商品を扱うようにしたりといったことでした。それが、訪れる人たちにとって、自治体の職員も含めてですが、「フェアトレードってなんだ？」というきっかけになり、その人たちが家庭にもどれば「フェアトレードというものがあるらしいよ」といった具合に広がっていくわけです。その結果、コミュニティ全体に普及していくということが起きたわけです。

自治体とフェアトレード（2）

自治体でフェアトレードに関する特別な仕組みを構築する「フェアトレードタウン」制度は、2000年にガースタングというところで、世界最初のフェアトレードタウン宣言があったことから始まっています。そこから信じがたいほど急速に展開してきて、去年（2007年）の10月に英国では300都市目として、シティ・オブ・ロンドンというイギリスのど真ん中の都市が宣言をしました。スライドにはベルギーをはじめと書いていますが、フェアトレードタウンを宣言する自治体は、英国のみならず、アイルランドとかフランスとかヨーロッパの他の都市、さらにオーストラリアなどにどんどん波及していっています。

「フェアトレードのまち」フェアトレードタウンは、タウンと言いますが、これは別にシティでもいいし、ディストリクト（区域）でもいいし、アイランド（島）でもいい。いろんな地域、コミュニティがあるわけですので、規模も様々です。スコットランドとかそういう大きなところであってもいいし、県レベルであってもいい。自治体とか商店街とかそういうところでどんどん個別に宣言をしていく、そういうところに実効性があると思っています。

フェアトレードタウン～「フェアトレードのまち」宣言都市

フェアトレードタウンになるには、五つ認証条件があります。

フェアトレード財団というFLOの認証団体がイギリスにありますが、そこはOXFAMという国際的な開発協力のNGOがつくりあげてきたものです。

一つは、自治体の議会でフェアトレードタウンを宣言する決議を行うということです。自治体内での会合や事務所・食堂ではフェアトレードコーヒーを出すとか、パンフレットを作成するとか、市役所に担当部署を設置して関係先の調整をはからせるとか、取り組みにもいろいろな方法があげられると思います。

二つ目が、宣言自治体内で所定数のフェアトレードショップがあること。つまり、人口に応じた数だけフェアトレードショップがあったり、フェアトレードのものを食べたりすることができるレ

ストランがあつたりということです。

三つ目が、地域の企業などがフェアトレード商品を利用していること。これは、地域の小さな不動産業者とか美容院、教会や学校が、フェアトレード商品を提供しているということになりますが、特に、学校がフェアトレード商品を提供するといった教育的キャンペーンは重要です。イギリスでフェアトレードが成功したのには、小学校、中学校、高校などの学校との連携があつて、教育的な効果の普及によって広がっていったところがベースにあります。

四つ目が、自治体による支援体制があること。具体的に予算を措置して、地域のフェアトレード活動を支援する仕組みを作るといことです。

五つ目が、常設の運営委員会を設置すること。委員会はフェアトレードを推進し、ちゃんと行われているかどうかの評価もします。委員には県・市議会代表、キャンペーン担当者、学校、協会、企業、NGOの関係者等から選びます。

フェアトレードタウンの条件

フェアトレードタウンは、先ほど申し上げましたように、町とか市とか島とか郡とか区域とか様々な規模で可能です。目標ショップ数は、人口1万人以下のところでは、2500人当り1ショップ、それから、ケータリングとか喫茶店とかそういうサービスができるのが、5000人当り1店舗です。人口20万人以下だと、5000人当り1ショップで、提供するお店は10000人当り1店舗。人口50万人以下だと、10000人当り1ショップで、提供するお店は20000人当り1店舗ということになります。この条件は日本にとっては非常に厳しいかもしれません。と言いますのは、さっき言い忘れましたが、FLO認証制度を通じて、イギリスを含めた欧米では、フェアトレードのコーヒー等を扱ったスーパーマーケットがあります。一つの独立したフェアトレードショップ、フェアトレードの専門店だけではないのです。つまり、スーパーマーケットでコーヒーと紅茶のフェアトレード商品を扱っていれば、それを1店と数えられるわけです。

一方、日本ではまだ、フェアトレード商品を扱うスーパーは限られていますので、もし神奈川県がフェアトレードタウンを宣言するために、イギリスのフェアトレード財団から認証を得たいとする際には、数については特別の配慮をお願いしていく必要があるかもしれません。必要数を目標にしてがんばるから！と、特例として宣言させてもらおうということでしょうか。

タウン宣言へのプロセス～英国の例に学ぶ～

タウン宣言へのプロセスを、英国のケースで見えます。

まず、地元の学校・教会を含むいろんな関係団体でネットワークを組みました。次に教育的観点からのアプローチから、学校などのネットワークを作りました。続いて、地域のNPO・政治家・産業界へアプローチして、協力を得るようにしました。

さらに、地元農家の協力も必要です。フェアトレード商品には、食料品が多く、特にイギリスの場合はそれが顕著ですが、当初は「地元のものを食べばいいじゃないか」ということで、地元農家から反対が結構あったんだそうです。そこで、地元の人達とフェアトレードとはどういうものなのかと話し合い、フェアトレードが国際的産直（「産地直結」「産地直送」「産地直売」の略）であること、地産地消（「地域生産ー地域消費」を短くした言葉）のコンセプトにかなっているの、農家の理解を得るようにしていったということです。

日本でのフェアトレードタウンへのプロセス

では、日本ではどうしたらいいのでしょうか。順番はともかく以下の点があげられると思います。

一つは、やはり、県に担当部署、担当者を設置して頂く、ということだと思います。

二つ目に、神奈川県ネットワークを作っていく。

三つ目に、県庁・市役所でのフェアトレード商品の取扱いを始める。

四つ目に、フェアトレードの運営委員会の設置をしていく。

五つ目は、自治体でフェアトレードタウン宣言の決議をしていく。

六つ目は、県だけではなく、各自治体で今度は専門担当者を設定して、コーディネーターを置いていく。

七つ目は、それから、フェアトレードの推進事業の予算化をするように、そのためのいろいろな情報・支援活動を展開をしていく。

八つ目は、一次的にこれを推進するためのキャンペーンを実施していく。つまりフェアトレードタウンを作っていこうというモメンタム（勢い・弾み）をつくるためであり、自治体内で目標ショップ数があれば、喫茶店とかそういうところに参加してくださいとお願いしていくなどのキャンペーンを行う。それから、地域の企業・職場、いろいろな店舗、いろいろなお店、銀行にはじまって美容院とかいろいろなところにフェアトレード商品を扱っていただくようお願いをしていく。商店街には、いろいろなイベントのお祭りがありますので、そんな時にもフェアトレードのショップを開店してくれるようにする、お願いをしていく。

それから、最も重要なことが教育面で学校への働きかけです。さらに日本の場合では、町内会や商店街などに働きかけていくということがあるかと思います。

そして、一次的なモメンタムを作ったあとには、二次的なキャンペーンということで、本格的にその地域でフェアトレード運動を実施していくということになるのではないかと思います。これは、こういうことを通じて全国的に、神奈川県を、宮崎の東国原知事ではありませんが、神奈川県を売り込むためにも、キャンペーンを連携させていく、全国とつなげていく必要があると思います。

こうした中で、イギリスのフェアトレード財団やガースタング市などへミッションを派遣して行って、実際に、みなさんが現地を訪れて、そこで話し合いながら、神奈川県全体もしくは神奈川県の中のいくつかの自治体を、最初のフェアトレードタウンにしていくということになってくるんだろうと思っています。

さらに、「フェアトレード姉妹都市構想」へ繋げていく。日本での姉妹都市の考え方は、先にお話ししましたように、従来の「地域の国際化」では相手から何かのメリットを得たいという思いが先にあったように思えます。そのためか日本の場合の提携先は先進国が多い。私も前の職場（ジェトロ）にいた頃、オランダのアムステルダムにいたのですが、日本のある都市から姉妹提携先を探して欲しいと言われたんです。それで、いくつか候補を選んで、後押しするんですが、相手に、目的というか意味が理解されないんですね。

つまり、彼らにとっての姉妹都市のコンセプトは、開発途上国と提携をして、開発途上国のために自分たちの都市のNGOと現地のNGOとが一緒に開発協力をしていく、それを自治体が支援するというものなのですね。ですから、日本とやって何の意味があるのか、歴史的に関係あるとかなら分かるが、オランダが貢献できるものはないのではないかと、ということで、提携の意味を見つけれ

れない。つまり、相手側も議員の決議が必要なのですから、議員を説得することができない。そこでほっておかれることになる。1年ぐらいして、日本の依頼元から、あれどうなったんだと、報告を迫られる。そこで再び、日本側の事情を説明して何とか取り組んでくるよう再度と願いすることになる。

今実際にたくさんの姉妹都市が神奈川県内の自治体内にもあると思いますが、その中に、別にそれをやめた方がいいと言っているのではなくて、とくに途上国と連携したフェアトレード的な考えを組み入れて、新しい姉妹都市関係を造り上げていく、途上国の生産者と提携していくような、そういう新しい姉妹都市関係を築いていけたらと思います。そうして、現地の生産者を招聘して、県内でシンポジウムを開催するようなこともできるのではないのでしょうか。

フェアトレードタウン宣言に向けて

フェアトレードタウンに向けて、私たちが進んでいく上で、心がけたい点としては、「地域の国際化」との関係づけになります。

これは先ほど申し上げた通りでありまして、産直とフェアトレードとの関係、つまり国内、地域、神奈川県を大切にすることが同時に、開発途上国の生産者を大切にすることに全く矛盾していないんだということでもあります。そういう理解を得ていく必要があります。

また、地域のフェアトレードショップの育成と増加。これには、低金利融資制度・市民バンク制度をつくるとか、どうやったらショップを作れるのかといったショップ開設講座を開くとか、そういったことが考えられます。ショップは、だいたい300万円から1000万円ぐらいの資金があると開設できます。40代から50代の女性が開設するパターンが多いですが、ショップを作ったら経営をどういう風に注意したらいいのかとか、そういう研修をして、たくさんの人達に社会起業家になっていただけるといいなと思っています。

さらに、地域の他のNPOの理解と連携が必須です。神奈川県内にたくさんのNPOがあります。市民社会団体があります。環境、高齢者、教育、健康、消費者その他様々ありますが、そういう人達と出会って、一緒になってやっていくことが肝心です。

また、フェアトレードの中に世界的なテーマとのつながりを心掛ける。つまり、私たちは地球の中の一つの村の住人として、地球環境や、児童労働などの人権問題をも含めた関わりが必要となります。

それから、自治体での仕組みづくり、支援体制づくりが鍵なんです。議員のみなさんが非常に重要であります。というのは、自治体の長が、やる気をだしてフェアトレード宣言をしても、実は議会で決議をしなければいけないわけで、議員の皆さんのご理解を得て、決議されてこそ、名実共にフェアトレードタウンとなりうるのです。

それからメディアの協力も必要ですし、消費者運動、環境運動として展開をしていくということも重要です。

最後は、県と市の連携です。つまり、神奈川県全体として、まず県全体がフェアトレードタウンと言うよりも、フェアトレードを県として推奨していく政策を宣言する。

そのために各自自治体が頑張っていて、あるいは町内会からでもいいし、頑張っていて、県内の自治体がフェアトレードタウンを獲得していく。それを県が、支援する仕組みを作っていく。フェアトレードの取りくみを考えているところに助成する仕組みとか。そうして、神奈川県内の一つでも多くの自

自治体がフェアトレード宣言をしていく。そのかたまりが、たくさんできてくると、県全体として、フェアトレードタウンに向かって拡がりをもてていくということが言えるのではないかと思います。

自治体の地球的责任

私たち自身は、神奈川県という地球村の一員として存在するコミュニティで生活しているわけですから、地球のことを考えるという意味で、「自治体の地球的责任」(Municipal Global Responsibility/MGR)を考えながら生きていく必要があると思います。それは、開発協力でありまじ、地球村の一員として私たちの生活を考えていくことが、これからの日本の未来につながっていくものだと思います。地球村の一員として、神奈川県を、日本で最初のフェアトレードタウンにしましょう。これは、私がしようよと言うのではなくて、皆さん自身が今日これからのセミナー、パネルディスカッションも含めて、そのことを、問題意識を持ち帰っていただいて、そこで議論を始めていただければ、こんなにうれしいことはありません。

ちょうど時間でありますので、これで終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

*なお、長坂寿久編著『日本のフェアトレード』(明石書店)も併せご参照ください。

○ パネルディスカッション「フェアトレードの取組を展望する」

パネリストの皆さんの団体・活動紹介の後に、フェアトレードの普及方法や、自治体の取り組みについてディスカッションしました。

長坂氏

それでは、大きく3つに分けて進めたいと思います。

1つは、日本でフェアトレードが浸透していない現状と理由。それから消費者にフェアトレードを受け入れてもらうための手段、方法、アイデアなど。さらに先進的に何か取組んでいるケースから学ぶことについて、パネリストの皆さんにお伺いしたいと思っています。2つ目は、地方自治体に求められる取組みと役割についてお話をいただいて、3つ目に、会場のみなさんからのご質問等を伺って、議論をさせていただきたいと思います。

それでは1番目の質問について、ネパリ・バザーロの土屋さんからお願いできますでしょうか。

土屋氏

先陣をきってということですが、非常に難しい。浸透していない理由という風に聞かれたら、私達活動している側からですと、ここ数年非常に認知度が上がってきていると感じます。特に国際交流協会等に入出入りされている様な方々にアンケートを取りますと、間違いなく50%以上の方がフェアトレードという言葉を知っています。これは、10年前に比べたら、かなりびっくりする数値ですし、大学時代に初めてフェアトレードに触れるという方も多いです。それでも認知度が低いといわれる背景には、受験競争で、社会に目を向けるべき年頃に、そういうことになかなか目を向ける時間を持たないことも影響しているように思います。大学生で、フェアトレードのことを説明できる人は、5%くらいいます。これは、一般教養の学生からのアンケート結果ですから、平均的社会状況を代表していると仮定すれば、かなり認知されてきているという実感があります。そして、去年くらいから企業の方も、内部で検討をはじめるところが増えてきていますので、企業にとっても無視しえない状態になってきているという実感があります。ただ認知度の絶対的数値は欧州に比較してまだまだ低いので、今後が楽しみです。

長坂氏

ありがとうございます。次に、フェアトレード・リソースセンターの北澤さんよろしくお願ひします。

北澤氏

はい。どうして、浸透しないかということですが、環境は少しずつ浸透してきていると思います。

しかし、人権とかもそうなんです、社会的な issue (論争点、討論) 全般に関しては、欧米に比べて浅いと思います。

それはどうしてかという、こう言うのはミモフタもないですが、日本はそういう社会的な issue に対して基本的に関心がない社会なんだと思います。

イギリスではですね、倫理的消費者運動というのが大きくあって、核実験反対だとか、毛皮は反対だとか、児童労働とか、あとスエットショップがすごくたかれましたね。「ナイキ」や「ギャップ」が途上国でとてもひどい労働環境・労働条件となる工場で、現地の人を使って製品を作らせていると。そういう、倫理的消費者運動というんですか、そういうのがすごくイギリスでは広まっていて、そこにちょうどフェアトレードがうまくのっかったんですね。日本ではそういう倫理的消費者運動みたいなものがないので、そういう意味ではフェアトレードが浸透するのも、なかなか難しいのかなという風に思います。あと、日本では消費者運動は消費者の権利ばかり言われてるんですね。「権利」があって当然だと。消費者には他にも「責任」と「義務」があるんですけども、僕あんまり勉強していないので、日本の消費者運動をこうやってしまったら、怒られるかもしれないですが、権利ばかりを主張して、義務とか責任とかを問わない、そういった消費者運動に問題があるんじゃないのかなと思います。これをどうすればいいかということに関しては後々お話しします。

長坂氏

では、パルクの井上さんお願いします。

井上氏

未だ浸透していないのは確かです。ただし、若い世代と残念ながら私どものようなやや高齢の世代との比較で言うと、先生の方がご存知なくて、学生さん達の方が知っているといったことの数少ない例がフェアトレードだと思うんですね。これには、将来への希望を感じます。自治体の皆さん方も、若い方と一緒に、やっていくことに力点をおいていただけたらいいんじゃないかなと思っています。なぜなら、フェアトレードはフェアトレードだけで完結するわけではなく、長坂先生のお話にもありましたけれども、開発協力、貧困問題への取組み、環境問題の取組み、そういったことと一体なのですね。開発協力に関してですが、例えば欧米の場合、第二次大戦後 1945、6 年からすぐに始まっています。日本の場合は、一般的に言って、1980 年が NGO 元年と言われていています。そこだけですでに 30 年の落差があるわけですよ。当然そのくらいの時間差がありますから、日本でフェアトレードが浸透するのにも、時間かかると思った方がいいし、時間かかるから、当然若い、次の世代の方達がそれを始めてくれたらいいのかなって思うんです。

もう一つ、浸透するのにこれは非常に重要だと思う点は、私、ヨーロッパを列車で旅した時に、よく子供と大人が座席で一緒に長い時間いる時にゲームしたりする、そんな光景をよく目にしました。その中で例えば、どの町はどこにあるとか、どこの国の首都はどことか、そういうのやってみました。そういう時に、ヨーロッパの子供達と日本の子供達の国際関係に関する知識の落差ってすごくあるんですね。日本の子供達は、おそらく、隣の国の韓国の首都はどこですかと言われても、分からない子が結構多いのではないのでしょうか。高校生くらいでも、分からない人が結構いるのではないのでしょうか。落差の原因として、教育の違い、学校教育の違いというのをすごく感じますね。日本では、現在の世界について、小、中、高校の間で教えられる機会が大変少ない。これは大変残念なことに思いますし、まして自分が知らない人達について想像力を及ぼす、知らない人達が今、災害で困ったり、食べられなくて困ったりということに関して想像力を及ぼすのは大変難しいですよ。ですから、やっぱり知ってもらおうということが、フェアトレードを浸透させていく上で、一番大事かと思っています。

長坂氏

ありがとうございました。今、いくつかの意見がでましたが、後でまた具体的にアイデアや提案などをお伺いたしますので、よろしく願いいたします。

今、お話の中で、教育問題についての重要性の指摘がありました。若い人達は結構高い意識を持っているのではないかと、私自身も感じています。学生など若い人たちは、「自分はどのような生き方をしたらいいのか」と、誰も「生きがい」というものを求めているんですね。これはおそらく、昔も今もいつの時代も変わらないわけで、それを私たちが、先生が、あるいは大人が、親が、その生きがいを子どもに見せられるかどうか大切です。戦争の時代は、大和魂云々で強制的にやってきたのであたかも生きがいがあったように見えますけれども、そうでない時に、どれだけの家庭で親子が社会、世界の問題を話し合っているのか、話し合えていないんじゃないか。そういうことも含めて私たち大人は、若い人達に対して生きがいを与えられていないのではないかと思います。

ですから、こういうフェアトレード問題に出会うと若者たちは、本当に生き生きとするような感じがします。例えば、フェアトレードのスタディツアーに参加して開発途上国に行き、現地の人達と出合って帰ってくると、本当に若い学生達は化けるとい感じがします。それだけ、生き生きとした、生きがいを求めている姿勢はありますので、そういう意味で教育的なものというのは重要ですし、私たち大人が彼らに生きがいを与えられ得ない現状自体に問題があるんだろうと思います。なぜ、私たち今大人は駄目になっちゃったんだろうか、というのはまた別の話で、本題に戻りたいと思いますが、今後、フェアトレードの認知度を高めていくために、具体的にどういうアイデアや取り組みが必要なのかについて、パネラーの皆さまにお話がいただければと思います。次は北澤さんからお願いします。

北澤氏

私は特にフェアトレードに徹しているわけではないので、消費者の立場でどう広めるのかっていうことをちょっとお話ししたいと思います。私たちの中で、物を買わない人っていないわけで、大学教授であろうが、学生であろうが、NGOであろうが、個人？であろうが、買うわけですよ。そして、私たちは買うとか、選択するということで、決定権を持っているわけです。日本の消費者は、その意味で意思表示をいろんな形でしていく必要があるのかなって思っています。例えばよく話すことなんです、この間ですね、あるコーヒーのチェーン店に行きまして、ちょっと急いでいたので持ち帰ろうとしまして、紙コップではなく、持参していたタンブラーにカフェラテを入れてもらおうと思ったんですね。そして、作るの見てたら、信じられないことが起こりまして、その店員の女の子はですね、紙コップでラテを作って、中身をタンブラーに移して、紙コップを捨てたんですね。僕びっくりしまして「ちょ、ちょ、ちょっと」って言って、「僕は紙コップを無駄にしたくないからこれに入れて欲しいって言ってるのに」と伝えましたが、何かあんまりうまく理解してくれませんでしたね。それが頭にきたので、次の日の朝、そのコーヒーのチェーン店の本社に電話をしまして、こんなことがあったんですよ、と言ったんですね。そうしたら、「ああ、大変申し訳ないです。それはちゃんと店長会議で話して、下においていくようにします」と言って対応してくれまして、実際2週間ぐらいして前回と同じ店に行ったら、偶然この前と同じ、紙コップを捨てたその店員がいて、同じようにタンブラーで注文したら、軽量カップか何かで作って入れてくれました。

日本ってよく、サイレントコンシューマという通り、なかなか消費者の意思を表示しないんですね。だからこそ、1人が言っただけで、案外変わる可能性があると思います。だからこういう形で、いろんな形があると思うんですけども、どんどんアピールしていくというのが、なかなか効果的だったりするのかなと思います。実際、幾つかの日本の企業がフェアトレードを始めたのも、アメリカとかもそうですけども、消費者の声があったからなんですね。だから、そういう消費者の力っていうのを使ってやっていくってのが、非常に具体的だし効果的な時もあるかな、という風に思います。

長坂氏

はい。ありがとうございました。では、井上さんお願いします。

井上氏

そうですね、まず1つ挙げますと、今は物が作られるところと、消費するところがどんどん離れていますよね。それは別に距離的なことだけではなくて、私達はいろいろな物を使って、いろいろな物に囲まれて暮らしていて、実はどこから、どうやってきた物か分からない、ということは多いですし、分からないことで不安をかきたてられるようなこともありますよね。フェアトレードの1つの特徴に、「透明性」があります。国内の場合だったらともかく、海外の、例えば私共のコーヒーの産地東ティモールにしたって、めったに普通の人は行かないところですから、そこは、写真等を使って現地の様子をお伝えするようにしたり、ご希望されれば、喜んで現地までお連れしてご案内します。やっぱり消費者にとって、「安心できる、安全だ」ということ、プロセスが全部見えることは、とても大事なことなんじゃないかと思います。私達自身もプロセスを多くできるだけ公開して、いろんな情報が伝わらない今の生産や消費・流通の在り方と違う在り方があるんだということをお伝えしていきたいと思っています。

長坂氏

はい。ありがとうございました。では、土屋さんお願いします。

土屋氏

どうフェアトレードを広げていくかということですが、「消費は世界を変える」ということをキーワードに挙げたいと思います。

北澤さんのお話にもありましたけど、1人1人が行動することによって何かできるかもしれない、といった意識は非常に大事ですね。ですから、それをどう消費者に伝えていくか、広報媒体も含めて工夫が必要ですけども、実はですね、こういったセミナーを開く時に、特に地域で開く際にですね、先日、印象に残ったことがありまして、取材にケーブルテレビの方がこられたんですね。それで、びっくりされている。こちらがその人の顔を見てびっくりするくらい驚かされていて、「若い人がいますね」って言うんですよ。若い人がいるって、いつも若い人と接触している立場からすると、なんだと思ったんですが、なかなかそんなことが無いらしいんですよ。若い人は「何かやってもこの社会は変わらない」ではなく、フェアトレードだったら何か関われるし、自分も何かポジティブに何かを変えていける、そういうものを感じ取っていますね。そういう意味で地域おこし・地産地

消を含めて、何かうまくまわしていけば非常にポジティブな社会の貢献になる。これは現地の貧困という問題だけでなく、私達自身に返ってくる問題と感じています。

そして返ってくることといえばもう1つ申しあげますと、顔の見える関係で「物」がこちらにくる。透明性の確保と言っていましたけれども、透明性ゆえに安全と言えるわけです。これは私が勝手に想像しているだけではなくて、現実には、EU 欧州委員会のオーガニック委員会の中でも「食の安全の究極は、生産者と顔の見える関係だ」と、まじめに議論されているんですね。ですから、まさにそれを実現していくために、フェアトレードはやはり非常にいいものなので、何かこうメッセージをきちんと伝えれば、これは浸透していくように思います。

長坂氏

ありがとうございます。今お話いただいたのは、1つはやはりフェアトレードと言うのが消費者運動としても非常に奥深いものだ、ということですね。実際にヨーロッパの欧州連合（EU）で、決議をしていると申し上げましたが、EUは、フェアトレードがEUにとって役立つ10項目を挙げています。その中でフェアトレードは、世界の仕組みと矛盾しないし、それ自体がいかにかに人々の生活の安全、安心、さらには環境問題に対応したものであって、今の消費者としての在り方を考える上で、1つの象徴的なのとか典型的で非常に素晴らしいものだということを言っています。そういう意味では、私たちが、消費者運動としてのフェアトレードについて考えることは、非常に奥深いものがあると思います。

さらに、「消費者」から「選択者」になるということがあったかと思います。これは、意識した消費者になる、目覚めた消費者になるということだと思います。その1つに、北澤さんがおっしゃったのが、声を出すということですね。

私もスタバなどのコーヒーチェーン店に行くと、必ず「フェアトレードのコーヒーがありますか？」って聞くんです。スタバは、月一日の特定日（20日）だけ、レギュラーコーヒーにフェアトレードコーヒーを出しています。それ以外の日にも店にあるのですが、店頭には出さないのです。ですから「ある？」って聞いても、「ありません」とか「ありますけど、今日は出していません」と言われるんです。別途コーヒーを煎れるのが面倒なのかもしれません。ただし、毅然と「フェアトレードコーヒーを飲みたいので煎れてください」と頼むと、煎れてくれます。1番小さいサイズでしたら、少し高めなんですけど、中サイズと大サイズですと、レギュラーと同じ値段で飲むことができます。ですから、そういう声を出すことが、北澤さんのように電話をすることもそうですが、大切なことだと思っています。

また、「透明性」ですが、それこそが本当に「フェアトレードをやっているということ」を消費者の皆さんにフェアトレード団体側としては証明するということですし、消費者としては安心、安全、環境に適合したものだということを知ることができ、知ることを通じて消費者自身が変わっていくんだろうと思います。さらに、地域興しにもなります。今の若い人達は、こうした面で高い感受性と意識を持っている。だから、フェアトレードに対する関心が高いんだと思います。1番目のテーマについて、他に何か追加なさりたいことがありますでしょうか？

北澤氏

浸透していないことについて、いいですか。昔、NHKのプロデューサーと話をしたときのことな

んですけども、テレビ製作のプロデューサーってものすごく忙しいらしいんですよね。それで「本当に忙しくてご飯も5分や10分で食べたりとか、寝る暇もないくらい忙しいんです。そうすると、自分が着る物とか食べる物とかについて、どこの人がどのように作ってる、その人がどんな生活をしているとかはどうでもよくなる」って言ってたんですね。ヨーロッパだと本当にワークシェアとか広がっていてもともと働いている時間が日本に比べて少ない。ですから、やっぱりそういう時間的なもので、社会的なことを考える余地があるとかないとか、たぶんあると思うんですよね。日本みたいにバリバリ働いていたら、地域のこととか、世界的なこととか、全く関心が無くなって、でもそれは、人間だったらある意味普通なのかもしれませんが、地域とか、いろいろな社会問題に関心が持てるくらいの働き方だったり労働時間だったり、そういうことは非常に大事なのかなという風に思います。

長坂氏

ありがとうございました。フェアトレードの問題に絡めて「消費者」であることを考えるときに、例えば、「グリーンコンシューマー」という消費者運動があります。それは、一つはフードマイレージ（食べ物が運ばれてきた距離）を考慮して、スーパーに遠い国と近い国のバナナがおいてあったら、近い国のバナナを買うとか、塩ビや塩化ビニリデン製などのダイオキシンを生産、消費、廃棄の段階で出しているようなラップは買わないとか、工業製品のマーガリンを買わないで自然食品としてのバターを買うとか、こうしたことが消費者として自分自身を守り、世の中を良くする運動です。フェアトレードもそうした消費者運動の一つなのです。

それでは、2つ目の問題として、今日のテーマである自治体の問題に入りたいと思います。地方自治体に求められる意義、役割、提案ということでお話をいただければと思います。最初に、土屋さんからお願いします。

土屋氏

フェアトレードは、日常的な活動ですから、市民活動の中で自主性に任せて、地域に浸透していくのが望ましいのかもしれませんが、しかし、社会システムのせい、それがうまくまわらない場合があります。

最近良く使われる言葉に、ワークプア（ワーキングプア）って言葉があります。一生懸命頑張ってる、そしてやっている仕事は非常にいい仕事なんだけど、自分の生活が成り立たない、というものですが、それはその人を取り巻く環境自体に問題があるんですね。つまり、社会システムというか、受け皿があまりよくないんですね。そういう、ちょっと今曖昧に表現してはいますが、受け皿作りというか、社会のシステム作りといったものは、公的セクターとNGO等団体が積極的に関わって協力していく必要があると思うんですね。フェアトレードは、地産地消に繋がっていて、それは地域おこしに繋がり、ワークプアの問題にも繋がってきます。

フェアトレードの良い面を示して、みんなに知っていただいて進めていけば、国際的な人材作りにも繋がるし、信頼される国作りにも繋がっていくのではないかと感じています。

長坂氏

では、井上さん、お願いします。

井上氏

私たちは、東ティモールだけではなくて、スリランカとか他の地域支援とかも行っています。例えばスリランカですと、紅茶生産者の支援ですね。私たちはいろいろなところで、「できればフェアトレードのコーヒーや紅茶を使ってください」って申し上げますけども、オフィス、自治体も含めて、今、機械があってコーヒーとセットで貸し出されている、といったところが多いのですね。「だから、できない」っていわれます。導入したいという気持ちがあったとしても、セットなのでできません。機械ですと、メーカーがみんな持ってきてくれて、自動的にチェックするので、本当に楽なのですよね。そして、実はこれ1杯がとても安い。コーヒーの場合も紅茶の場合もそうなのですけども、とても安いコーヒーやとても安い紅茶というのは、どういう生産をされているのかというのを、やっぱり是非考えていただきたいと思っております。コーヒーの安いものは、プランテーションで、農薬使ってやってる場合が、圧倒的なんです。コーヒーも紅茶も直接飲むものですから、結構怖いものがあると思うんですが、ですから、やはりまず第一には、自治体がそれぞれ使ってらっしゃるものを、よく選んでいただきたいということが1つあります。

そしてもう1つがやはり、最初に申し上げたように「知る」ということが大事です。みんなが他の国のことを知る、他の違う環境の国の人のことを知る。ですから先ほどの姉妹都市であっても、必ずしもニューヨークやヨーロッパの都市じゃなくて、例えば東ティモールのディリという都市がありますが、誰も知らないと思うんですけども、あるいはスリランカの内戦の中におかれている町、インドの町、そういうところと継続的な関係をもって、地域の住民に知らせるとかそういったことも大事な事だと思うんですね。やっぱり自治体の役割としては、自治体の職員の方が何かやってくくださることも重要なことですが、住民全体に対して知らせていくということが、とても大事なことだと思います。

それから、フェアトレードって、フェアな貿易といいますけども、海外と貿易することだけではないと私は思います。つまり、公正な貿易をするということは、例えば地域の中の地元の農家から適正な価格で、あるいは安全、安心を確かめて買うということも含まれます。インドの人達は、フェアトレードといったときに、輸出することだけを考えていません。自分達の国内で流通させていくことも、世界へ輸出することも一緒にフェアトレードという風に彼らは考えています。地域の中のそういう流通、地域内の流通と、海外からの輸入ということも1つにして考えることも必要なんじゃないかなと思っております。

長坂氏

ありがとうございます。では、北澤さん、お願いします。

北澤氏

自治体としてのフェアトレードの取組みなんですけども、とても役割が大きいのかなと思います。

まずフェアトレードという言葉自体あまり知られていないんですけども、例えばセクハラという言葉は、行政主導ですね、広まっていったわけですね。そういう形で何か自治体がキャンペーンとかイベントをしていくことによって、フェアトレードの言葉とか考え方をですね、広げていく、そういうのがまず大事なのかなと思います。セクハラと同じくらいですね、フェアトレードという

言葉がですね、例がよくないんですけども、それくらいフェアトレードって言葉が皆さんに知ってもらえたらいいなと思います。

あと、イベントとかキャンペーンを進めていく上で、先ほどから何回も出てますけども、若い人、特に大学生とかがですね、もともと関心があるんですね。学生のフェアトレードグループやネットワークみたいなのがあるので、そこと一緒にやっていくということが考えられます。それは、学生にとっては自治体と自分が繋がるきっかけになりますし、学生の人達と一緒に町作りを行うとか、そういうような意味でも、先進的ですし、自治体がイニシアチブをとってやればその自治体のいいアピールとなると思えますね。「うちの自治体はフェアトレードなんてことを行い、すごい先進的だな」と、自治体の働きを住民の人達にアピールする意味でも非常に有効なんじゃないかなと思います。

あと、イギリスの例ですが、自治体が中学校なんかと一緒にですね、例えばカカオサミットみたいなのを開催して、子どもを現地のガーナに連れて行って、ワークショップやったりとかですね、スピーチ大会みたいなのをやったりして交流するんですね。その中で、学生が、フェアトレードマニフェストみたいなのを作りますが、それを、外務大臣だったか、首相だったか忘れちゃいましたけれども、そういう人に会いに行き渡すんですね。そうするとすごく絵になるので、メディアなんかも食いついて、それでまたより広く知らされるわけです。そういう自治体と学校と一緒にですね、企画して、フェアトレード団体さんにも参加いただく、このようなコラボレーションは、いろんな自治体でやっていけるんじゃないかなと思います。

長坂氏

はい。ありがとうございました。さて、「どうやって認知度を上げたらいいのか、なぜ日本でフェアトレードの売上が少ないのか」、こうした問題に対して、1つは、自治体がこの問題に関心を持ち、取上げることで、フェアトレードという言葉を広めていくといった「広報」に非常に大きな意味があるというご指摘がありました。逆にいうと自治体はなぜこの問題に取り組まない、あるいは取り組み難いのだろうか。これは、またもう1つ別の問題がありそうです。

また、井上さんからは、公共調達としてのフェアトレード調達を進めるべきだとのご指摘がありました。自治体こそが、児童労働で作られていないとか女性の強制労働で作られていないとか、誰がどのように作ったのかということがちゃんと分かるように、そういうことに十分配慮した調達をするという姿勢や仕組みが必要というご指摘でした。それから若い人達とのネットワークを作る、あるいは教育、学校とのコラボレーションというお話がありました。特に教育問題に関しては土屋さんが、実践の場としてたくさんやられていると思います。

土屋氏

そうですね。特に平和学の分野では、いろいろと講義はあるんですが、講義をしても一向に自分達は何をしたらいいのか分からないという場合があります。そういう中で、「実践的にできることから、携る」という意味ではフェアトレードは非常に関わりやすい。授業で、フェアトレードを扱う、教える、関わる、そういった体験をする。そして地域のフェアトレードを扱っているお店、ないしはそういった団体に行く、ないしは学生間でそういった公表する、といったケースがあります。一人一人が行動を起こすことの大切さを学ぶという意味でもですね、このフェアトレードは非常に

良いのではないかと思います。自治体は、そういったケースの紹介、プロモーションが可能ですよ。これは私達ではなかなか担えない部分でもありますし、自治体にも勉強していただかないといけないんですが、教育現場との協働といった点で有効であると思います。

そして、ワンコインコンサート（神奈川県立神奈川総合高等学校の生徒の有志が主体となって行うチャリティーコンサート。内容は、世界の問題を学ぶワークショップ、学校の有志団体を中心としたコンサート等）ですが、生徒たちは発信する中で、いろんな事に遭遇して、いろんな事実を分かってくれていくわけですね。その事実・問題について、自治体や私達大人が責任を持って対処していくようなこともあると思います。ワンコインコンサートというのは去年の末に教育長賞を受賞して、子供達が賞状を見せに来てくれたんですけども、単年度じゃなくて、もう7年続いていますね。そのことを知ってそこに入りたいという子供達も出てきていますし、先輩が入学した大学との繋がりも出来始めています。

また、こうしたことは、現地の側でもですね、非常にメリットがあります。現地が、何か紛争下の社会にあって、何やっても先が見えなくて暗い時に、1番元気がないのは大人達ですね。日本の若い人達が、継続的にずっと応援していて、現地にもたまにいたりするんですが、一般の人達がそういうことをしてくれているという事実はすごく大きくて、現地の大人の人達も若い人たちがそんなに応援してくれているんだったら、自分達ももっと頑張らないとまずいね、という風に自ら変わっていく、というのがありました。自分達はもう少し大変な人達のためにやっ払いこう、という動きです。本当に変わってきています。今実際に出てきています。そういうこともあるので、自治体の立場というのは非常に重要なところにいると、私は常々感じております。

長坂氏

井上さん、いかがですか。何かつけ加えることはありますか。

井上氏

そうですね、1つはまず知ってもらうために、今日、この場があるということがとても大事だと思います。各地方自治体レベルで、あるいはもう少し市町村レベルでこのような集まりを実施すると、より生活に近い、より買い物に近いレベルになっていくと思うので、そういうところで、学びの場があるというのが大事です。すでにネットワークがあったり、団体がある地域ではない、そういうものがそもそもない地域では、なかなか学びの場も設けられ難いと思うので、市町村レベルでこういう学びの場があって、少しずつ理解を深めていく。最初は、一般的なことであっても、その次には、ある国、例えばネパールという国についてであったり、東ティモールという国についてであったり、そういう風に継続して行われていくと、フェアトレードの広がりにも、かなり効果があるんじゃないかなと思います。

長坂氏

ありがとうございます。自治体でどうやって取組むのかということですが、逆に言えば、日本の場合は、なぜ自治体での取組みが遅い、関心が薄いんだろうかということがあります。例えば、欧米とか外国のことばかりで申し訳ないんですが、とくに欧州の政治家はやはり、フェアトレードを一旦知ると、みんな強い関心を示します。市民が関心をもつものに関心をもつのが議員なのですね。

それで議会で決議をしようとする動きへと繋がっていきます。つまりそこには、市民団体との関わりというものがあるのだと思います。それでは、日本ではなぜそうではないのかというと、ちょっと難しい話になるかもしれませんが、私はこういう風に思っています。

世界の各国の暮らし方というのは、ようするに「公・公共・私」3つになっているんです。つまり「私」とは私自身・個人です。人間はまず自分のことを考えますが、社会は自分だけではなく、「他者」がいますので、社会に出て他者に出会って、共通の関心・利益を考える。それが「公共圏」(パブリック)です。そしてそこで、自分の私益だけじゃなくて、共通の利益、人類の利益を考えて、それを「公」、つまり政府・国家へ、「私達のためにこうしてください」って言って、公を開いていく。

つまり「公・私」二元論ではなく、「公・公共・私」の三元論で世界の社会や国家は形成されているのです。しかし、日本は、明治維新の近代国家を作る時に、国家の仕組みを間違ってしまったんですね。「公・私」の二元論で作ってしまったんです。皆のことであるパブリックを「公共」、つまり「公(政府)と共に」と訳すことによって「公共」を「公」に取り込んで国造りをしてしまったのです。

公共のことは、日本の場合それは政府がやるからと公に取り込んでしまったのです。「公共のことは政府がやるから、国民のみなさんは政府がいうことについてくればいいのだ。」「国民は公共のことに取り組む必要はない」というように、明治以来ずっと国家は作られてきて、そういう風に私達は教育されてきたんです。文化というのは、人種と違って遺伝しないんですね。しかし教育によって伝播していきます。私が生まれた瞬間から、母親に、「としひさちゃん、可愛いわね、自分のことだけ考えていていいのよ、全部世の中のことは政府がやってくさるから、お上のいうとおりについていったらいいのよ。あなたは社会のことに関わらなくていいのよ」といわれて、教育を受けてきたんですね。小学校に入り、大学に入り、会社に入ると、「今日はNPOの集まりがあるから早く帰んなきゃいけないんだよ」というと、「お前出世大丈夫か」と、みんな心配してくれるわけです。

このように、「公共のことは、社会のことは、みんなのことは考えなくていいんだ。それは、お上に任せておけばいいんだ」と、「滅私奉公」あるいは「官尊民卑」などの言葉で理念で二元論の国造りを体系化されてきたわけです。ですから、私達の日本は「公・私」の二元論でしかなく、だから非常に楽なんです。何か世の中が悪かったら、政府が悪いと叫んでいけば、それですっきりするんですね。しかし海外で駐在するとですね、酒場に行くと政府が悪いと叫ぶと、「じゃ、お前は何をするんだ」と返されるんです。北澤さんみたいに電話をすとかですね、どっかのNGOに入るとか、寄付すとか、自分の行動を最後には決めていかないと、それで「じゃ、さよなら」って、安心して別れられないんですね。日本の大学の入学式で学長さんがこう言っているのを聞いたことがあるんです。「諸君、世界にはね貧困などの問題があつて大変なんだよ。諸君はそういうことについて一生懸命勉強し、そういう人々のことを考える人間になるための大学にきたのだ。諸君は私益だけを求めたなら、決して幸せになれないのだよ」。そこまではいいんです。続けて「だから、私(し)のためじゃなくて、公のためにみんな生きてくれ」って言うのです。そこはですね、「公共のために生きて欲しい」というべきなのですね。突然、私達大人の発想は、私(し)と離れたら、公共にいかなくて、公、つまり政府にいつちゃうんです。私が世の中のためになりたいと思うと政府に絡め捕られてしまうのです。逆に、公共のために働きたいと思っても、政府と自分の意見が一致しないと、バッシングされるのが日本の社会なのです。

イラクに行って捕虜になった三人の若い人たちがいました。日本では政治家、メディアを含め徹底的にバッシングされました。しかし、フランスとか各国の新聞で、「何であんな素晴らしい日本人がいるのに褒めないのか。なぜ日本のメディアは揃って彼らを非難するのか」と論説に書かれて、その翌日から日本のメディアもがらっと変わって何も書かなくなりました。確かに政府の政策とは反するかもしれないけれど、彼らは公共益、人類の益のために活動していたわけですので、褒めることはあっても、あれほど激しく非難する必要などないのです。

そういう意味で私達は、さっき井上さんが「時間かかるよ」とおっしゃったのは、そういう「公・私」の二元論で出来上がっている日本の社会を、「公・公共・私」の三元論に変えていくということなんです。ですから、日本は、世界で一番 NPO（市民社会団体）セクターが小さい国になっているのです。市民社会意識もやっこの頃、そういう言葉が理解・受け入れられるようになってきた位なわけで、そういう点で、日本は仕組みを変えていかないといけないわけですが、多分 40~50 年ほどかかると思うんです。だから、フェアトレード運動が、5、10 年で日本に普及しないからといって、NPO が普及しないからと言って、決して諦めてはいけないわけです。日本の仕組み、国家の仕組みを変えていくという活動に、実は私達は取り組んでいるというわけですから。そう思うと、自分は単なる捨石であって、一里塚になればいいということで、肩の力が抜けて、私も生き生きとそういう問題に取り組んでいかれるかなと思っているわけです。

さらに、ご指摘があった教育問題ですが、「公・公共・私」の三元論の「私益を越えてみんなのために行動しようとするとき、それは政府の政策と一致しなくてもいいんだよ。国益でなく、人類益でいいのだ」というところを、日本の教育はまだ、越えられない。政府の考え方、政策と一致しないと、何かとんでもない奴と思われてしまうんだと思うのです。

そういう意味で、教育は本当に重要ですし、もう 1 つ、私がしゃべりすぎて申し訳ないんですが、やはり、家庭、家族、親子関係ですね。社会、世界の問題について親子で語りあえるということは、子どもにはとても幸せなことなんです。親として、家で鼻くそほじくってテレビを横になって見ている姿を子どもに見せているとどうしようもないわけですが、ネパリ・バザーロとか PARC とかそういうところの市民社会団体の会員になって、その NPO の機関紙が家に送られてきて、それを、子どもに見えるようにちゃぶ台に置いておく。すると、「どうしようもない父親だけでも、世界の環境問題、開発途上国の人達に関心を持っているんだ」って親を尊敬するんです。こういった、家庭での親子関係を、世界の問題について家庭で語り合えるものに変えていくことが必要なのだと思います。

ではここで、会場の皆さまにも、今までのことを含めて、実際に活動していらっしゃる方もいらっしやいますし、こうしたらいいんじゃないかといった提案があたりだと思います。日本でフェアトレードを普及させるにはどうしたらいいのかとか、自治体でこれに取り組むにはどうしたらいいのかとか、そういうご提案を中心に、ご質問やお話をいただくとありがたいと思います。

参加者 1

NPO の者です。街づくりを課題として、今活動をしています。私たち、NPO はですね、汗をかいて動いて活動して、それでも足りないところを行政に協力してもらおうよ、といった姿勢が、まず原点にあるべきだと思うんですね。

それともう 1 つは、フェアトレードは、やはり街づくりと絡むことに僕は大きな意味を持ってく

るんじゃないかと思います。それは、物を売るということですから、やはり、消費者にどういう捉え方をしていただくかと、そういうことがまずきちんと認識されていかない限りはですね、こういう場でNPO関係とか専門の皆さんとの関係をいくら持ったとしても、十分ではないのかな、と思っております。できれば、街づくりとかの中に出て行っていただいて、そこで、フェアトレードという仕組みがありますよと説明ができると思いますし、そうやって広く認知されてくるんじゃないかなと思っております。

長坂氏

ありがとうございました。素晴らしいアイデアをいただいたと思います。また後で、ご感想をお聞きしたいと思います。

他にいかがでしょうか。

参加者2

こんにちは。私は、フェアトレード学生ネットワークという団体に参加しています。私の1つの疑問として、フェアトレードはやっぱり資本主義の今の仕組みの中で、やっていくものなので、すごく矛盾を抱えていたりとか、時には妥協をしないといけない時もあるんじゃないかと思っています。そこで、どこを優先するのかという議論が起こったりとかすることがあると思うんですけども、難しいと思うんですか、ビジョンを掲げて現実のプロセスをどう進めていけばよいのか。何かお考えがありましたら、教えていただきたいと思います。

長坂氏

ありがとうございます。もう1つくらい質問いただいて、それからまとめたいと思います。

参加者3

先程、冒頭に挨拶をさせていただきました、横須賀市国際交流課でございます。横須賀におきましてはですね、NPO法人の横須賀国際交流協会が、自主事業として、位置づけが難しいんですが、自主事業の内の収益事業としてフェアトレードを始めたわけなんです。私自身は最初から収益事業という位置づけは馴染まない、国際貢献事業とかですね、国際協力事業としていただけたらなと思っておりますが、今の位置づけではそのようになっているようです。その中で、平成18年度の実績を言いますとですね、260個の仕入れをしまして、156個が売れているという状況で、仕入れと売値の差引きで事務手数料というものが出んですけども、やはり大きくですね、事務手数料の方が、要は上回って行って、普通の商売にはならないわけですね。フェアトレードにも、もちろん適性規模のトレードがあるのかなと思っております。例えば旅館の大きさ、客室数とアクセスの問題とかそういう適正の規模というのが、このフェアトレードコーヒー1つとってもあるんじゃないかなと思います。

また、フェアトレードに関する取り組みについて行政代表として申し上げるとですね、行政はなかなか腰が引けます。それは、どういうことかという、行政の職員の腰が引けます。議員が予算の審議をする前にあたってどうこうというよりも、乳幼児、あるいは子供の医療費が足りないで事業を縮小しているといった状況なのに、そういうものに取組むということはどうなんだと。そうい

った勝手な取り違いをして、腰が引けるんですね。それとは別なんだということをですね、やはり研修等を通じて、伝えていく必要があると思います。

長坂氏

ありがとうございました。

やっぱり、皆さんとお話するとすごい本質的な問題が出てきました。1つ目は街づくり NPO、街づくり市民の活動と、フェアトレードを連携させるべきではないか。それから2つ目は、フェアトレードと資本主義との関係はどうなっているんだろうかということです。そして3つ目は今の行政として、予算削減せねばならない折から、どう本当にその問題を説得していくのか、適正規模は何なのか。実際ですね、フェアトレードは今のよういくつかの自治体で収益事業で定義されています。そうしましたら、今までフェアトレードショップは、自治体のいろんな NPO と同じように公民館とか公的な会議室を、安くほとんど無料で近い金額で借りられたんですね。自治体が収益事業に定義してしまったので、それができなくなってしまって困った、というのが実は日本全国で起きている現象の1つなんです。それでは土屋さんから。今の3つの質問の中で、1つもしくは2つ、もしくは3つお答えいただければと思います。

土屋氏

では、簡単に、最初ですので簡単にお答えしたいと思います。

NPO 街づくりに関しては、冒頭、大口台小学校の小学生もフェアトレードをやっているよというのをご紹介いたしましたが、これはまさに、町のシャッターをおろしているようなところをお借りして、そこで子供達が定期的に関いたものなんですね。商店街の活発化のきっかけにもなるようなことで、教育との連携も進めば、そういうところをうまくプロモーションしていけば、フェアトレードのお店もまさに増えると思いますね。特に、今の子供達は、自分のお父さん、お母さんでない大人達とのコミュニケーションが非常に減っていて、これは非常にいびつなことだと思っています。親御さんも自分の子供達を教育するのは小さい時だけで、中高生になって、大学生になってからは、なかなかできないですね。これは、本当は周囲にいる大人達の役割で、それが今できていない。そういう中で、もっと商店街のこういったところが増えてですね、子供達が大人と関わり話をし、自分がまた自分を見直す機会になって、自信をつけて社会に飛び立っていける、そうなればいいと思います。つまり地域振興にも繋がるということですよ。

それから、資本主義の矛盾についてですが、これは私達この世界に住んでいるので、否定することはできない。しかし、その中で、もう1つのやり方が、あるんじゃないのと。グローバルジェネレーションのひずみに対して、何か作り出したものの責任として、何か違う形でできないのということを問われている。フェアトレードの挑戦ですね。今そういう風に考えてやっているわけですけども、現地の取り組みにはビジョンがないといけませんが、本当に苦しいし、先行きが見えないこともありますね。そういう時に自分がどこに向かってるんだと、こういう機会を含めて、見直ししながら、反省しながらやっていくわけです。ビジョンを示して、それをこういう行程で、何年先に成果をもってこうという風に考えてやっていますが、でも、最近になってそういうことをやっといえるわけで、始めた頃はそんなこと考える余裕がなかったですね。とにかく、猪突猛進。そうやって少しづつ力をつける中で、10年ぐらいかかって、変わってきました。

それから、収益、適正規模についてですが、確かにあります。しかも、ある財団の方は NGO の活動の資金が足りないの、こういった収益事業をやる、どうせやるならフェアトレードでやろうというような動きがあって、実際にまわしているわけですね。だから、もう少し、量的にまわせるようになってくると、その効果があると思います。260 袋では難しいだろうなというのが正直な感想です。

長坂氏

はい。ありがとうございます。では、北澤さんお願いいたします。

北澤氏

2 つ目の資本主義のところですけども、非常に難しい問題ですね。私もこういう業界にしばらくいて、こういうことをよく考えるんですが、よく NGO の世界だと、オルタナティブな世界、もう 1 つの世界ということを言いますね。でも、オルタナティブな世界では車があるのかとか、車を売するのかとか、じゃそれはどこの企業、どういう企業を作るのかとか、あと、大規模コーヒーチェーン店があるのかとか、結局なかなかオルタナティブな世界ってうまくイメージできないんですね。ですから、とりあえず共産主義以外で、資本主義のオルタナティブに向かうのかとか、あるんですよ。今年も私もちょっと考えようと思ってですね、マルクスの資本論を読もうと正月に決めて、まだ読んでないんですけども。(笑) 資本主義の中でというところで考えるんですけども、資本主義っていうのは基本的に、規制とか倫理がないと持続可能じゃないし、崩壊していくんですね。昔は国内だけが市場でしたし、それを政府が統治できたんで、まだうまく回せてたんです。しかし今は世界政府がないけど、世界市場ができちゃったんですね。だから、だれも統治できないままに、その市場というか経済というか資本主義だけが、そこにあるといった状態なんです。だから、世界政府がないならどうするかというと、市民レベル、倫理とかフェアトレードの働きで、資本主義をコントロールしていくというところが、とりあえずあるべき方向性なのかな、といったことを考えています。

次の横須賀の方で、適正な回答ができるかわからないですけども、適正規模について、私は勝手にこういう風に考えています。欧米のフェアトレード団体というのは、自分達のことをカタリスト、触媒といっているんですね。自分達がフェアトレードみたいな事業をやっている、市民とか消費者とかに受け入れられる、そういうモデルを示すことで、大企業がそれを真似るとするか、そういう風な役割と割り切っているんですね。だから、大企業がそういうことを本当にやりたいのなら、自分達は喜んで廃業します、という態度なんです。ですから、こういったら申し訳ないんですけども、フェアトレード団体さんとか NGO さんとかは本当にモデルを示して、リターン・収入はあんまりないかもしれないです。でも、そのリターン・収入というのは大企業がフェアトレードをやることによって、社会に対してリターンされる、つまり、そのフェアトレード団体とか NGO というのは、かなり投資的なものなのかなという風に考えていて、だからフェアトレード団体自体へのリターンは難しいんですが、でもゆくゆくは社会全体にリターンされるからいいかなと。投資なんて本当に大変だなと思いますけども、そういう役割なのかなという風に勝手に考えています。だから、適正規模とちょっと話がずれちゃってますけど、そんな風に考えています。

長坂氏

では、井上さんお願いします。

井上氏

適正規模というのはあると思います。ただ適正規模って、生産物の上流から、最後の消費のところまでそれぞれの段階で適正規模っていうのはあると思います。そこをどうやってうまく組み合わせていくかっていうのがシステム作りのポイントだと思っています。

次に、私は収益事業で何で悪いんですかって思うんですよ。これは、実は特定非営利活動法人の法律ができた時、すごく議論になった点なんです。つまり収益事業であってはいけないという主張が一方にありました。非収益、非営利ということで、全部ボランティアでやらなければいけない、無給でやらなくてはいけない、という話がありました。私はそれはおかしいと思います。やはり持続的に、しかも専門的にやっていくためには、ちゃんと働いている人達がそこで収入が得られるようであればいけないし、その意味では収益はなくてはいけないし、利益だけを目的にするということと、これは全然違うことです。ですから、収益団体に公的な機関を貸さないというのはいかかなものかと思います。私は、それぞれの適正規模の中で、東ティモールのコーヒー生産者の人達にとっても、そのトレードする団体にとっても、あるいは売る人にとってもみんなそれぞれの団体で、フェアな収益が分配されていくことが大事なんだと思うんです。私は収益を上げるべきだと思いますし、適正規模をよく考えて収益を上げましょう、と思います。

それから、市場ということに関わって資本主義の矛盾についてですけども、実は資本主義とか社会主義という言い方の中で、経済システムのみが問題にされてきているのではないだろうかという疑問に思います。私は、市場を否定するのではないんですけども、実際に市場でやっていますから。でも、その中で例えば収益を上げるにしても、平等にみんな対等に収益を上げられるようにというように、人と人とが平等に、そして、他の人のことを考えて、つまり自分達が安いものを買えば、生産地でどんなに収益が少なくても、農民の人達は食べていられない状況になってもかまわない、というのは違うでしょう。つまり本当に人と人との連帯、あるいは平等・対等な関係、という経済論理とは違うことが大事なのだと思うのです。ですから、そこからは1番目の方のご質問にも関わるんですけども、私達は連帯経済という風にいつているんですが、経済の仕組みの根幹に、人と人との連帯を作り出しましょう、それは地域の中の住民相互の連帯もありますし、それから国境を超えた他の国との連帯もある、フェアトレードはその一部なのだという風に思っています。一番の方が、おっしゃられたような街づくりとか、他のいろんな活動の要素と協力しあっていくことはとても大事だと思います。フェアトレードというのは、一部でしかないわけですから、例えば障害者の運動をやっていらっしゃる方々、街づくりをやっていらっしゃる方々、そういった人達、団体、相互の間でもしっかりと協力してやっていくことが大事だと思っています。

長坂氏

ありがとうございます。

3時間の長丁場が間もなく終わろうとしておりますが、1つは、資本主義との関係という意味では、フェアトレードは新しいビジネスモデルなんですね。これを理解していただく必要がやっぱりあるわけです。生産者と消費者との対等な関係の下で行なわれる新しいビジネスモデルを作っていこう

という運動なんです。今の貿易というのは、経済学的には、リカードなどの貿易モデルがあって、理論的に解明されていても、そういった実態が出来上がったことは一度もないんです。要するにそれだけ、情報も販売網も先進国側の企業が持っていて、圧倒的に先進国側が強くて、歪んだ市場になっている。理論的な意味の市場など存在していないのです。対等な関係でのビジネスには全くなっていないのです。

今、フェアトレード業界では、今の経済の仕組みにあわせてフェアトレード基準を軽くしていこうという「フェアトレードライト」の動きと、実際にもっとちゃんとやるべきだという動きがあって、大きな議論になっています。そういう議論がだんだんと始まっていつているわけなんです。さらに、環境に対応した商品を作れば、より高く売れるという意味では、今のフェアトレードモデルで、充分市場に対応する競争力があるんだと考えています。昔のようにチャリティーで意識がある人だけが買って欲ればいいや、商品も悪いし高くごめんねということではこれはビジネスモデルとしてはありえませんが、そういうことではないということです。

もう 1 つは、最後に街づくりの方におっしゃっていただいて、目が開かれるような思いがしたんですが、これから神奈川の中でフェアトレードをやっていく、そのポイントというべき拠点ができるかもしれません。是非そういう、今の街づくりの活動に、フェアトレードという問題意識が組み込まれていつて、一緒になって広がっていけばと思います。

今日、ご参加いただいた皆さんにも、これからもこの問題について、ご家庭で、あるいは職場で、あるいはお友達とお話いただいて、さらに自治体の中で話さずして、それから 3 か月、1 年たったら、「この前セミナーがあったけど、まだ自治体は、県はこの問題をやらないのか」とかいう投書をしていただくとか、そういうアクションが起こせる、そういう時代になってきつつあると思いますし、私達自身が生活を、地球環境問題も含めて、生活を変えていかなきゃいけないわけですので、どうやって変えていくのかの中にフェアトレード問題があるし、それを進めていつていただければありがたいと思います。

本当に今日は長い間お聞きいただきまして本当にありがとうございました。パネリストの皆さまも、どうもありがとうございました。

資料編

○ 2007(平成19)年度市町村国際関係事業実績

団体名	事業名	事業の概要	備考欄
横浜市	外国青年受入交流事業	平成19年度は姉妹都市バンクーバー出身の外国青年1名を招致(再契約)し、国際交流活動への従事を通じた地域の国際化を推進した。	
	都市間交流促進事業	姉妹・友好都市との訪問団の派遣や受入れを行った。またアジアを中心とする海外諸都市と、交流の目的や期限を定めた新しい都市間提携を推進するため、ベトナムのハノイ市、ホーチミン市と、また保土ヶ谷区とブルガリアのソフィア市との間でパートナー都市提携を行なった。	
	姉妹都市提携周年記念事業	サンディエゴ姉妹都市提携50周年、コンスタンツァ姉妹都市提携30周年を記念し、各種交流事業を実施	
	姉妹・友好都市友好委員会支援事業	姉妹・友好都市友好委員会活動への支援・協力等により姉妹友好都市との市民レベルの交流を推進した。	
	シティネット事業	シティネット会長都市として実行委員会に出席した。また、会員都市への技術者派遣、研修生受入を行った。その他、シティネット事業活動やシティネット事務局の運営支援を実施	
	国際平和推進事業	ピースメッセンジャー都市国際協会会議への参加、及び市民向け国際平和啓発事業を実施	
	海外事務所の設置・運営・検討	ロサンゼルス事務所の開設及び北京連絡拠点の設置を行った。各海外事務所(上海、フランクフルト、ロサンゼルス)及び北京連絡拠点の運営を実施。また、アジア地域における拠点機能設置についての検討を行った。	
	国際性豊かなまちづくりの推進	国際性豊かなまちづくりを推進するため、「ヨコハマ国際まちづくり推進委員会」の開催や「横浜市コールセンター」多言語対応などの事業を実施	
	国際交流ラウンジ整備事業	外国人市民に対し、身近な情報提供や相談を行う場となる国際交流ラウンジを設置	
	国際交流推進事業	姉妹港(オークランド、バンクーバー、ハンブルク)、友好港(上海、大連)、貿易協力港(メルボルン)との相互交流	
	客船誘致推進事業	客船の横浜港への誘致活動を行う。	
	小学校国際理解教室	市内の全小学校等に外国人講師を派遣	
よこはま子ども国際平和プログラム	国際理解教育の一環として国際平和の大切さを市民をはじめ、広く世界に呼びかけるため「よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト」の開催、「国際平和募金(ユニセフ募金)」への取組、「よこはま子どもピースメッセンジャーの国際連合派遣」等を行う		
(財)横浜市国際交流協会	国際交流ラウンジ連携支援事業	市内ラウンジ/コーナーの事業運営のサポート、多言語による在住外国人向け情報提供・相談、日本語学習支援	
	専門相談事業	外国人市民が日常生活を営む上で直面する問題のうち、特に専門的内容を要求される分野での相談事業を地域の専門家の協力を得て実施	
	多言語情報発信事業	生活情報を中心に7言語による情報誌を発行	
	多言語サポーター派遣事業	市内公共機関窓口等でスムーズな対応ができるよう必要な通訳を派遣したり、教育現場に子どもの母語と日本語で学習支援を行うサポーターを派遣	
	在住外国人の災害時対応事業	横浜市中心防防災訓練への外国人参加、災害時の対応に係る研究会の開催など	
	翻訳サポートシステム事業	翻訳人材の育成とネットワーク化をはかり、行政文書を多言語翻訳するとともにデータベース化をはかる	
	国際交流・協力キャンペーン事業	国際交流・協力・在住外国人支援等に取り組んでいるボランティア団体や国際機関等の活動を紹介する「横浜国際フェスタ2007」を実施	

○ 2007(平成19)年度市町村国際関係事業実績

団体名	事業名	事業の概要	備考欄
	国際理解・人材育成事業	国際機関実務体験プログラムの実施、青少年のための地球市民講座の開催、第4回アフリカ開発会議関連イベントの実施	
	小学校英語教育支援事業	平成21年度に横浜市立小学校全校に英語教育が導入されることに伴い、英語教育をサポートする地域の人材を募集・登録し、学校への紹介等を行う	
	都市間交流促進事業	横浜・サンディエゴ青少年交流事業の実施	
	海外研修員支援事業	JICA横浜国際センターに滞在する研修員を対象とした福利厚生事業を受託し、交流事業や相談業務を実施	
	青年技術研修事業	JICAが招へいする青年を対象とした専門分野に関する研修・交流プログラムの企画・実施	
	横浜市国際学生会館運営事業	指定管理者として、留学生への宿舎提供及び留学生と市民との交流事業を実施	
	国際機関連携・国際協力センター運営事業	ITTO等の国際機関が入居する「横浜国際協力センター」を運営するとともに、国際機関と協働で地球規模の課題に関する市民啓発プログラム等を実施	
	国際交流情報提供・広報事業	国際交流・協力情報誌「ヨークピア」の発行やホームページの運営	
川崎市	国際親善事業	姉妹・友好都市派遣受入れ	
		川崎・富川市職員相互派遣事業	
		(財)自治体国際化協会への職員派遣	
		外国青年招致事業	
	姉妹・友好都市記念事業	代表団の派遣、記念品の授受等	
		ウーロンゴン市姉妹都市提携20周年(代表団受入)	
		リエカ市姉妹都市提携30周年	
		富川市友好都市提携10周年記念企画事業	
	国際交流推進事業	国際交流基金積立	
		(財)川崎市国際交流協会補助	
		国際交流センター管理運営	
		国際交流センター施設整備	
	外国人市民施策事業	外国人市民代表者会議の運営等外国人市民施策の推進	
	国際音楽文化交流事業	川崎市・リエカ市交流30周年記念コンサート	
		川崎市・ウーロンゴン市交流20周年記念コンサート	
	アジア起業家誘致交流促進事業	誘致活動・進出企業への支援・交流事業等	
	国際協力推進事業	姉妹都市中国瀋陽市環境技術研修生受入れ	
	国際産業交流推進事業	対内投資促進事業・外国企業誘致等	
	国連環境計画(UNEP)連携協調事業	国際環境計画(UNEP)との事業連携の推進 国連の提唱するグローバル・コンパクトの市内における推進 持続可能な都市実現を目指すフォーラムの開催	
	外国人医療援護事業の実施	生活保護対象外の外国人に対し、医療面で支援	
外国人高齢者福祉手当の支給	戦前・戦後における外国人の労苦に報い、福祉向上を目的に外国人に対して福祉手当を支給		
外国人心身障害者福祉手当の支給	外国人心身障害者に福祉の向上を目的に手当を支給		

○ 2007(平成19)年度市町村国際関係事業実績

団体名	事業名	事業の概要	備考欄	
	外国人救急医療対策の補助	医療費負担能力のない外国人の救急診療を行い、損失が生じた医療機関へ補助		
	外国人母子に対する支援	外国人母子に対する育児教室の開催 外国語版母子健康手帳を副読本として配布 通訳ボランティアの派遣など		
	居宅支援制度	外国人市民等が民間賃貸住宅への入居の際、保証人が見つからない場合に保証人の役割を担うなど、入居機会の確保と安定した居住継続を支援		
	友好港交流推進事業	ベトナム・ダナン港との交流・協力を深める		
	国際理解の推進	海外帰国・外国人児童生徒の教育相談及び日本語指導等		
		日本語教室の充実 識字(日本語)学級、日本語ボランティア研修		
		地域日本語教育推進事業の実施 識字・日本語学習にとどまらず外国人市民支援のための連携等について継続的に協議する		
		ふれあい館社会教育事業 民族差別の克服、外国人と日本人との共生による地域社会づくり		
		民族文化講師の学校派遣 外国人市民等を民族文化講師として学校へ派遣		
		姉妹都市教員相互派遣 ボルチモア市との間で両市教員の交換を行う		
(財)川崎市国際交流協会	諸外国の情報及び資料の収集及び提供事業	・情報収集・提供事業 情報サービス、各種情報の提供		
		・外国人相談事業 外国人市民に対しての生活相談受付、専門機関との連携		
		・広報出版事業 「ハローかわさき」の発行		
	市民レベルでの国際交流事業	・国際交流事業 市民交流団の派遣、ふれあい交流会、川崎市・リエカ市「市民交流音楽祭」、川崎・ウーロンゴン市民交流会		
		・行事開催事業 インターナショナル・フェスティバル カナガワビエンナーレ川崎巡回展		
		・研修事業 語学講座、青少年国際交流、外国人のための伝統文化体験・生活情報提供		
		・外国人留学生修学奨励金支給事業 外国人留学生の経済的負担を軽減するため、修学奨励金を支給		
	民間交流団体及びボランティアの育成事業	・民間交流活動振興事業 民間交流団体及びボランティアの育成		
		・民間交流団体補助事業 市内の民間交流団体の行う国際交流事業に対し、補助金を交付		
	指定管理者事業	・情報収集・提供事業 図書・資料室等の運営、センターホームページの更新等		
・研修事業 日本語講座、文化理解講座、外国語による国際理解講座				

○ 2007(平成19)年度市町村国際関係事業実績

団体名	事業名	事業の概要	備考欄
		<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流促進事業 外国人による日本語スピーチコンテスト、国際文化交流事業、ロビーコンサート、センター活用企画検討委員会等 	
横須賀市	国際式典事業	<ul style="list-style-type: none"> ・三浦按針祭観桜会、咸臨丸フェスティバル式典、水師提督ペリー上陸記念式典、ヴェルニー・小栗祭式典 	
	国際化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語情報発信事業 ・外国人生活支援事業 ・文化・スポーツ交流事業 ・国際化・平和啓発事業 ・国際平和標語の募集 ・「市民平和のつどい」の開催 ・CIR(国際交流員)の採用 ・海外地方自治体職員長期研修受入 ・海外地方自治体職員等短期視察受入 ・カナガワビエンナーレ(国際児童画展)の開催 	
	都市間交流関係業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ブレスト市との市民交流 ・ブレスト市との人材交流 ・交換学生派遣・受入事業 ・姉妹都市等交流経費 	
NPO横須賀国際交流協会	外国人生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人生活相談 ・日本語会話サロン 	
	文化・スポーツ交流事業	<ul style="list-style-type: none"> ・国際スポーツ交流 ・ジャパン・フェスティバル ・多文化共生講座 ・キッズフェスティバル ・日本文化紹介 	
	国際化・平和啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語スピーチ交流会 ・国連平和ポスター・作文 	
	交換学生派遣・受入事業	<ul style="list-style-type: none"> ・交換学生派遣・受入事業 	
平塚市	ローレンス市との青少年交流事業	<ul style="list-style-type: none"> ホームステイを通じて、青少年の国際意識の高揚を図る ・姉妹都市米国ローレンス市からの青少年受入れ ・平塚市青少年海外派遣事業(ローレンス市へ) 	
	外国人英語指導助手派遣事業	<ul style="list-style-type: none"> JETプログラムの枠外で市単独事業としてAETを採用 	
	国際教室事業	<ul style="list-style-type: none"> 外国籍児童、生徒への日本語指導を進めるとともに、異文化共生に向けた体験・交流活動を推進する 	
	生活情報提供事業	<ul style="list-style-type: none"> ・8言語版「市民生活ガイドブック」の改訂、配布 ・多文化共生のまちづくりボランティア活動情報誌「SWING」の発行 	
	通訳・翻訳派遣事業	<ul style="list-style-type: none"> ・通訳・翻訳ボランティアの登録 ・外国籍市民相談窓口等への通訳派遣 ・行政情報、生活情報等の翻訳 	
	多文化共生事業	<ul style="list-style-type: none"> ・外国籍市民ボランティアによる母国文化等の紹介・講演会、各種フェスティバルへの出品、出席 	
平塚市国際交流協会	ローレンス市紹介事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ローレンス市紹介七夕竹飾りの掲出 ・ローレンス市青少年等と市民との交流会の開催 	

○ 2007(平成19)年度市町村国際関係事業実績

団体名	事業名	事業の概要	備考欄
		・ローレンス市紹介写真展の開催	
	編集事業	・平塚市国際交流事業の活動を紹介する機関誌「HIEA」の編集、発行 ・多言語による外国籍市民向け生活情報のFM放送(インタナショナルナパサ)の運営	
	ホームステイ推進事業	・ローレンス市をはじめ諸外国からの訪問者のホームステイの受入れ	
	通訳・翻訳事業	・ローレンス市からの青少年やカンザス大学生受入れの際の通訳 ・ローレンス市へ派遣する青少年に対する事前英会話研修の講師派遣 ・通訳ボランティアブラッシュアップ講座の開催	
	外国語教室開設事業	・英語、中国語、韓国語教室の開催、運営	
	日本語教室開設事業	・日本語教室(7教室)の運営 ・日本語教室ボランティア養成講座の開催	
	国際交流イベント開催事業	・国際交流フェスティバルの開催 ・みんなで楽しもうかいの開催 ・留学生と語ろう会の開催 ・日本語スピーチと歌のつどい ・国際交流バスハイクの開催	
	国際理解講座開催事業	・国際理解講座の開催 ・外国文化紹介講座	
国連協会 平塚支部	平和・国際理解普及事業	・国際理解・国際協力のためのポスター・作文コンテストの開催 ・国際理解を深めるつどいの開催 ・公民館まつりにおける国連協会コーナーの設置 ・機関誌「国連協会平塚支部だより」の発行	
	難民支援事業	・UNHCRへの難民募金寄託	
鎌倉市	国際政策推進プランの推進	「かまくら国際政策推進プラン」の各施策の推進	
	市民通訳ボランティア登録制度	語学に堪能な市民のボランティアを募り、外国籍市民が行政サービスを受ける上で、日本語による意志疎通が困難な場合に通訳ボランティアを派遣	
	国際交流ボランティア登録制度	市民等のボランティアを募り、市を訪れる外国人に対して日本及び鎌倉の伝統文化を紹介するボランティアを派遣	
	国際交流事業等奨励金制度	市民団体が行う国際交流活動、国際協力活動又は国際理解活動に対して奨励金を交付し、市民レベルにおける国際交流活動等の一層の促進を図る	
	国際親善友好バッジ・バナーの交付	市民レベルの国際交流を推進するため、バッジ・バナーを作成し、申請により無償で交付	
	国際交流・協力活動の拠点整備	市民レベルで行われている国際交流・国際協力活動の拠点づくりの検討	
	姉妹都市親善訪問奨励金交付制度	姉妹都市を親善訪問する市民に対して奨励金を交付し、教育・文化・産業等の交流の促進を図る	
	ホームページ英語版の維持・管理	外国籍市民へインターネットホームページで生活情報等を提供	
	職員研修(全国市町村国際文化研究所)	職員の国際化対応能力育成を図るために、全国市町村国際文化研究所で行われる講座に職員を派遣	
	ALTの配置	外国人英語教師を市内小・中学校に派遣	
	青少年海外派遣補助事業	内閣府青少年国際交流事業の参加者に祝金を交付	

○ 2007(平成19)年度市町村国際関係事業実績

団体名	事業名	事業の概要	備考欄
藤 沢 市	姉妹・友好都市交流事業	マイアミビーチ市との交流事業 ・市民交流 ・図書交流	
		昆明市との交流事業 ・市民交流 ・行政視察団受入れ ・図書交流	
		ウインザー市との交流事業 ・藤沢市公式代表団派遣事業 ・ウインザー市公式代表団受入れ ・市民交流 ・その他交流 ・図書交流	
		保寧市との交流事業 ・藤沢市公式代表団派遣事業 ・保寧市公式代表団受入 ・藤沢市サッカースポーツ少年団派遣事業 ・市民交流 ・その他交流 ・保寧市青少年受入事業 ・図書交流	
	多文化共生推進事業	・外国人市民対象交流・相談窓口の開設 ・国際交流フェスティバルの開催 ・ホームステイ・ホームビジット登録家庭研修会の開催 ・国際理解セミナーの開催	
	その他内外諸都市との交流事業	本市を訪問する内外諸都市からの視察者等の受入れ	
	都市親善委員会運営	藤沢市都市親善委員会運営事務	
	職員海外派遣研修事業	職員を海外の諸都市の行政事務、自治制度などの視察研修に派遣	
	外国人相談室運営事業	市内在住外国人(特に日系南米人)に対して生活相談、行政情報提供を実施	
	一般相談事業	市民生活に関する一般的な相談を英語で実施	
外国人英語指導助手(ALT)業務委託・小学校国際理解協力員及び日本語指導員派遣事業	国際教育 ・外国人英語指導助手(ALT)の業務委託 ・小学校での国際理解協力員による異文化理解の学習 ・日本語指導教室の設置(湘南台小学校) ・公立小中学校に在籍する外国籍等児童生徒に対して、日本語指導員が巡回指導を実施		
公民館での国際交流・国際化事業	国際交流・国際化事業 ・各種講座、サークル活動支援 ・外国人市民との交流		
(財)藤沢市青少年協会	青年国際化推進事業 ・国際交流のつどい ・外国人のための日本語講座 ・日本語教授法		

○ 2007(平成19)年度市町村国際関係事業実績

団体名	事業名	事業の概要	備考欄
		・世界のあいさつ講座	
小田原市	ときめき国際学校	オーストラリア・マンリー市の青少年との相互交流を通して国際的視野を持つ青少年を育成	
	海外友好都市親善訪問事業	ときめき国際学校の両市参加者が千人を越えたことを記念してマンリー市で開催される記念事業に市長・市議会議長が参加	
	小田原海外市民交流会	米国・チュラビスタ市との青年相互交流事業等を実施する交流会の運営を補助	
	海外姉妹都市青年交流	チュラビスタ市との青年相互交流事業において、青年派遣及び受け入れに係る費用を補助	
	地域国際化連携交流事業	国際交流を行う団体の自主活動に対して、その主体性を尊重しつつ、企画・運営などをサポート	
	ホームステイ	ホームステイ受入家庭を登録し、本市事業で訪れる外国人に対応	
	交流都市紹介展	チュラビスタ市、オーストラリア・マンリー市を写真パネル等により国際交流ラウンジで紹介	
	外国人相談	外国籍住民が必要とする生活情報や手続方法などの各種相談や手続きの通訳支援	
	国際理解教育推進事業	外国語指導助手を中学校へ派遣	
	外国人児童生徒日本語指導等協力者派遣事業	外国人の児童・生徒に、日本語指導等を通し適切な学校教育の機会を確保するため、指導協力者を派遣	
	おだわら国際交流ラウンジ	外国籍住民への情報提供の場、支援活動をはじめとする国際関係団体の活動の場、国際交流の場として設置	
	おだわら国際交流ラウンジ・ティーサロン	おだわら国際交流ラウンジを会場に、月1回程度、外国籍住民をはじめ、市民が気軽に参加して、互いに交流を深められる場を提供	
	地球市民フェスタ	外国籍住民とふれあい、互いの理解を深める機会として、国際関係団体と市が連携して実施	
	小学校英会話講師派遣事業	各市立小学校に英会話活動にかかわるボランティア(英語を母国語・公用語とする方など)を派遣し、英語を通しての国際理解教育を実施	
教員海外研修派遣	「小田原市校長会」が実施(委託)する海外派遣研修に教員を派遣		
茅ヶ崎市	外国人相談窓口	外国人市民のための通訳業務を実施(英)(中)(ポ)(ハンダ)	
	国際理解講座	外国籍住民のおかれている現状について認識し、市民一人一人が地域住民として外国籍住民と共生していく多文化共生の実現を模索する	
	国際理解教育	・外国人英語指導助手業務委託 ・帰国子女教育相談 ・日本語指導協力者派遣	
	国際交流活動推進事業	・民間団体による国際交流活動を支援 ・各団体において語学教室を開設 ・中学、高校などの国際交流活動を支援 ・市表敬訪問、研修視察団等の受入	
逗子市	国際協力支援	「アフリカへ毛布をおくる運動」を支援	
	消防自動車等寄贈	(財)日本消防協会、(財)日本外交協会等に協力し、廃車した消防自動車等を寄贈	
	広報・啓発	外国籍住民に市民生活に必要な情報を掲載した冊子「Living In ZUSHI」を配布	
	日本語指導講師派遣	海外在留期間が長く、又は外国籍の、日本語が不自由な児童及び生徒に日本語指導講師を派遣し、学校生活を支援	

○ 2007(平成19)年度市町村国際関係事業実績

団体名	事業名	事業の概要	備考欄
	国際教育推進	外国人の国際教育指導助手を市内中学校、小学校へ派遣	
	市民通訳・翻訳ボランティア登録制度	日本語が十分に理解できない外国籍住民を支援する	
	ホームステイ・ホームビジットボランティア登録制度	受入希望家庭を登録し、必要に応じて紹介	
	国際友好都市交流事業	ポルトガルのナザレ市とインターネット等で交流を行う(中学生の教育交流など)	
相模原市	友好都市等交流事業	<ul style="list-style-type: none"> ・無錫市友好訪日団受入れ ・無錫市研修生受入れ ・相模原市議会友好訪中団派遣 ・相模原市友好訪加団派遣 ・相模原市紹介展開催(カナダ、トロント市・トレイル市で開催) ・トロント市教育関係者訪日団受入れ ・トロント市、トレイル市への生徒派遣 ・少年海外スポーツ交流団派遣(無錫市へ派遣) 	
	諸外国との交流・協力の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・青年海外派遣 ・議員海外視察 ・諸外国訪日団受入れ 	
	さがみはら国際交流ラウンジの運営	<p>外国人市民への情報提供、交流、支援及びボランティア活動の場として設置。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8言語のスタッフを週1回ずつ配置 (英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、カンボジア語、タガログ語) 	
	外国人相談事業	外国人相談、外国人法律相談(英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語)	
	各種通訳制度の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・通訳ボランティアの派遣 ・医療通訳ボランティア交通費助成制度 ・職員通訳登録・派遣制度 	
	日本語ボランティア養成講座	外国人に日本語を教えるボランティアを養成するために実施。	
	外国語版刊行物等の発行	<ul style="list-style-type: none"> ・暮らしのガイド(韓国語、中国語) ・母子健康手帳(英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語) ・集団予防接種予定表(英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語) 	
	庁舎内案内板英語表記	市役所庁舎内の英語案内表示を必要に応じて修正を行う。	
	外国人英語指導助手の任用	市内各小中学校に1名のALTを配置する。	
	国際教育実践校の委託(7校)	国際教育の様々な実践を通して、人種や文化の違いを超え、世界の人々と共に生きる多文化共生社会を担う児童・生徒を育成する。	
	児童・生徒 日本語巡回指導	市内小中学校に在籍する外国籍児童・生徒を対象に1人あたり週1～2回の取り出しによる日本語指導を行う。	
	児童・生徒 日本語指導等協力者派遣	市内の小中学校に在籍する外国籍児童・生徒のうち、生活指導、カウンセリング等の必要な児童・生徒を対象に、指導を行い、援助・協力する。	

○ 2007(平成19)年度市町村国際関係事業実績

団体名	事業名	事業の概要	備考欄
	在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給	無年金の外国人高齢者・障害者に対して福祉給付金を支給する。	
	外国籍市民結核健康診断	外国籍市民対象の結核健康診断を実施する。	
	国際化推進事業支援金の交付	国際化を進める市民団体の事業に対して支援金を交付する。	
	市職員の国際化研修	・国際化対応力養成研修への派遣 ・海外研修への派遣	
	さがみはら国際プランの改定	平成5年度に策定した「さがみはら国際プラン」を改訂する。	
	相模原国際交流基金の運用	国際交流事業に活用するため、基金を運用する。	
三浦市	国際交流推進事業	・姉妹都市オーストラリア・ウォーナンブール市との交流事業 ・三浦市国際交流協会への補助金の交付	
	青少年姉妹都市国際交流事業	・姉妹都市オーストラリア・ウォーナンブール市への中高校生の派遣 ・姉妹都市オーストラリア・ウォーナンブール市からの中高校生の受入れ	
	姉妹都市交流振興事業	・姉妹都市名を掲示する三浦市への来浦を歓迎する看板の設置	
三浦市国際交流協会	国際交流啓発事業	会員へのニュースの発行	
	交流推進事業	・姉妹都市交流事業 ・英語版ガイドの発行	
	ボランティア育成事業	国際交流ボランティア(通訳・翻訳・ホストファミリー)の登録と派遣	
秦野市	外国籍市民生活相談	外国籍市民からの相談に対応する各言語に精通する相談員を配置(ポ、ス、英、中)	
	外国籍市民向け「暮らしの教室(日本語教室)」開催委託事業	外国籍市民の日本語習得を支援する団体に対する委託事業	
	地域国際化講演会(フォーラム)	外国籍市民に対する理解を促進し、地域の国際化を図ることを目的として実施	
	国際交流ボランティア登録制度	市民による通訳等のボランティアを登録し、地域ネットワークの構築を図る	
	文書等の翻訳事業	外国籍市民へ市の制度等に関する文書を翻訳して提供(スペイン語・ポルトガル語のホームページ開設)	
	外国籍児童・生徒への日本語指導推進事業	外国籍児童・生徒の言葉の壁による生活上の問題解決を図るため当該言語に堪能な日本語指導者を派遣	
	国外姉妹都市及び友好都市交流	米国テキサス州バサデナ市との各種交流事業及び大韓民国坡州市との交流事業	
	国外姉妹都市等交流促進事業補助金	民間団体が行う姉妹都市及び友好都市交流の促進を目的とする事業等に補助金を交付	
	国外友好都市親善訪問金	市民等が交流を目的として、国外友好都市を訪問する際に、補助金を交付(観光・ビジネス等は除く)	
	市民外交官制度	留学、ビジネス等で海外渡航する市民に市長メッセージや記念品を託し渡航先の市民との交流を図る	

○ 2007(平成19)年度市町村国際関係事業実績

団体名	事業名	事業の概要	備考欄
	インターナショナル・フェスティバル	中学生による英語での発表や外国人生徒による発表を行う。また、留学生との交流を通して国際理解を深める	
厚木市	海外学生交流事業	ホームステイを希望する外国人の受け入れ	
	市内在住外国人交流事業	・外国籍市民懇話会 ・日本語講座等の開催	
	海外友好都市受入派遣事業	海外友好都市との各分野での交流を促進するため、訪問団の受け入れ及び派遣を行う	
	諸外国交流事業	海外諸都市からの訪問団を受け入れ、市民との交流を図る	
	国際交流事業交付金	友好親善及び国際交流を図ることを目的に、友好都市を訪問する市民団体への支援	
	あつぎ国際交流フェスタ開催事業	外国籍市民との共生を目的とした「あつぎ国際交流フェスタ2008」の開催	
大和市	スペイン語通訳者配置	市民税課(確定申告時)、収納課、市立病院に通訳を配置	
	インターンシップ制度	神奈川大学とのインターンシップ協定により、外国語学部(スペイン語学科)の学生から、2年生～4年生が通訳補助を行う(週2回)	
	生活ガイドの作成	市役所からのお知らせを中心にした情報を提供(英語・スペイン語)	
	外国人父母児童生徒との交流会	国際教室設置校にて実施	
	基地問題のホームページによる情報の提供	英語での情報提供	
	外国籍住民向け自治会加入のパンフレット作成(自治連作成)	自治会についての説明、行事参加の呼びかけを行う	
(財)大和市国際化協会	やまと国際交流フェスティバル	実行委員会形式で行い、広く外国人市民と日本人市民の交流の場とする	
	外国料理教室	外国人講師から母国の家庭料理の作り方を学ぶ(年3回)	
	国際理解講座	ジャーナリスト、学術経験者による諸外国の時事問題、文化等についての講義と質疑応答	
	施設めぐり&防災訓練	外国人市民に、市内の公共施設を見学する機会を提供することにより、行政のしくみの理解を深める。また、外国人市民の防災に対する意識の向上を図る。(受託事業)	
	やまと多文化共生講演会	講演会を通して、多文化共生の必要性を市民の理解を図る。(受託事業)	
	外国語と外国文化紹介講座の開催	講師から簡単な英会話と出身国の生活習慣、文化について学ぶ①英会話講座第Ⅰ期②英会話講座第Ⅱ期③スペイン語講座(各講座全15回)	
	大和日本語ネットワークの運営	日本語教授法の案内や日本語教室の運営に関わるセミナーの開催案内などの情報提供を行う。	
	日本語教授法ブラッシュアップ講座	実際の日本語教室の現場で役立つ日本語教授法の習得を図る。	
	ボランティアセミナー(リーダー育成研修会)	ボランティア活動に役立つ異文化理解セミナーや情報交換会の開催	
	多文化共生会議	公募による日本人市民と、外国人市民が、同じ地域に暮らす市民として共生するための提言をまとめる(受託事業)	
大和市民まつり・れんげまつりへの出店	大和市内で行われるイベント、フェスティバル等へ出店し、協会のPRを行う		

○ 2007(平成19)年度市町村国際関係事業実績

団体名	事業名	事業の概要	備考欄
	ホームステイバンク・ホームビジット事業	ホームステイバンク・ホームビジットの受入が可能な家庭と、他団体を通じて来日した外国人及び在住外国人との交流を図る。(受託事業)	
	外国語通訳事業(スペイン語、ベトナム語、中国語、英語)	市役所窓口での手続き、市立病院での診察の際などに通訳サービスを実施。日常生活における様々な問い合わせにも応じている(受託事業)	
	通訳・翻訳ボランティアの紹介及び派遣	市民等の依頼に基づき、ボランティアへ協力を依頼。小・中学校、保育園、市立病院などでの通訳、ビザ更新に必要な書類の翻訳などを行っている(受託事業)	
	市民活動への側面的支援	国際化を推進する市民の国際交流関連団体へ事業費に対する助成金の交付、また随時、市民または他団体へ交流情報の提供及び後援を行っている(受託事業)	
	外国人相談事業	神奈川県行政書士会大和支部、弁護士会及び心理カウンセラーの協力を得て、ビザや帰化申請についての相談を受け付ける。必要に応じて通訳を設置。(受託事業)	
	スペイン語・英語・中国語情報紙『Tierra』『Terra』	スペイン語、英語、中国語で生活に密着した情報の提供を行っている(日本語併記)(年6回発行)	
	ベトナム語情報紙『チャオバーン』	ベトナム語による生活情報の提供(年3回発行)	
	機関誌『Pal』	協会事業報告、事業計画、市内の国際交流事業の紹介等(年4回発行)	
	日本社会適応講座	日本社会への理解を深める(受託事業)	
	夏休み子ども教室の開催	夏休み期間中に、外国人児童生徒のための学習支援を行い、学力向上の一助とする。	
	学習支援教室の開催	一年を通じて、外国人児童生徒のための学習支援を行い、学力向上の一助とする。	
	クロスカルチャーセミナーの開催	外国人が依頼先(小・中学校、社会奉仕団体等)へ赴き、セミナーを通して母国の文化(生活習慣、料理など)を紹介する。	
	多文化推進ネットワークの形成	大和市及び近隣市町村に活動の拠点を置き、国際関連の分野で活動している諸団体と多文化共生を推進するための連携を図り、それぞれの活動に関する情報交換会の開催などを行う。	
	日本語・学習支援ボランティア養成講座の開催	日本語指導法、教科学習指導法、外国人児童・生徒の母国の生活や教育事情、ボランティアの心得などを習得する。	
	日本語・学習支援ボランティアの紹介及び派遣	大和市内の小・中学校に通う外国人児童に対して、日本語/教科学習の支援を行う。	
伊勢原市	海外姉妹都市交流推進事業	伊勢原市姉妹都市委員会の活動を支援 ・米国ラミラダ市との高校生相互派遣など	
	国際交流促進団体補助事業	日本語指導等を行うボランティア団体への運営補助	
	外国人児童保育助成事業	外国籍児童等を受け入れる民間保育園等に対する受入体制の整備等を目的とした助成	
	外国籍市民高齢者・障害者等福祉給付金助成事業	国民年金法の適用を受けない外国籍の高齢者及び障害者に対する福祉給付	
	英語教育推進事業	英語指導助手を市内小・中学校へ派遣	
	日本語指導等協力者派遣事業	外国籍児童・生徒のため、日本語指導協力者を該当校へ派遣	
	姉妹都市ラミラダ市教育視察研修事業	ラミラダ市との教育視察研修 ・ホームステイ、学校訪問等の受け入れ ・本市からの派遣	

○ 2007(平成19)年度市町村国際関係事業実績

団体名	事業名	事業の概要	備考欄
	外国語版母子手帳の発行	外国語版の母子手帳の発行(英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・タガログ語・インドネシア語・タイ語)	
海老名市	外国語版母子手帳の発行	外国語による母子手帳の発行(英・中・ポ・ス・ハ・タガ・タイ)	
	予防接種の説明の翻訳	外国語による予防接種の説明(英・中・ハ・ポ・ス・タイ・タガ・ベ・ラ・カ)	
	ごみと資源の分別カレンダー配布	ごみの出し方(分別等)と収集日を記したカレンダーを配布	
	ごみと資源の分別カレンダー補足チラシ配布	ごみと資源の分別カレンダーの補足資料として配布(英・中・ポ・ス・ベ・タ・タガ・ハ)	
	ガイドマップの配布	外国人を対象に窓口で配布	
	外国人英語指導助手の派遣	外国人英語教師を小・中学校へ派遣	
	学校生活の手引書の発行	日本の学校生活を紹介(英・中・ポ・ス・ハ・ラ・タガ・フ・タイ)	
	保護者への通知文書の翻訳	保健関係の通知文書の翻訳(英・中・ポ・ス・タイ・ベ・ラ・ハ・フ)	
	通訳者派遣	学校からの要請により、外国籍児童・生徒の保護者と学校との連絡援助のため、通訳者を派遣する(英・中・ポ・ス・タイ・ベ・ラ・ハ・フ・タガ)	
	外国語図書等の貸し出し	市立図書館において、外国語新聞・雑誌・図書を購入、貸し出し	
	日本語指導学級	外国籍児童・生徒への日本語指導	
	外国人のための施設見学会	市内の公共施設等の見学	
国際理解講座の開催	教職員を対象とした国際理解講座		
座間市	国際交流協会運営費補助事業	座間市国際交流協会への運営支援	
	姉妹都市中・高校生受入交流事業	姉妹都市の青少年を受入し、本市と姉妹都市相互の友好を促進し、ホームステイを通して、相互理解を深めると共に、国際的視野を広げ、これからの時代にふさわしい青少年を育成する。	
	スポーツ・文化団体交流事業	市民の幅広い参加による文化・芸術・スポーツ交流活動	
	外国人英語指導助手事業	外国人指導助手を市内各小・中学校へ派遣(教育委員会)	
	外国人子女日本語指導等協力者派遣事業	外国人子女が抱える言葉の壁による問題の解決を図るため、通訳可能な日本語指導協力者を学校側の依頼に基づき派遣(教育委員会)	
	学校から家庭への連絡文の配布	スペイン語、ポルトガル語訳の連絡文を作成し、保護者へ配布	
	図書館利用案内の配布	市立図書館の利用案内チラシの英語訳	
	赤ちゃんとすこやかな成長を願って、保健衛生のお知らせの配布	予防接種、母親父親教室、育児相談・発達相談日程案内、妊娠届出書、出生連絡票などの保険事業案内の英訳	
	外国語版母子手帳の購入	英、中、ポ、ス、ハ、タガ、タイ語併記の母子手帳を購入し、外国籍住民の言語に応じ配布する。	

○ 2007(平成19)年度市町村国際関係事業実績

団体名	事業名	事業の概要	備考欄
	にほんご教室リストの配布	市内施設で開催されている日本語教室の一覧を配布(英語、ハンブル、中国語、ポルトガル語、スペイン語)	
	家庭ごみの分け方、出し方の配布	ゴミの分別と、収集日について(英語、ハンブル、中国語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語)	
	市勢ガイドの配布	英語併記	
	市勢要覧の販売	英語併記	
	市民便利帳の改訂版作成、配布	外国人登録、各種手続きについての英語、ポルトガル語の併記	
南足柄市	姉妹都市交流事業	南足柄市姉妹都市交流協会の活動支援 ・交流団来市受け入れ ・各種姉妹都市交流事業の開催 ・チルブルク市へ小学生の絵画送付	
	ボランティア通訳制度	チルブルク市民来市の際の通訳ボランティアの登録制度	
	ホストファミリー制度	チルブルク市民来市の際に市民相互の交流を深めるためホームステイを斡旋	
	外国人英語教員招へい事業	幼児・児童・生徒の国際理解を深め、英語教育の充実を図るため外国人英語教員を招へい	
	英文観光パンフレット作成	市内外の外国人に市を紹介する英文併記パンフレットを作成	
	市民便利帳(抜粋)英語版・ポルトガル語版作成	市内在住の外国人に市民課窓口で配布	
綾瀬市	多言語情報資料「あやせトゥデイ」作成	日常生活の時宜に応じた便利な多言語情報資料を、翻訳ボランティアと連携し9カ国語で作成	
	あやせ国際スピーチ交流会	外国人は日本語で、日本人は外国語で意見等を発表するなど交流の場を設ける交流会実行委員会の支援	
	市内在住外国人交流事業	外国籍市民懇話会	
	職員英会話研修	国際化に対応した職員を養成するため研修を実施	
	国際交流教育推進事業	・小中学校への外国人英語指導助手の派遣 ・日本語指導協力者により外国籍児童・生徒に対応 ・国際理解教育の推進	
	子供ふれあい交流事業	市内在住の外国人の子供と日本人の子供が交流を深める	
葉山町	ホールドファストベイ市親善交流事業	・国際姉妹都市であるホールドファストベイ市の紹介 ・国際姉妹都市であるホールドファストベイ市とのホームステイ事業の支援・協力	
	国際交流事業	国際交流事業を推進する ・国際交流団体との連携 ・葉山町国際交流協会が主催する事業の支援 ・外国文化紹介講座の開催委託	
	国際教育推進事業	・外国人英語指導助手等の派遣 ・日本語指導講師の派遣	
葉山町国際交流協会	国際文化交流事業	国際文化交流事業の共催・後援 ・湘南国際村フェスティバルの際に観光展で交流事業紹介展示	

○ 2007(平成19)年度市町村国際関係事業実績

団体名	事業名	事業の概要	備考欄
	ふれあい講座	外国人講師等による異文化を紹介する講座を実施する	
	外国語サークル事業	英会話コース(初級・中級)、韓国語コース(入門・初級)	
	ホールドファストベイ市交流事業	・ホールドファストベイ市との学生相互交流 ・10周年記念式典参加市民ツアー実施	
寒川町	国際交流基金積立	青少年を中心とした国際交流を進めるための基金積立	
	民間団体活動支援	さむかわ国際交流協会の活動支援	
	「生きる力」の育成(外国人英語指導)事業	外国人英語指導助手による英語教育、国際理解教育を推進	
大磯町	姉妹都市協会事業補助	米国ウィスコンシン州ラシン市へ町内在住高校生を短期派遣	
	外国語(英語)教育推進事業	外国語指導助手の幼・小・中学校派遣 ・外国人英語指導助手を幼・小・中学校に派遣し、英語指導の充実と国際理解の推進を図る	
二宮町	国際教育推進事業	・外国人講師を中学校へ派遣し、生きた英語教育の充実を図る ・中学生をオーストラリアへ派遣し、我が国と異なる文化や習慣に触れることで、国際協調の精神を養う	
	小学校英語教育推進事業	・小学生が学校の活動の中で、日本や外国の文化・歴史等について理解を深めるとともに、英語を媒介としたコミュニケーション能力を高めるため、外国人講師を派遣する。 ・小学校英語活動のあり方について研究する。	
	支援教育推進事業(日本語指導補助員の派遣)	外国籍を持ち、日本語が不自由な児童の学校生活を支援するため、当該言語に堪能な日本語指導員を学校に派遣する。(該当児童がいなかったため、19年度の派遣実績はなし。)	
中井町	外国人講師設置事業	外国人講師により幼稚園・小・中学生の英語力向上と国際理解の推進を図る	
	学校生活支援者(日本語指導員)設置事業	外国籍の小・中学生の日本語力向上を図る	
大井町	外国人講師英語指導	外国人講師により幼稚園・小・中学生の英語力向上と国際理解の推進を図る	
松田町	国際理解教育振興事業	外国人講師により幼稚園・小・中学生の英語力向上と国際理解の推進を図る	
山北町	国際理解教育推進事業	外国人英語教師により幼・保・小・中学生の英語指導の充実と国際理解の推進を図る	
箱根町	国際親善交流事業	国際姉妹提携地カナダ・ジャスパーとの学生交流を目的とした派遣・受入及び姉妹都市親善交流イベントの実施	
	観光情報推進事業	リアルタイム情報システム(道路状況・お天気カメラ)借上、はこねマップ/Navisシステム運用管理、観光DVD(日・英・中・韓)インタネット配信、観光案内所運営	
	国際観光推進事業	パンフレットの作成(英・中・韓)、観光協会への委託	
	国際観光プロモーション実施事業	韓国国際観光展出展、台湾セールスプロモーションの実施	
真鶴町	中学生国際交流海外派遣事業	町内の中学生をオーストラリアでのファームステイに派遣	
	国際理解教育事業(語学研修事業)	小中学生を対象に外国語指導助手による英会話指導	
湯河原町	中学生ポースティーブンス市ホームステイ派遣事業	町内の中学生を姉妹都市オーストラリア・ポースティーブンス市へホームステイに派遣	

○ 2007(平成19)年度市町村国際関係事業実績

団体名	事業名	事業の概要	備考欄
	国際交流推進事業	国内外の親善都市等との交流の推進及び国際交流活動、国際協力活動又は国際理解活動を行う民間団体への支援	
	外国籍住民相談	外国籍住民を対象に通訳(ボランティア)を介した生活相談等を実施	
	国際理解講座開催事業	外国人講師を迎えての語学講座を年3回(英・中・ハ等)開催。また、国際理解講座を開催し諸外国の文化等について紹介	
	国際理解教育推進事業	町内小中学校において、外国人講師等を迎え、その国の言葉や文化に触れ合うことにより国際感覚を身につけることを目的とする	
愛川町	国際教育推進事業	日本語が不自由な外国籍児童・生徒への日本語指導協力者(ス・ポ)による支援	
	外国籍住民総合相談窓口	外国籍住民に通訳(ス・ポ)を介した生活相談や各種行政手続きに伴う翻訳等の支援を実施するとともに、庁内の翻訳文書や外国籍住民向けパンフレット等の作成・収集・配布を行う	
	外国籍園児・保護者対象通訳保育士の配置	外国籍園児・保護者に対応するための通訳可能な保育士を配置	
	外国籍住民向け保健だよりの作成	保健だよりを翻訳(ス・ポ)し、外国籍住民に健診日程等の保健・医療に関する情報を提供	
	外国語版母子健康手帳の交付	8か国語で母子健康手帳を交付(英・ポ・ス・ハ・インドネシア・中・タイ・タガログ)	
	愛川町勤労祭	外国籍の方にサンパレードや外国家庭料理の販売に従事していただき、地域住民との交流を図る	
	国際交流事業	地域住民と外国籍住民を対象に年3回程度のイベントを実施	
	愛川国際交流クラブへ助成金の支援	日本語教室やスポーツ、文化交流を実施している愛川国際交流クラブへの助成金の支援	
	乳幼児健診問診票の翻訳	乳幼児健診問診票の翻訳(ス・ポ)	
	予防接種問診票の翻訳	ポリオ予防接種問診票の翻訳作成(ス・ポ)	
	外国籍住民向けごみの分け方・出し方カレンダー等の翻訳	「ごみの出し方・分け方カレンダー」及び「ごみと資源の分別ガイド」を翻訳作成(ス・ポ・タイ・カンボジア・中・英)	
	ごみ分別イラスト看板設置	ゴミの収集所へ、ごみの分別方法を示したイラスト付きの看板を設置(ス・ポ)	
	外国語の図書、新聞等の設置	図書館に外国語の図書、新聞等を購入・配架し、利便性の向上と親しみやすい教育の場の提供を図る	
	災害時における外国籍住民支援事業	災害弱者と呼ばれる外国籍住民に対する対策として、多言語(ス・ポ)による防災マップ、防災ガード、避難所看板などを作成・設置するとともに、講演会や防災訓練などを通じて地域における防災ネットワークづくりを促進する。	
	通訳ボランティア	外国籍の方が健診等を受ける際、必要な場合に医療に関する専門知識を有する通訳の派遣をNPO団体へ依頼し、受診者の利便を図る	

○縣市町村友好交流先一覧（友好港等は除く。）

自治体名	友好交流先	所属する国	友好提携年
横浜市	サンディエゴ市	アメリカ	1957
	リヨン市	フランス	1959
	ムンバイ市	インド	1965
	マニラ市	フィリピン	1965
	オデッサ市	ウクライナ	1965
	バンクーバー市	カナダ	1965
	上海市	中華人民共和国	1973
	コンスタンツァ市	ルーマニア	1977
川崎市	リエカ市	クロアチア	1977
	ボルチモア市	アメリカ	1979
	瀋陽市	中華人民共和国	1981
	ウーロンゴン市	オーストラリア	1988
	シェフィールド市	イギリス	1990
	ザルツブルク市	オーストリア	1992
	リュウベック市	ドイツ	1992
	富川市	大韓民国	1996
横須賀市	コーパスクリスティ市	アメリカ	1962
	ブレスト市	フランス	1970
	フリマントル市	オーストラリア	1979
	メッドウェイ市 (旧ジリングラム市)	イギリス	1998 (1982)
	ローレンス市	アメリカ	1990
鎌倉市	ニース市	フランス	1966
	敦煌市	中華人民共和国	1998
藤沢市	マイアミビーチ市	アメリカ	1959
	昆明市	中華人民共和国	1981
	ウインザー市	カナダ	1987
	保寧市	韓国	2002
小田原市	チュラビスタ市	アメリカ	1981
逗子市	ナザレ市	ポルトガル	2004
相模原市	無錫市	中華人民共和国	1985
	トロント市	カナダ	1991
	トレイル市	カナダ	1991
三浦市	ウォーナンブール市	オーストラリア	1992
	ホノルル市	アメリカ	2004
秦野市	パサデナ市	アメリカ	1964
	坡州市	大韓民国	2005
厚木市	ニューブリテン市	アメリカ	1983
	揚州市	中華人民共和国	1984
	軍浦市	大韓民国	2005
伊勢原市	ラミラダ市	アメリカ	1981

座間市	スマーナ市	アメリカ	1991
南足柄市	チルブルグ市	オランダ	1989
葉山町	ホールドファストベイ市	オーストラリア	1997
大磯町	デイトン市	アメリカ	1968
	ラシン市	アメリカ	1982
箱根町	ジャスパー町	カナダ	1972
	タウポ町	ニュージーランド	1987
湯河原町	忠州市	大韓民国	1994
	ポートステューブンス市	オーストラリア	1998
神奈川県	メリーランド州	アメリカ	1981
	遼寧省	中華人民共和国	1983
	バーデンビュルテンベルク州	ドイツ	1989
	京畿道	大韓民国	1990
	オデッサ州	ウクライナ	1986※
	ペナン州	マレーシア	1991※
	ヴェストラジョータランド県 (旧エーテボリブーフス県)	スウェーデン	1998※ (1993)

(2008 (平成 20) 年 3 月現在)

※本表には、姉妹都市提携のほか、友好交流関係の強化を確認した共同声明の調印も含む。

※相模湾沿岸とゴールドコースト海岸との友好提携 (1990 年)

1990 年に開催した相模湾の人と海との共生をめざした「サーフ'90」の開催趣旨を生かし、海岸、海浜の有効利用を先進的に進めているゴールドコースト市と相模湾沿岸の 13 市町及び県が共同で友好提携を締結した。(13 市町：横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、葉山町、大磯町、二宮町、真鶴町、湯河原町)

○ 県市町村友好都市所在地域別・年次別推移

	国名	56～65	66～75	76～85	86～95	96～	合計
北米	アメリカ	4	1	6	2	1	14
	カナダ	1	1		2		4
	小計(2カ国)	5	2	6	5	—	18
アジア	中華人民共和国	1	1	5	2	1	7
	大韓民国	1	1		1	3	6
	インド						1
	フィリピン						1
	マレーシア						1
	小計(5カ国)	2	2	5	3	4	16
ヨーロッパ	ウクライナ	1			1		2
	ドイツ				2		2
	フランス	1	2				3
	ルーマニア			1			1
	クロアチア			1			1
	オーストリア				1		1
	イギリス			1	1		2
	オランダ				1		1
	スウェーデン				1		1
	小計(9カ国)	2	2	3	7	—	14
オセアニア	オーストラリア			1	2	2	5
	ニュージーランド				1		1
	小計(2カ国)	—	—	1	3	2	6
合計(18カ国)		9	6	15	18	6	54

(2008(平成20)年3月現在)

※自治体合併等により交流先の相手方の名称等に変動が生じ、友好都市提携を再調印した場合は、旧提携年を基準として整理。

※相模湾沿岸市町とゴールドコースト市との友好提携は、本表から除外。

○大陸別友好都市数と構成比

北米	アジア	ヨーロッパ	オセアニア	合計
18地域 (33.3%)	16地域 (29.6%)	14地域 (25.9%)	6地域 (11.1%)	54地域 (100.0%)

○外国籍住民に対応する施策状況

	多言語対応・情報提供		日本語教育、日本語教授法（成人向け）、外国籍児童生徒教育	その他 （国際交流協会、ホームページ、国際関係ボランティア等）
	外国人相談窓口、通訳有無等	印刷物（暮らし、医療、福祉、地震・防災等）		
横浜市	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人相談（市民相談室） 英、ハ、中、ス、ポ（市政、法律等に関する相談） ○区役所窓口外国人市民サービス 中区（英）、鶴見区（英、ス、ポ）、港北区（英・ス・ポ）に外国語能力のある嘱託員を配置（他区も電話で対応） ○市民通訳ボランティアの派遣 区役所、福祉保健センター等に派遣 ○いのちの電話外国人相談への助成 ス、ポ ○外国人相談 <ul style="list-style-type: none"> ・国際交流ラウンジ（青葉、港南、港北、保土ヶ谷、金沢、都筑） ・YOKE情報・相談コーナー 	<ul style="list-style-type: none"> ○定期情報誌「中区外国語版広報紙」 英 ○暮らしのガイド 英、中、ハ、ス、ポ、やさしい日本語 ○母子健康手帳 英、ハ、中、ポ、ス、ベトナム ○入学のご案内 英、ハ、中、ポ、ス ○児童手当チラシ 英、中、ス、ハ、ポ、ベ ○ごみの出し方パンフレット 英、中、ス、ハ、ポ ○介護保険制度案内パンフレット 英、中、ハ、ス、ポ ○国民健康保険ガイドブック 英、中、ハ、ス、ポ ○就学援助制度のお知らせ 英、中、ハ、ス、ポ、カ、ラ、ベ、タガ 	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語学習の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・国際交流ラウンジ（青葉、港南、港北、保土ヶ谷、金沢、都筑）で日本語教室開催 ・（財）横浜市国際交流協会で日本語教室開催 ○外国人児童保育支援 外国人児童数の多い保育所への保育士の加配、通訳の派遣 ○外国人児童生徒教育（日本語教室、国際教室） ○私立外国人学校補助 9校 	<ul style="list-style-type: none"> ○（財）横浜市国際交流協会 http://www.yoke.or.jp ・外国人市民の相談や情報提供（YOKE情報相談コーナー） ・市民ボランティアの登録 ・「yokohama echo」（英） ・「よこはまYokohama」（中（簡・繁）、ハ、ス、ポ、インドネシア、やさしい日本語）の発行 ○国際交流ラウンジの整備・運営 外国人市民への情報提供・相談、日本人市民との交流などを行う国際交流ラウンジを整備（青葉、港南、港北、保土ヶ谷、金沢、都筑で運営） ○留学生への支援 横浜国際学生会館の運営 ○外国人障害者及び高齢者への福祉給付金支給 ○外国人救急医療対策事業 ○横浜市民間住宅あんしん入居事業
川崎市	<ul style="list-style-type: none"> ○防災ガイド 日、英、中、ハ、ポ、タイ、アラビア ○防災マップ 英 ○災害時要援護者のための防災行動ガイド「災害から身を守るために」 英、中 ○4ヶ国語による幸区防災マップ 日、英、ハ、中 ○川崎生活ガイド（市民便利帳）日本語ルビ付 ○だまされないで（悪徳商法防止）日本語ルビ付き、英、中、ハ、ス ○川崎市に住む外国人の皆さんへ日本語ルビ付、英、中、ハ、ポ、ス、タガ、露 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災ガイド 日、英、中、ハ、ポ、タイ、アラビア ○防災マップ 英 ○災害時要援護者のための防災行動ガイド「災害から身を守るために」 英、中 ○4ヶ国語による幸区防災マップ 日、英、ハ、中 ○川崎生活ガイド（市民便利帳）日本語ルビ付 ○だまされないで（悪徳商法防止）日本語ルビ付き、英、中、ハ、ス ○川崎市に住む外国人の皆さんへ日本語ルビ付、英、中、ハ、ポ、ス、タガ、露 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語学習・生活支援 ・市民館（7館）、ふれあい館にて識字・日本語学級開設 全16学級 ・日本語ボランティア講座 ○日本語教室（学校） 小学校 4校 中学校 1校 ※帰国児童のための教室も含む 	<ul style="list-style-type: none"> （財）川崎市国際交流協会 http://www.kian.or.jp/ ○外国人相談事業 <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市国際交流センター 英 月～土 中 火、水、金 タガ 火、水 韓国・朝鮮語 火、木 ス 火、水 ポ 火、金 時間はいずれも 10：00～12：00 13：00～16：00

	多言語対応・情報提供		日本語教育、日本語教授法（成人向け）、外国籍児童生徒教育	その他 （国際交流協会、ホームページ、国際関係ボランティア等）
	外国人相談窓口、通訳有無等	印刷物（暮らし、医療、福祉、地震・防災等）		
川崎		<ul style="list-style-type: none"> ○川崎市市民オンブズマン制度 日本語ルビ付、英、中、ハ、ポ、ス ○川崎市人権オンブズパーソン制度 日、英、中、ハ、ポ、ス ○外国人市民に身近な市税の案内 日、英、中、ハ、ポ、ス ○川崎市子ども文化センター 日本語ルビ付 ○こども文化センターASCL（ア スクール）のご案内 日本語ルビ付 ○わくわくプラザ 日本語ルビ付 ○わくわくプラザ利用のしおり 日本語ルビ付 ○母子健康手帳副読本 英、中、ハ、ポ、ス、タガ、タイ、インドネシア ○じどうてあて（児童手当） 日本語ルビ付、英、中、ハ、ポ、ス ○じどうふようてあて（児童扶養手当） 英、中、ハ、ポ、ス ○児童相談所の案内 英 ○入園のしおり 日、英、中、ハ、ポ、ス ○介護保険のしおり 日、英、中、ハ、ポ、ス ○国民健康保険のしおり 日、英、中、ハ、ポ、ス ○生活保護のしおり 日、ハ ○エイズを理解するためのリーフレットA・I・D・S 日、英、中、ハ、ポ、ス、タガ、タイ ○ラビットクラブ（外国人母子子育て） 英、中、ハ、ス、ポ ○川崎区子育てガイドさんぼみち 日、日本語ルビ付、英、中、ハ、ポ、ス ○川崎区で暮らす外国人のお母さんへ 日本語ルビ付、英、中、ハ、ポ、ス ○高津区子育て情報ガイドホットこそだて・たかつ 日本語ルビ付、英 ○Rainbow-Club（宮前区内の外国人の育児支援活動案内） 日本語ルビ付 	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語指導講師派遣 120人登録 17か国語に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・麻生区役所 中 第1・3火 9:30~12:00 タガ 第1・3水 14:00~16:30 英 第1・3木 9:30~12:00 ・川崎区役所 中 第1・3火 14:00~16:30 タガ 第1・3水 9:30~12:00 英 第1・3木 14:00~16:30 ○ボランティア登録 ・通訳・翻訳 ・ホームステイ ・ホームビジット ・日本語講座 ・国際理解教育支援 ・一般 ○多言語印刷物の発行 ・City of Kawasaki Emergency Evacuation Maps 英 ・外国人のための交流手帳 英、中、韓、ポル、スペ ・外国人相談コーナーのご案内 日、英、中、韓、ポル、スペ、タガ ・ハローかわさき「定期情報誌」 日、英、中、韓、ポル、スペ、タガ ○日本語教室 ・夜間コース（週1回） ・午前コース（週2回） ○情報収集・提供事業 ○広報出版事業 ○国際交流事業 ○行事開催事業 ○研修事業 ○外国人留学生修学奨励金支給事業 ○調査及び研究事業 ○民間交流活動振興事業

他

	多言語対応・情報提供		日本語教育、日本語教授法（成人向け）、外国籍児童生徒教育	その他 （国際交流協会、ホームページ、国際関係ボランティア等）
	外国人相談窓口、通訳有無等	印刷物（暮らし、医療、福祉、地震・防災等）		
川崎		<ul style="list-style-type: none"> ○外国人保護者用就学ハンドブック 「ともに生きる社会をめざして」 日本語ルビ付、英、中、ハ、ポ、ス ○外国人のお子さんで川崎市立小・中学校へ入学を希望される方へ 日本語ルビ付 ○川崎市立幼稚園の入園料の免除について 日本語ルビ付 ○外国籍児童生徒の入学相談案内 日、英、中、ハ、ポ、ス ○にほんごひろば学習ガイド 日本語ルビ付、英、中、ハ、ポ、ス、インドネシア ○幸日本語学級のご案内 日本語ルビ付 ○日本語教室に参加するみなさんへ 日本語ルビ付、英、中、ハ、タイ ○多摩市民館識字日本語クラス 日本語ルビ付、英、中 ○あさおにほんごクラス 日本語ルビ付、英 ○川崎市から事業者のみなさまへ 日、英、中、ハ ○川崎市のごみの分け方・出し方 日本語ルビ付、英、中、ハ、ポ、ス、タガ ○川崎市居住支援制度 日本語ルビ付、英、中、ハ、ポ、ス、タガ ○ともだち（外国人向け生活ガイド） かんたんな日本語ルビ付 ○生活情報を学ぶ「外国人が働くためのガイド」 日本語ルビ付、英、中、ハ、ポ、ス ○生活情報を学ぶ「外国人のための子育てガイド」 日本語ルビ付、英、中、ハ、ポ、ス ○生活情報を学ぶ「外国人のための医療ガイド」 日本語ルビ付、英、中、ハ、ポ、ス ○外国人市民代表者会議ニューズレター 日本語ルビ付、英、中、ハ、ポ、ス ○City of Kawasaki(市勢要覧) 英 		

	多言語対応・情報提供		日本語教育、日本語教授法（成人向け）、外国籍児童生徒教育	その他 （国際交流協会、ホームページ、国際関係ボランティア等）
	外国人相談窓口、通訳有無等	印刷物（暮らし、医療、福祉、地震・防災等）		
横須賀市	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人相談窓口 ○国際交流ボランティアによる通訳支援体制 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活ガイドブック 英(2006)、中、ハ、ポ、ス(2006) ○INFORMATION SQUARE(update) (市内行事のお知らせ) ○英文よこすかマップ 2005 (生活情報、市内の広域避難地等) ○母子健康手帳別冊 英 ○多言語による「大地震の心得」 英、中、ハ、ポ、ス、ベ、カ、パルヤ、タイ、インドネシア、露、アラビア ○横須賀市紹介パンフレット 英 ○横須賀観光案内 英語併記 ○防災情報メールサービス案内 英 ○よこすかまちなか散歩 英 	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語会話サロン 1期4ヵ月(1年3期) 毎日開設 場所は曜日による ○国際教室 小学校2校 中学校1校 	<p>http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp (横須賀市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際交流課電子メール ir-mo@city.yokosuka.kanagawa.jp ○NPO 横須賀国際交流協会 2003.4 設立 http://www.yia.info 姉妹都市交流、ボランティアの活動拠点、ボランティアグループ、NPO 等との連携、外国人生活相談 npo-yia@kb3.so-net.or.jp ○国際交流ボランティア登録制度 (651名登録) <ul style="list-style-type: none"> ・通訳・翻訳 ・ホームステイ、ホームビジット受入 ・日本文化の紹介等 ○防災情報メールサービス 英・簡単な日本語 ○防災情報メールサービスのリーフレット 英・ス・ポ・中・ハ
平塚市	<ul style="list-style-type: none"> ○平塚市通訳・翻訳バンク ・外国籍市民、行政窓口に対する通訳・翻訳サービス ・登録者数 58人 ・対応言語数 13言語 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民生活ガイドブック ス 2003 中、ハ、カ、ベ 2005 ラ、英、ポ 2007 ○家庭ごみの出し方・ごみ収集日カレンダー 英、中、ハ、ポ、ス、カ、ベ、ラオス 2004 ○家庭ごみ収集日カレンダー 英、中、ハ、ポ、ス、タガ 2007 ○多文化共生のまちづくりボランティア活動情報紙「SWING」 ひらがなルビ付き 2006 ○健診票（1歳6ヶ月、3歳児） 英、ポ、ス 2002 ○さわやかで清潔なまちづくり条例 英、中、ハ、ポ、ス、タガ 2006 ○自治会加入のお知らせ 英、中、ハ、ポ、ス、ベ、カ、ラ 2007 ○災害時避難施設一覧 英、中、ハ、ポ、ス、タガ 2007 	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語教室7教室 [市国際交流協会] 委託 ○国際教室 小6・中2校 ○日本語指導協力者 19人 (ポ4、ス6、英3、中2、韓1、ラ1、カン1、ベ1、タガ1、露1) (重複あり) 	<ul style="list-style-type: none"> ○市国際交流協会 1994設立 E-mail:hiea@ma.scn-net.ne.jp http://www.scn-net.ne.jp/~hiea 国際姉妹都市交流、日本語教室、ホームステイ交流、外国語教室 ○外国人児童保育補助1園 ○日本語ボランティア 101人 (登録者数)

	多言語対応・情報提供		日本語教育、日本語教授法（成人向け）、外国籍児童生徒教育	その他 （国際交流協会、ホームページ、国際関係ボランティア等）
	外国人相談窓口、通訳有無等	印刷物（暮らし、医療、福祉、地震・防災等）		
鎌倉市	○市民通訳ボランティア登録制度	○Garbage Disposal and Recycling （鎌倉のゴミ処理とリサイクル） （平成16年）2004年 英「W」 ○How to sort plastic containers/ packaging for recycling （容器包装プラスチックごみの分別と排出日一覧） （平成17年）2005年 英「W」 ○Buried Cultural Properties in Kamakura （鎌倉の埋蔵文化財） （平成19年）2007年 日英併記 ○KAMAKURA,Ancient City of Samurai～For the World Heritage～ （世界遺産への登録をめざして「武家の古都・鎌倉」） （平成19年）2007年改訂 日英併記 ○Kamakura（鎌倉観光案内地図） 英 2006年改訂 中、ハ、ス 2004年 ○Discuss disaster prevention at home （家族で話そうわが家の防災） （平成17年）2005年 日英中ハポ併記 「W」		○国際交流事業等奨励金の交付 ○国際交流ボランティア登録制度 ○国際親善友好バッジ・バナーの交付 ○かまくら国際交流フェスティバルの開催 ○ホームページアドレス http://www.city.kamakura.kanagawa.jp
藤沢市	○外国人相談窓口（市民相談課） ス、ポ、英	○生活ガイドブック 英、中、ハ、ス、ポ ○予防接種案内 英、中、ス、ポ、タガ ○母子手帳 英、中、ハ、ス、ポ、タイ、効、インドネシア ○ゴミの分け方出し方 英、中、ハ、ス、ポ ○観光パンフレット 英、中、ハ、ス ○小・中学校への就学案内 英、ス、ポ、ベ ○市民税の納付 英、中、ス、ポ ○納税関係書類 英、ス、ポ ○国民健康保険ハンドブック 英、中、ハ、ス、ポ ○給食費の支払いについて 英、中、ス、ポ、ベ	○日本語教授法（市青少年協会）受講生：10名 ○日本語教育（市青少年協会） 外国籍児童生徒数 前期：647名 後期：631名 合計 1,278名 ○日本語指導教室（H19.5.1） 専任教員 2名 学生ボランティア 数名 対象児童生徒 25名 ○巡回指導（週1、2回） 日本語指導員 11名 20校（小14中7） ○6カ国語の対訳集 英、中、ハ、ス、ポ、ベ	○地域公民館 国際関係事業 台所から国際交流 ○市青少年協会 情報紙 世界のあいさつ入門 国際交流のつどい ○市民病院通訳ボランティア制度 ○ホームステイ・ビジット登録制度 ○インターネットホームページ（日、英、中、ハ、ス、ポ） ○休日・夜間の診療情報（ホームページ）（英・ス・ポ・中・ハ）

	多言語対応・情報提供		日本語教育、日本語教授法（成人向け）、外国籍児童生徒教育	その他 （国際交流協会、ホームページ、国際関係ボランティア等）
	外国人相談窓口、通訳有無等	印刷物（暮らし、医療、福祉、地震・防災等）		
藤沢市		<ul style="list-style-type: none"> ○秩父宮記念体育館案内 英、ス、ポ ○公民館案内 英、ハ、ス、ポ ○就学援助申込書・手続案内 英、中、ス、ポ、ベ ○ブックスタート 英 	<ul style="list-style-type: none"> ○ビデオ「日本の学校生活」作成配布 ○教職員英、ス、ポ講座（夏期休業中実施） H19.2.1現在 	
小田原市	<ul style="list-style-type: none"> ○行政窓口への通訳・翻訳 ボランティア派遣 英・中・ハ・ポ・ス・タイ・独・露・仏・フィリピン・スウェーデン・イタリア 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報ファイル 英、ポ、ス 外国人登録、急病になったとき、税金、国民健康保険、困ったときの対応、水道、子供の教育等 1999 ○観光パンフレット 英・ハ・中・ス 2005 ○市政概要 英 ○ごみと資源の分け方・出し方 英、ポ、中、ハ、フィリピン 2005 ○児童扶養手当パンフレット 英、中、ハ、ス、ポ 2002 	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語クラス 毎週水曜日 [小田原海外市民交流会] ○外国人子女日本語指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○小田原海外市民交流会 1982.6設立 http://homepage3.nifty.com/oifa/ 姉妹都市との市民交流ほか ○国際交流団体連絡会 毎月1回開催 地球市民フェスタの企画運営/ 情報交換ほか ○ホストファミリー・市民スタッフ・通訳・翻訳ボランティア登録制度
茅ヶ崎市	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人相談窓口（通訳）英・中・ポ・ハ 	<ul style="list-style-type: none"> ○外国語版便利帳（2007年） 英、中、ス、ポ 	<ul style="list-style-type: none"> ○国際理解講座 全2回 ○帰国子女教育相談（随時） 	<ul style="list-style-type: none"> ○市国際交流協会1984.7設立 民間団体による国際交流活動の支援、青少年交流、語学教室、ホームステイ受入等 http://7jp.com/iac ○ボランティア団体による日本語ボランティア教室
逗子市	<ul style="list-style-type: none"> ○市民通訳ボランティアの派遣（要予約） 	<ul style="list-style-type: none"> ○LIVING IN ZUSHI 英（暮らしのガイドブック） ○ごみの出し方 英（広報紙） 		http://www.city.zushi.kanagawa.jp/
相模原市	<ul style="list-style-type: none"> ○一般相談（市民相談室）中/水、ス/金、ポ/金 英/第1・3水 	<ul style="list-style-type: none"> ○暮らしのガイドブック 英、中、ハ、タイ、カ、タガ ○暮らしのガイド（PDF） ス、ポ、英、タイ（ホームページに掲載） 	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語ボランティア養成講座 ○日本語巡回指導 17人 ○日本語指導協力者派遣 9ヵ国語36人 	<ul style="list-style-type: none"> ○さがみはら国際交流フロンティア 1996.10開設 国際交流フェスティバル開催等 http://www1.odn.ne.jp/sil/

	多言語対応・情報提供		日本語教育、日本語教授法（成人向け）、外国籍児童生徒教育	その他 （国際交流協会、ホームページ、国際関係ボランティア等）
	外国人相談窓口、通訳有無等	印刷物（暮らし、医療、福祉、地震・防災等）		
相模原市	<ul style="list-style-type: none"> ○弁護士による法律相談 中・ス・ポ・英 第4木・要予約 ○案内、相談（国際交流ラウンジ） 英・ス/月、カン・ポ/火 タイ/水、ハ・タガ/金 中/日 ○職員通訳登録・派遣制度 	<ul style="list-style-type: none"> ○母子健康手帳 英、中、ハ、ス、ポ、タガ ○国民健康保険のしおり 英、中、ス、ポ、ハ ○ゴミと資源の出し方・日程 英、中、ス、ポ、ハ ○新たな資源分別・出し方パンフレット 英、中、ハン ○外国人児童・生徒の手引 中、ス、ハ、タガ ○結核健康診断問診票 英、中、ス、ポ、ハン、タガ、タイ ○心臓病調査票 英、中、ス、ポ、ハン、タガ、タイ ○防災用パンフレット「SAFETEYGUIDE」 英、中、ス、ポ、ハ ○外国人に対する119番通報要領 英、中、ス、ポ、ハ ○外国人住民のためのさがみはら防災準備マニュアル ○市勢要覧 英、中 ○さがみはら国際交流ラウンジパンフレット 英、中、ハン、ス、ポ、タガ、タイ、仏、ペ、インドネシア ○相模原市古民家園パンフレット 英 ○図書館パンフレット 英 		
三浦市		<ul style="list-style-type: none"> ○ゴミと資源の分け方出し方 英 ○三浦市のガイド 英 		<ul style="list-style-type: none"> ○市国際交流協会（設立1982.10）姉妹都市交流事業等 国際交流啓発事業等 ○通訳ボランティア登録制度 通訳・翻訳ボランティア 64名 ホストファミリー 12家庭 日本文化紹介 1名
秦野市	<ul style="list-style-type: none"> ○外国籍市民生活相談（市民課）1992～ポ/火 英・ス/水・木 中/金 ○外国籍市民のための防災講習会 ○地域防災訓練の周知（チラシ） 英、中、ハ、ス 	<ul style="list-style-type: none"> ○外国籍市民のための生活ガイド 英、中、ハ、ス（日本語併記） ○ゴミの出し方（チラシ） 英、ス、ポ、中 ○図書館の案内（パンフレット） 英 ○市紹介パンフレット 英 ○古墳展示館の案内（パンフレット） 英 	<ul style="list-style-type: none"> ○東南アジア人向け「暮らしの教室（日本語教室）」開催委託事業 [東南アジアの人々と共に歩む会] 月3回（会員72名） 	<ul style="list-style-type: none"> ○秦野市国際交流協会（任意団体）1985設立 ○市内在住外国人との交流事業の企画・運営 ○国際交流ボランティア登録制度 計234名 <ul style="list-style-type: none"> ・通訳 ・ホスト家庭 ・スタッフ

	多言語対応・情報提供		日本語教育、日本語教授法（成人向け）、外国籍児童生徒教育	その他 （国際交流協会、ホームページ、国際関係ボランティア等）
	外国人相談窓口、通訳有無等	印刷物（暮らし、医療、福祉、地震・防災等）		
秦野市		<ul style="list-style-type: none"> ○外国籍市民のための暮らしのガイドポ、英（日本語併記） （平成8年度国際交流のまち推進プロジェクト助成事業） ○外国籍市民のための防災ガイドポ、中、ハ、英 （平成7年度国際交流のまち推進プロジェクト助成事業） 	<ul style="list-style-type: none"> ○中南米人向け「暮らしの教室（日本語教室）」開催委託事業 [中南米の人々を考える会] 月3回（会員172名） ○外国籍児童・生徒日本語教育 小194名 中68名 ○日本語指導等協力者派遣（14名） 中、ス、ポ、ベ、ラ、カ、タガ、ハ、モンゴル 	
厚木市	<ul style="list-style-type: none"> ○一般相談 ス・ポ・英/木 13時～16時 	<ul style="list-style-type: none"> ○予防接種問診票 英、ポ、ス 1992 ○家庭ごみの出し方 W 2007 ス、ポ、英、中、ハン、ベ、タガ、ラ、マレー ○市勢ガイド W 英 2007 ○セーフティガイド 2000 地震から身を守るために W 英・中・ハ・ポ・ス ○国際交流情報誌（英、中、ス） 2007 ○日本語教室の案内 W 英 2007 ○厚木の学校で学ぶために ス・ベ・ハ・タガ・中・ポ・ラ 英・仏・タイ・カ 2006 ○外国人相談のチラシ ス・ポ・英 ○図書館利用案内冊子 2005 ス・ハ・中・ポ・英 ○子育て支援センターパンフ 2006 ハ・中 ○子育てサロン利用上の注意 2006 ハ・中 ○母子健康手帳 2007 ス・中・ハ・ポ・英・タガ・タイ インドネシア ○厚木市みんなで守る美しい環境の まちづくり条例冊子 2005 英 ○臨時運行する際の注意事項 （仮ナンバー）英 2002 	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語講座 1年5クラス ○日本語指導協力者派遣 小 16校 中 9校 	

多言語対応・情報提供		日本語教育、日本語教授法（成人向け）、外国籍児童生徒教育	その他 （国際交流協会、ホームページ、国際関係ボランティア等）	
外国人相談窓口、通訳有無等	印刷物（暮らし、医療、福祉、地震・防災等）			
大和市長	<ul style="list-style-type: none"> ○市立病院で通訳 ス/水・金 ○住民税確定申告時の通訳 ス ○児童ホーム入所説明会の通訳（渋谷児童ホーム） ス・ホ ○外国人納税者に対する嘱託員通訳 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活ガイド 英・ス C ○ゴミと資源の出し方 12カ国語 C ○資源の分け方 7カ国語 C ○公営住宅の案内 英・ス C ○予防接種予診票 9カ国語 C ○検診実施医療機関名簿10カ国語 C ○乳幼児健康診査問診票 英・ス・ホC ○母子手帳 7カ国語 C ○小学校生活の手引き冊子「楽しい学校」 8カ国語 C ○事業所用適正処理パンフレット 7ヶ国語 C ○防災啓発パンフ 英・中・ハ・ホ C ○児童ホーム入所案内 中・ス・ホ C ○スポーツセンタートレーニングルーム使用案内 英・中・ス・ホ C ○スポーツセンタートレーニングルーム使用講習会参加者への注意書 英・中・ス・ホ C 	<ul style="list-style-type: none"> ○国際教室 配置数 小5校 中4校 ○日本語指導員派遣（4名） ○外国人児童生徒相談員（19人・7カ国語） ○外国人児童生徒の父母への通知文等翻訳 	<p>http://www.city.yamato.kanagawa.jp/koucho/kokusai/newpage2.htm</p> <p>○（財）大和市国際化協会 1994設立 http://www.yamato-kokusai.or.jp</p> <ul style="list-style-type: none"> ○行政及び一般相談 英/月～金、ス/火・金 9時～12時、13時～17時 中/月 9時～12時 ホ/水 9時～12時 ○日本語教授法ブラッシュアップ講座 全3回 ○通訳翻訳ボランティア及び事業ボランティアの活用 ○日本語、学習支援ボランティア派遣事業（通年） ○クロスカルチャーセミナーの実施（通年） ○生活セミナーの実施 ○やまと暮らしのテレホンガイド ○情報紙「テラ」(英)「ティエラ」(ス) 隔月・年6回 「ニハオ」(中)年6回 「チャオバーン」(ベトナム) 年3回 (生活、行政情報を掲載) ○やまとマップ 9カ国語 (地域避難場所を掲載) [大和市国際化協会配置]
伊勢原市長	<ul style="list-style-type: none"> ○市勢要覧 ○観光パンフレット ○暮らしのガイド5カ国語 英・中・ハ・ス・ホ 	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語講座 1年3コース ○日本語指導協力者派遣 市内小・中学校 	<ul style="list-style-type: none"> ○市姉妹都市委員会 1982設立 ○伊勢原インターナショナルクラブ 運営費補助(日本語指導等) 	
海老名市長	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみと資源の分別カレンダー 英・中・ハン・ポル・ス・ペ・ベト・タイ・タガ ○ごみと資源の分別カレンダー 補足チラシ 英・中・ハ・ホ・ス・ホ ○外国語版母子健康手帳の発行 英・中・ハ・ホ・ス・タイ・ホ 	<ul style="list-style-type: none"> ○非常勤職員による小・中学校巡回指導(日本人2名) ○通訳者派遣事業 英・中・ハ・ホ・ス・タイ・ホ・ラ・仏 		

	多言語対応・情報提供		日本語教育、日本語教授法（成人向け）、外国籍児童生徒教育	その他 （国際交流協会、ホームページ、国際関係ボランティア等）
	外国人相談窓口、通訳有無等	印刷物（暮らし、医療、福祉、地震・防災等）		
海老名市		<ul style="list-style-type: none"> ○外国語による予防接種の解説 英・中・ハ・ポ・ス・タイ・カ^ト 簡易版 ハ・タイ・ハ^ト ○保護者への通知文書の翻訳 ※生徒保健調査票、結核健診問診票 ○児童教育資料等の通知文書の翻訳 英・中・ハ・ポ・ス・タイ・カ^ト・ハ^ト・ラ 		
座間市		<ul style="list-style-type: none"> ○市勢ガイド（一部英） 2004 ○市勢要覧（一部英） 1996 ○市民便利帳（一部英・ポ） 2008 ○家庭ごみの分け方・出し方 英・ポ・ス・中・タガ・ハ C ○図書館利用案内 英 C 2006 ○「にほんご教室リスト」 （※市内施設で行われている日本語教室の一覧）英、中、ハ、ス、ポ 2006 ○国民健康保険の被保険者の資格について 英・ハ・中・ポ・ス C 2006 ○外国人に対する救急対応カード （救急現場で日本語が話せない外国人にカードを掲示し、救急活動が円滑にできるように作成したもので、各救急車に積載している。） 英・ハ・中・ポ・ス C ○妊娠届出書・出生連絡票 英 2007 ○保健衛生のお知らせ 英 2008 ○赤ちゃんのすこやかな成長を願って 英 2008 	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語教室指導等協力者 派遣事業（市内小・中学校巡回） ○「学校から家庭への連絡文」ス、ポ語訳 	○市国際交流協会 1992設立 （運営費補助）
南足柄市		<ul style="list-style-type: none"> ○市勢要覧（英語併記） 2006 ○観光パンフレット（英語併記） 2006 ○市民便利帳（抜すい） 英・ポ 2006 	外国人児童教育コーディネーター派遣事業（必要に応じて派遣）	○市姉妹都市交流協会 1989設立 ホームステイ、ボランティア通訳

	多言語対応・情報提供		日本語教育、日本語教授法（成人向け）、外国籍児童生徒教育	その他 （国際交流協会、ホームページ、国際関係ボランティア等）
	外国人相談窓口、通訳有無等	印刷物（暮らし、医療、福祉、地震・防災等）		
綾瀬市	<p>○学校への日本語指導協力者 派遣による外国語相談 対象:外国人児童言語/随時 (児童、親、先生による面談の際の通訳) 英、中、ポ、ス、タイ、タガ、ベ、ラ、カ</p>	<p>○資源とごみの分け方・出し方 英、中、ハ、ポ、ス、タイ、ベ、ラ、カ 2006</p> <p>○資源とごみの地域別収集日 英、中、ハ、ポ、ス、タイ、ベ、ラ、カ 2006</p> <p>○綾瀬市ごみの投棄防止によるきれいなまちづくり条例の概要 英 2008</p> <p>○小中学校就学通知 英、中、ポ、ス、ベ、ラ、カ、ハ、タイ 2004</p> <p>○就学时健康診断のお知らせ 英、中、ポ、ス、ベ、ラ、カ、ハ、タイ 2004</p> <p>○就学助成制度のお知らせ 英、中、ポ、ス、ベ、ラ、カ、ハ、タイ 2004</p> <p>○予防接種予診票 英、中、ポ、ス、ベ、ラ、カ、ハ、タイ、タガ 1995</p> <p>○妊娠届出書 英、ス 2007</p> <p>○あやせタウンガイド 日、英（一部） 2006</p> <p>○外国語刊行物コーナー 1999～</p> <p>○保健と福祉の概要 英、中、ハ、ポ、ス、タイ、ベ、ラ、カ 2005</p> <p>○防災ガイド 英、中、ハ、ポ、ス、タイ、ベ、ラ、カ 2005 C</p> <p>○市税ミニガイド 英、中、ハ、ポ、ス 2006</p> <p>○多言語情報資料「あやせトゥデイ」(9カ国語) 2004～ ①～⑮号 (定期情報誌)</p>	<p>○国際教室 配置数 小3校 中1校</p> <p>○日本語指導協力者派遣 派遣先 小4校 中1校</p>	
葉山町		<p>○Living in Hayama (葉山くらしの便利帳) 英 2006</p>	<p>○講師派遣 日本語指導講師を小中学校に派遣</p>	<p>○葉山町国際交流協会 1992.7設立</p> <p>○葉山町公式ホームページ http://www.town.hayama.lg.jp/</p>
寒川町		<p>○ごみの出し方パンフレット 英・ポ・ス 2003 ベトナム語 2006</p>		<p>○さむかわ国際交流協会 1994設立 http://www.shi.or.jp/sica</p>

	多言語対応・情報提供		日本語教育、日本語教授法（成人向け）、外国籍児童生徒教育	その他 （国際交流協会、ホームページ、国際関係ボランティア等）
	外国人相談窓口、通訳有無等	印刷物（暮らし、医療、福祉、地震・防災等）		
大磯町		○町勢要覧 英 1995 ○The Oiso Public Library （図書館要覧） 英 1992 ○母子健康手帳 英、中、ハ 1997		
二宮町		○町勢要覧（英語併記） 2006 ○ごみの出し方・分け方ガイド 英・中・ハ・ス・ポ 2004 ○くらしの便利帳 英 2007 中 2008		
中井町		○ごみ収集カレンダー 英 2006 ポ・ス 2007 ○母子健康手帳「委託先団体」 英・中・ポ・ス		
箱根町		○観光パンフレット 英、中、ハ		○町国際交流協会 1987設立 ・民際交流、交換学生の派遣及び受入、語学講座等 http://www.hakone.or.jp/town ○案内所 1996～ （観光案内等）
湯河原町	○外国籍住民相談窓口 英・中・ハ等	○観光パンフレット 英、中、ハ		○ゆがわら国際交流協会 1988設立 ホームステイ、語学講座等 ○湯河原町公式ホームページ http://www.town.yugawara.kanagawa.jp/
愛川町	○外国人総合相談窓口 ス、ポ/月・火・水・金 13時～17時 ○町立保育園に外国籍 児童・保護者対応の 通訳保育士配置ー通 訳保育士2人 ○通訳ボランティア	○保健だより（ス、ポ）（乳幼児検診の 日程等） ○母子健康手帳 英、ポ、ス、ハ、インドネシア、中、タイ、カン ○町のごみの収集日、分別のしかた カレンダー（ス・ポ・タイ・カ・ 中・英） ○乳幼児健診問診票（ス・ポ） ○予防接種問診票（ス、ポ）	○外国籍児童生徒 日本語教育 小3校 中1校 指導協力者 4名	○国際交流クラブ 1997年設立 語学講座等

	多言語対応・情報提供		日本語教育、日本語教授法（成人向け）、外国籍児童生徒教育	その他 （国際交流協会、ホームページ、国際関係ボランティア等）
	外国人相談窓口、通訳有無等	印刷物（暮らし、医療、福祉、地震・防災等）		
神奈川県	<p>○一般相談 県民センター 2階（横浜） ・ハ/第1・3・5月 ・英/第1・3・5火 ・ポ/水 ・中/木・第4火 ・ス/金・第2火 ・インドシナ難民定住相談 火 川崎県民センター 2階 ・英・タガ/第2・4月 ・タイ/第1・3・5月 厚木合同庁舎1階 ・ス/月 ・ポ/火 ・インドシナ難民定住相談 水 ○法律相談 県民センター 2階（横浜） 英/第3火 ポ/第2水中/第4木 ○労働相談 労働プラザ 2階（横浜） ス/水 中/金 タガ・英/第2・4木 厚木合同庁舎本館2階 ポ/月 ス/木 ○各県立病院において 随時通訳 ○一般通訳支援事業 ○医療通訳派遣システム構築事業（NPOとの協働事業） ○県ホームページによる多言語情報の提供（英語、中国語、インドネシア語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、タガログ語、ベトナム語、ラオス語、カンボジア語） ○あーすぷらざ外国人教育相談 あーすぷらざ・2階（横浜） ・中/火 ・ス/火 ・タガ/日</p>	<p>○外国人くらしのガイドブック 英、中、ハ、ス、ポ、ベ、ラ、カ、タイ 2001 タガ 2004 ○定期情報誌「こころはかながわ」1992～ 英、中、ハ、ス、ポ 年3回 ○外国籍県民相談事例集 英、中、ハ、ス、ポ、タイ、ベ、カ 2000 ○外国人のための保健・医療 ガイドブック 英、中、ハ、ス、ポ 1999 ○外国人のための医療機関リスト 英、中、ハ、ス、ポ、タイ、タガ、ベ、ラ、カ 2001 ○外国語医科歯科診療マニュアル 英、中、ハ、ス、ポ、タイ、タガ、ベ、カ 2001 ラ 2005 ○消費生活リーフレット 英、中、ハ、ス、ポ 1999 ○くらしのガイドブック「すまい」 中、ハ、ス、カ、ラ、ベ 1998 ○県営住宅住まいのマニュアル 英、中、ハ、ス、ベ、ラ、カ 2000 ○賃貸住宅住まいのマニュアル 英、中、ハ、ス、ポ、ベ、ラ、カ 2000 ○外国人のための労働手帳 英、中、ハ、ス、ポ、タガ 2002 ○外国人労働相談のご案内 ハ 1992 英、中、ス、ポ、タガ 2007 ○大地震の心得 c 英、中、ハ、ス、ポ 1992 ○ドメスティック・バイオレンスをなくすために 英、中、ス、タイ、タガ 2002 ○夫からの暴力に悩むあなたへ 英、中、ハ、ス、ポ、タイ、タガ、ベ 2007 ○地震から身を守るための10カ条 英、中、ハ 2004 ○外国人労働相談ノウハウ集 ス 2004 中、ハ、ポ 2005 ○県税便利帳 英 2005 ○外国人向け「生活保護のしおり」 ポ・カ・ベ 1995 英 2005 中 2006 ○県営水道のガイドブック 英・中・ハ・ス・ポ 2006</p>	<p>○国際教室配置数 小92校 中37校 ○外国人学校へ助成 10校 ○外国籍児童生徒教育 相談員派遣事業費補助 4自治体</p>	<p>http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kokusai/index.html ○（財）かながわ国際交流財団 http://www.k-i-a.or.jp/ 1977設立 ホームステイ、語学講座、情報提供事業等 ○かながわ民協協力基金による国際協力NGO助成 ○外国籍県民かながわ会議の設置 （1998） ○NGOかながわ国際協力会議の設置 （1998） ○かながわ外国人すまいサポートセンター設立 （2001） ○あーすぷらざ外国人教育相談（2006）</p>

	多言語対応・情報提供		日本語教育、日本語教授法（成人向け）、外国籍児童生徒教育	その他 （国際交流協会、ホームページ、国際関係ボランティア等）
	外国人相談窓口、通訳有無等	印刷物（暮らし、医療、福祉、地震・防災等）		
神奈川県		<ul style="list-style-type: none"> ○エイズ即日検査のお知らせ ス・ポ・タイ 2006 ○公立高校入学のためのガイドブック 英・中・ハ・ス・ポ・タイ・タガ・ベ・ラ・カ 2007 ○県営水道の概要 英 2007 ○県立図書館利用案内 ハ 2006 ○結核予防ポスター 英・中・ハ・ス・ポ・タイ 2006 ○衛生研究所の紹介及び組織について 英 2006 ○歴史博物館案内 英・中・ハ 2006 ○KANAGAWA JAPAN TOURIST GUIDE 英・中 2007 ○神奈川県観光ガイドブック 中 2006 ○相模湖公園案内パンフレット 英 2006 ○三浦半島ツーリストガイド 英・中・ハ 2006 ○三ツ池公園コリア庭園案内 ハ 2006 ○SEISHO AREA GUIDE BOOK 英 2006 ○SEISHO AREA GUIDE MAP 英 2006 ○こどもの予防接種について 英・中・ハ・ス・ポ・タイ・タガ・ベ・ラ・カ 1992 ○外国籍の方を対象とした結核健康診断のお知らせ 英・中・ス・ポ・タイ・タガ 1994 ○外国人向け「児童扶養手当」リーフレット 英・中・ハ・ス・ポ 1995 ○NPO法人の手引 英 1999 ○防犯対策ガイド 英・中・ハ・ス・ポ 2005 ○多言語化事例集 英・中・ハ・ス・ポ 2006 ○よくある質問（HP） 英・中・ス 2006 ○かながわの国民保護 英 2007 		

	多言語対応・情報提供		日本語教育、日本語教授法（成人向け）、外国籍児童生徒教育	その他 （国際交流協会、ホームページ、国際関係ボランティア等）
	外国人相談窓口、通訳有無等	印刷物（暮らし、医療、福祉、地震・防災等）		
神奈川県		○外国籍県民のための保健・医療ガイド 英 2007 ○恩賜箱根公園パンフレット 英・中・ハ 2007 ○神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり防犯対策ガイド 英・中・ハ・ス・ポ 2007 ○KANAGAWA NOW JAPAN TOURIST Guide International Website 英・中・ハ 2007 ○神奈川県構想の外国語版ホームページ（HP） 英・中・ハ・ス・ポ 2007		

（2008（平成20）年3月現在）

※ 英:英語 中:中国語 ハ:韓国・朝鮮語 ポ:ポルトガル語 ス:スペイン語 タイ:タイ語 タガ:タガログ語 ベ:ベトナム語
ラ:ラオス語 カ:カンボジア語 独:ドイツ語

※ 印刷物：年数表示は最新版の発行西暦年、年数のないものは定期更新・発行、Cマークのあるものは、コピーでのみ入手可能
日本語教室、ボランティア登録制度等は、主催団体が当該市町村以外である場合は、[]内に団体名を記入

外国人登録者市(区)町村別主要国籍別人員調査表(2007(平成19)年12月31日現在)

国籍数 166カ国

	全国籍 合計	中国	韓国・朝鮮	フィリピン	ブラジル	ペルー	米国	インド	タイ	インド	英国	カボベルデ	インドネシア	ラオス	その他 153カ国
県合計	167,601	47,697	34,742	18,802	13,756	8,783	5,541	5,202	4,421	3,028	1,943	1,529	1,635	1,417	19,105
横浜市	74,349	27,889	16,171	7,183	3,695	1,708	2,703	1,613	1,461	1,250	1,037	377	691	109	8,462
鶴見区	9,148	2,396	1,944	1,031	1,571	528	131	87	121	211	41	4	89	0	994
神奈川区	4,526	1,882	1,168	400	93	41	133	34	65	80	52	13	66	2	497
西区	2,722	1,311	682	213	22	40	58	8	50	31	36	0	27	0	244
中区	15,139	7,218	2,920	970	171	45	930	33	259	328	470	25	54	1	1,715
南区	7,049	2,810	2,033	1,038	27	66	113	49	246	34	46	9	54	3	521
港南区	2,123	708	572	302	77	23	68	43	62	15	30	0	24	1	198
保土ヶ谷区	3,862	1,904	783	358	32	3	98	41	65	112	32	16	62	12	344
旭区	2,205	790	498	286	22	32	75	76	63	4	20	82	24	10	223
磯子区	3,465	1,409	726	299	383	163	98	11	54	42	26	2	25	1	226
金沢区	2,674	699	481	207	269	434	108	86	50	22	25	2	36	0	255
港北区	5,156	1,422	1,226	505	164	52	274	73	121	100	95	0	53	2	1,069
緑区	2,390	895	423	346	203	51	57	24	46	32	18	3	34	10	248
青葉区	3,515	1,037	989	217	50	38	237	13	66	53	64	2	47	1	701
都筑区	2,553	487	537	272	260	27	97	45	43	66	33	1	17	2	666
戸塚区	3,160	1,267	538	323	265	83	110	107	55	94	20	10	38	8	242
栄区	1,003	301	256	115	31	9	60	82	27	8	16	1	4	1	92
泉区	2,343	898	196	144	37	36	34	645	31	10	5	130	15	40	122
瀬谷区	1,316	455	199	157	18	37	22	156	37	8	8	77	22	15	105
川崎市	30,592	8,885	9,376	3,871	1,375	608	782	512	578	990	331	34	325	12	2,913
横須賀市	4,942	695	1,061	1,197	436	405	443	106	103	13	31	10	52	1	389
平塚市	4,906	633	499	695	1,245	248	67	163	126	20	10	244	57	211	688
鎌倉市	1,210	196	381	82	20	11	172	9	27	8	65	0	13	2	224
藤沢市	6,292	983	911	452	974	861	208	364	252	51	110	47	88	28	963
小田原市	1,796	460	386	333	267	45	46	27	35	4	27	1	20	3	142
茅ヶ崎市	1,545	315	372	246	126	42	86	19	39	13	49	10	29	0	199
逗子市	402	49	121	47	4	3	71	0	10	2	20	1	1	0	73
相模原市	10,719	3,097	2,018	1,703	537	314	302	219	372	187	89	286	119	137	1,339
三浦市	229	45	50	50	2	0	22	1	3	0	2	0	31	0	23
秦野市	3,576	598	237	142	920	443	46	309	66	12	19	85	25	158	516
厚木市	5,777	906	584	527	661	1,032	72	570	171	170	22	92	23	234	713
大和市	6,551	1,048	1,095	829	409	1,263	131	482	223	81	21	160	26	140	643
伊勢原市	1,532	355	140	192	235	91	33	195	44	30	10	14	3	8	182
海老名市	2,052	345	304	178	211	194	56	114	156	84	34	13	6	46	311
座間市	2,640	436	390	422	243	162	124	85	137	33	25	9	20	31	523
南足柄市	351	79	56	30	121	7	4	3	7	0	3	1	0	0	40
綾瀬市	3,178	230	198	175	1,008	225	49	283	392	39	3	71	23	265	217
葉山町	245	21	40	22	1	2	59	0	7	9	22	0	5	1	56
寒川町	687	50	63	80	148	69	10	77	36	6	1	0	28	1	118
大磯町	133	23	30	27	2	1	14	0	10	0	2	0	1	4	19
二宮町	175	22	23	25	36	8	14	0	3	8	2	4	1	1	28
中井町	112	7	10	8	40	38	0	0	0	0	0	0	0	0	9
大井町	72	28	13	10	15	1	1	1	2	0	0	0	1	0	0
松田町	61	16	10	10	8	0	1	0	2	0	0	0	1	1	12
山北町	45	13	6	13	1	0	1	5	5	0	1	0	0	0	0
開成町	135	25	16	32	40	11	2	0	2	0	1	0	1	0	5
箱根町	138	21	22	20	39	4	8	0	1	6	3	0	6	1	7
真鶴町	63	33	12	9	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	6
湯河原町	317	36	103	70	9	64	6	0	4	0	2	0	1	0	22
愛川町	2,759	156	43	118	915	923	7	45	146	12	1	70	37	23	263
清川村	20	2	1	4	11	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0

※相模原市については、旧城山町、旧藤野町の登録者数を加算したものである。

神奈川県国際課調べ

外国人登録者国籍別人員調査表（2007（平成19）年12月31日現在）

全国籍合計	166カ国	167,601	エアドル	56	マドニア(旧ユーゴスラビア)	4	スロバキア	5
アフガニスタン		9	エジプト	79	マダガスカル	4	ソロモン	1
アルバニア		2	エルサルバドル	12	マラウイ	4	ソマリア	1
アルジェリア		17	赤道ギニア	0	マレーシア	802	南アフリカ共和国	45
アンドラ		1	エリトリア	1	モルディブ	3	スロベニア	231
アンゴラ		1	エストニア	7	マリ	26	スリランカ	1,169
アンティグア・バブダ		0	エチオピア	27	マルタ	0	セントクリストファー・ネイビス	1
アルゼンチン		1,045	フィジー	10	マーシャル	1	セントビンセント	2
アルメニア		1	フィンランド	42	モリタニア	0	スーダン	10
オーストラリア		930	フランス	648	モリシャス	12	スリナム	1
オーストリア		67	ガボン	4	メキシコ	198	スワジランド	0
アゼルバイジャン		5	ガナ	2	ミクロネシア	5	スウェーデン	179
バハマ		6	グアテマラ	6	モルドバ	22	スイス	147
バレーズ		3	ドイツ	976	モナコ	0	シリア	10
バングラデシュ		1,073	ガーナ	316	モンゴ	347	タジキスタン	0
バルバドス		1	ギリシヤ	55	モロッコ	48	東ティモール	4
バラルーツ		25	グレナダ	1	モザンビーク	2	タンザニア	149
バルキリー		54	グアテマラ	20	ナミビア	0	タイ	4,421
バリーズ		1	ギニア	27	ナウル	3	トーゴ	2
バナン		5	ギニアビサウ	0	ネパール	475	トンガ	2
ブータン		11	ガイアナ	1	オランダ	189	トリニダード・トバゴ	10
ボリビア		1,186	ハイチ	2	ニューゼーランド	277	チュニジア	40
ボスニア・ヘルツェゴビナ		6	ホンジュラス	17	ニカラガ	13	トルコ	176
ボツワナ		0	ハンガリー	36	ニジェール	1	トルクメニスタン	9
ブラジル		13,756	アイスランド	2	ナイジェリア	474	ツバル	0
ブルネイ		0	インド	3,028	ルウェー	68	ウガンダ	25
ブルガリア		36	インドネシア	1,635	オマーン	4	ミャンマー	342
ブルキナファソ		1	イラン	656	パキスタン	1,062	アラブ首長国連邦	7
ブルンジ		0	イラク	4	パラオ	3	英国	1,943
カンボジア		1,529	アイルランド	127	パナマ	7	米国	5,541
カメルーン		34	イスラエル	51	パプアニューギニア	0	ウクライナ	196
カタール		1,043	イタリア	193	パラグアイ	336	ウルグアイ	17
カーボヴェルデ		1	コートジボワール	6	パル	8,783	ウズベキスタン	52
中央アフリカ		1	ジャマイカ	19	フィリピン	18,802	バヌアツ	0
チャド		0	ヨルダン	14	ポーランド	97	バチカン	0
チリ		45	カザフスタン	8	ポルトガル	54	バネマエラ	46
中国		47,697	ケニア	54	カタール	1	バトナム	5,202
コロンビア		437	キリバス	0	ルーマニア	281	イメ	1
コモロ		0	韓国・朝鮮	34,742	ロシア	722	セルビア・モンテネグロ	9
コンゴ共和国		7	クウェート	0	ルワンダ	3	ザンビア	11
コンゴ民主共和国(旧ザンビア)		37	キルギス	6	サモア	5	ジンバブエ	7
コスタリカ		31	ラオス	1,417	サンマリノ	1	パレスチナ	3
クアチマ		11	ラトビア	7	サントメ・プリンシパ	0	無国籍	164
キューバ		16	リビア	6	セントルシア	0		
キプロス		2	レソト	3	サウジアラビア	126		
チェコ		19	リビア	2	セネガル	53		
デンマーク		96	リビア	2	セーシェル	0		
ジブチ		0	リヒテンシュタイン	0	シエラレオネ	2		
ドミニカ		3	リトアニア	16	シンガポール	279		
ドミニカ共和国		216	ルクセンブルグ	2	スロバキア	9		

神奈川県国際課調べ

外国人登録者数の推移(単位:人)(2007(平成19)年12月31日現在)

	1985年	1990年	1995年	2000年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
県合計	47,279 (100.0)	77,351 (163.6)	104,882 (221.8)	123,179 (260.5)	149,012 (315.2)	152,273 (322.1)	157,947 (334.1)	160,600 (339.7)	167,601 (354.5)
増減(*1)	5,615	30,072	27,531	18,297	7,698	3,261	5,674	2,653	7,001
増減率(%)(*2)	13.5	63.6	35.6	17.4	5.4	2.2	3.7	1.7	4.4

()内は1985年を100とした時の指数

(*1)(*2)1985~2000年は5年ごとの増減数および増減率、2003年以降は前年と比較した増減数及び増減率

外国人登録者の国籍数の推移(2007(平成19)年12月31日現在)

	1985年	1990年	1995年	2000年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
県合計	100 (100.0)	119 (119.0)	153 (153.0)	154 (154.0)	159 (159.0)	162 (162.0)	166 (166.0)	165 (165.0)	166 (166.0)
増減(*3)	3	19	34	1	4	3	4	-1	1

()内は1985年を100とした時の指数

(*3)1985~2000年は5年ごとの増減数および増減率、2003年以降は前年と比較した増減数

外国人登録者数の上位5カ国の推移(単位:人)(2007(平成19)年12月31日現在)

	1985年	1990年	1995年	2000年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
1位	韓国・朝鮮	韓国・朝鮮	韓国・朝鮮	韓国・朝鮮	中国	中国	中国	中国	中国
	登録者数 構成比(%)	30,337 64.2	33,443 43.2	32,960 31.4	33,453 27.2	37,075 24.9	38,198 25.1	40,711 25.8	43,355 27.0
2位	中国	中国	中国	中国	韓国・朝鮮	韓国・朝鮮	韓国・朝鮮	韓国・朝鮮	韓国・朝鮮
	登録者数 構成比(%)	7,230 15.3	13,806 17.8	20,175 19.2	27,389 22.2	34,316 23.0	34,092 22.4	34,205 21.7	34,317 21.4
3位	米国	ブラジル	ブラジル	ブラジル	フィリピン	フィリピン	フィリピン	フィリピン	フィリピン
	登録者数 構成比(%)	2,943 6.2	8,143 10.5	14,471 13.8	12,565 10.2	16,490 11.1	17,657 11.6	17,643 11.2	18,247 11.4
4位	フィリピン	フィリピン	フィリピン	フィリピン	ブラジル	ブラジル	ブラジル	ブラジル	ブラジル
	登録者数 構成比(%)	968 2.0	4,040 5.2	7,648 7.3	12,040 9.8	14,203 9.5	14,217 9.3	14,630 9.3	13,743 8.6
5位	英国	米国	ペルー	ペルー	ペルー	ペルー	ペルー	ペルー	ペルー
	登録者数 構成比(%)	710 1.5	4,035 5.2	6,110 5.8	6,920 5.6	8,218 5.5	8,419 5.5	8,842 5.6	8,661 5.4

○ 県市町村国際政策担当課（2008（平成20）年4月現在）

自治体名	国際政策担当課	所在地	電話	FAX
横浜市	都市経営局国際政策課	231-0017 横浜市中区港町1-1	045-671-2079直	045-664-7145
川崎市	総務局総務部交流推進課	210-8577 川崎市川崎区宮本町1	044-200-2244直	044-200-3746
横須賀市	企画調整部国際交流課	238-8550 横須賀市小川町11	046-822-8138直	046-827-8878
平塚市	市民部文化・交流課	254-0031 平塚市天沼7-8	0463-25-2520直	0463-24-3666
鎌倉市	経営企画部文化推進課	248-8686 鎌倉市御成町18-10	0467-23-3000代	0467-23-8700
藤沢市	企画部渉外課	251-8601 藤沢市朝日町1-1	0466-50-3506直	0466-24-5928
小田原市	市民部文化交流課	250-8555 小田原市荻窪300	0465-33-1703直	0465-33-1526
茅ヶ崎市	企画部文化推進課	253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1	0467-82-1111代	0467-58-4265
逗子市	秘書課	249-8686 逗子市逗子5-2-16	046-873-1111代	046-873-4520
相模原市	市民活力推進部文化国際課	229-8611 相模原市中央2-11-15	042-769-8202直	042-754-7990
三浦市	政策経営部政策経営課	238-0298 三浦市城山町1-1	046-882-1111代	046-882-2836
秦野市	くらし安心部市民自治振興課	257-8501 秦野市桜町1-3-2	0463-82-5118直	0463-82-6793
厚木市	市政企画部広域政策課	243-8511 厚木市中町3-17-17	046-225-2050直	046-225-3732
大和市	市民経済部広聴相談課	242-8601 大和市下鶴間1-1-1	046-260-5164直	046-260-5177
伊勢原市	市民生活部市民協働課	259-1188 伊勢原市田中348	0463-94-4711代	0463-97-4321
海老名市	市民協働部市民協働課	243-0492 海老名市勝瀬175-1	046-235-4794直	046-233-9118
座間市	秘書室渉外課	228-8566 座間市緑ヶ丘1-1-1	046-252-8035直	046-252-0220
南足柄市	秘書室	250-0192 南足柄市関本440	0465-74-2111代	0465-73-4110
綾瀬市	企画部企画課	252-1192 綾瀬市早川550	0467-77-1111代	0467-70-5701
葉山町	総務部総務課	240-0192 葉山町堀内2135	046-876-1111代	046-876-1717
寒川町	町民環境部町民課	253-0196 寒川町宮山165	0467-74-1111代	0467-74-5613
大磯町	総務部総務課	255-8555 大磯町東小磯183	0463-61-4100代	0463-61-1991
二宮町	総務部企画室	259-0196 二宮町二宮961	0463-71-3311代	0463-73-0134
中井町	企画課	259-0197 中井町比奈窪56	0465-81-1112直	0465-81-1443
大井町	総務課	258-8501 大井町金子1995	0465-85-5001直	0465-82-9965
松田町	庶務課	258-8585 松田町松田惣領2037	0465-83-1221代	0465-83-1229
山北町	企画財政課	258-0195 山北町山北1301-4	0465-75-1122代	0465-75-3660
開成町	企画政策課	258-8502 開成町延沢773	0465-84-0312直	0465-82-5234
箱根町	企画観光部観光課	250-0398 箱根町湯本256	0460-85-7410直	0460-85-6815
真鶴町	企画調整課	259-0202 真鶴町岩244-1	0465-68-1131代	0465-68-5119
湯河原町	地域政策課	259-0392 湯河原町中央2-2-1	0465-63-2111代	0465-62-1991
愛川町	総務部企画政策課	243-0392 愛川町角田251-1	046-285-2111代	046-286-5021
清川村	総務部総務課	243-0195 清川村煤ヶ谷2216	046-288-1212直	046-288-1767
神奈川県	県民部国際課	231-8588 横浜市中区日本大通1	045-210-1111代	045-212-2753

○ 国及び地域の国際化関係機関（2008（平成20）年4月現在）

省名等	担当課	所在地	電話	FAX
総務省	自治行政局国際室	100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2	03-5253-5111代 03-5253-5527直	03-5253-5530
外務省	広報文化交流部人物交流室	100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1	03-3580-3311代	03-5501-8142
財団法人	自治体国際化協会	102-0083 東京都千代田区麴町1-7 相互半蔵門ビル1・6・7階	03-5213-1730代	03-5213-1741
独立行政法人	国際協力機構	151-8558 東京都渋谷区代々木2-1-1 新宿マイスター	03-5352-5311～4代	03-5352-5032
財団法人	全国市町村振興協会 全国市町村国際文化研修所	520-0106 滋賀県大津市唐崎2-13-1	077-578-5931代	077-578-5905

○ 主な国際交流協会・国際交流関係施設（2008（平成20）年4月現在）※ 市役所、町役場担当課内に事務局を設置

名 称	所 在 地	電 話	F A X
(財) 横浜市国際交流協会	220-0012 横浜市西区みなとみらい1-1-1 パシフィコ横浜 横浜国際協力センター5階	045-222-1171	045-221-2210
(財) 川崎市国際交流協会	211-0033 川崎市中原区木月祇園町2-2 川崎市国際交流センター内	044-435-7000	044-435-7010
特定非営利活動法人 横須賀国際交流協会	238-0006 横須賀市日の出町1-5 ヴェルクよこすか2階	046-827-2166	046-827-2167
平塚市国際交流協会	254-0031 平塚市天沼7-8 松原分庁舎 ※	0463-25-4010 (事務局専用電話)	0463-24-3666
藤沢市都市親善委員会	251-8601 藤沢市朝日町1-1 ※	0466-50-3506	0466-24-5928
小田原海外市民交流会	250-8555 小田原市荻窪300 ※	0465-33-1703	0465-33-1526
茅ヶ崎市国際交流協会	253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 茅ヶ崎市企画部文化推進課 気付	0467-82-1111 090-1557-7789 (事務局専用携帯)	0467-58-4265
相模原市国際化推進委員会	229-8611 相模原市中央2-11-15 ※	042-769-8202	042-754-7990
三浦市国際交流協会	238-0298 三浦市城山町1-1 ※	046-882-1111	046-882-2836
秦野市国際交流協会	257-8501 秦野市桜町1-3-2 ※	0463-82-5111	0463-82-6793
厚木市友好交流委員会	243-8511 厚木市中町3-17-17 ※	046-225-2050	046-225-3732
(財) 大和市国際化協会	242-0018 大和市深見西8-6-12	046-260-5126	046-260-5127
伊勢原市姉妹都市委員会	259-1188 伊勢原市田中348 ※	0463-94-4711	0463-97-4321
座間市国際交流協会	228-0027 座間市座間2-2887-2商工会館内	046-251-9000	046-251-9000
南足柄市姉妹都市交流協会	250-0192 南足柄市関本440 ※	0465-73-8018	0465-72-2018
葉山町国際交流協会	240-0192 葉山町堀内2135 ※	046-876-1111	046-876-1717
さむかわ国際交流協会	253-0196 寒川町宮山165 寒川町町民環境部 町民課 気付	0467-74-1111	0467-74-5613
大磯町姉妹都市協会	255-8555 大磯町東小磯183 ※	0463-61-4100	0463-61-1991
箱根町国際交流協会	250-0398 箱根町湯本256 ※	0460-85-7410	0460-85-6815
ゆがわら国際交流協会	259-0303 湯河原町土肥1-7-1 商工会内	0465-63-0111	0465-62-3500
(財) かながわ国際交流財団	247-0007 横浜市栄区小菅ヶ谷1-2-1 地球市民かながわプラザ1階	045-896-2626	045-896-2945
地球市民かながわプラザ	247-0007 横浜市栄区小菅ヶ谷1-2-1	045-896-2121	045-896-2299
神奈川国際研修センター	241-0815 横浜市旭区中尾2-6-1	045-366-0157	045-366-0164
神奈川国際学生会館・白根	241-0005 横浜市旭区白根4-24-3	045-953-7001	同左
神奈川国際学生会館・淵野辺	229-0033 相模原市鹿沼台1-10-22	042-768-0211	042-768-0213
かながわ県民活動サポートセンター	221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2	045-312-1121	045-312-4810
湘南国際村センター	240-0198 葉山町上山口1560-39	046-855-1800	046-855-1816
横浜市国際学生会館	230-0048 横浜市鶴見区本町通4-171-23	045-507-0121	045-507-2441
横浜市国際交流協会情報・相談 コーナー	220-0021 横浜市西区みなとみらい1-1-1 パシフィコ横浜 横浜国際協力センター5階	045-222-1209	045-221-2210
青葉国際交流ラウンジ	227-0064 横浜市青葉区田奈町76 青葉区区民交流センター田奈ステーション内	045-989-5266	045-982-0701
港南国際交流ラウンジ	233-0002 横浜市港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィス13階	045-848-0990	045-848-3669
港北国際交流ラウンジ	222-0032 横浜市港北区大豆戸町316-1	045-430-5670	045-430-5671
保土ヶ谷区国際交流コーナー	240-0004 横浜市保土ヶ谷区岩間町1-7-15 岩間市民プラザ1階	045-337-0012	045-337-0013
金沢国際交流ラウンジ	236-0027 横浜市金沢区瀬戸22-2 横浜市立大学 シーガルセンター2階	045-786-0531	045-786-0532
都筑多文化・青少年交流プラザ	224-0003 横浜市都筑区中川中央1-25-1 ハスポート・モル5階	045-914-7171	045-914-7172
川崎市国際交流センター	211-0033 川崎市中原区木月祇園町2-2	044-435-7000	044-435-7010

名 称	所 在 地	電 話	F A X
川崎市平和館	211-0021 川崎市中原区木月住吉町33-1	044-433-0171	044-433-0232
川崎市ふれあい館	210-0833 川崎市川崎区桜本1-5-6	044-276-4800	044-287-2045
鎌倉市民活動センター	248-0012 鎌倉市御成町18-10 月～金曜日 0467-23-3000 土曜日 0467-23-3005 市役所代表 内線2655		0467-60-4555
大船市民活動センター	247-0061 鎌倉市台1-2-25	0467-42-0345	同左
おだわら国際交流ラウンジ	250-0011 小田原市栄町1-15-19	0465-24-7760	同左
さがみはら国際交流ラウンジ	229-0033 相模原市鹿沼台1-9-15 プロミティふちのベビル2 F	042-750-4150	同左

かながわ自治体の国際政策研究会規約

(名称)

第1条 本会は、かながわ自治体の国際政策研究会（以下「研究会」という。）と称する。

(目的)

第2条 研究会は、県及び市町村相互の緊密な連携を図り、地域の国際化に関する施策の充実と推進に資することを目的とする。

(事業)

第3条 研究会は、前条の目的を達成するため、調査、研究、研修、情報交換、連絡調整、共同事業その他必要な事業を行う。

(組織)

第4条 研究会は、県及び市町村の国際政策関係主管課により組織する。

(幹事会)

第5条 研究会に幹事会を置く。

2 幹事会は、研究会の円滑かつ効果的な運営を図るため必要な事項を処理する。

3 幹事会は、代表幹事、常任幹事及び幹事若干名をもって組織する。

4 幹事及び代表幹事は、研究会の構成員の互選とし、常任幹事には神奈川県県民部国際課長を充てる。

5 幹事の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

6 代表幹事は、研究会及び幹事会を招集し、主宰する。

7 幹事は、代表幹事を補佐し、研究会及び幹事会の運営に必要な事務を分掌する。

(監事)

第6条 研究会に監事2名を置く。

2 監事は、研究会の構成員の互選とする。

3 監事の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 監事は、研究会の会計の状況を監査する。

(経費)

第7条 研究会の運営に関する経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

(1) 分担金

(2) その他の収入

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、研究会の運営に必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第9条 研究会の事務局は、神奈川県県民部国際課に置く。

2 事務局に事務局長及び局員を置く。

附 則

この規約は、平成2年6月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成8年7月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年6月1日から施行する。

2007（平成19）年度 かながわ自治体の国際政策研究会役員名簿

役職	団体名	所属	職名	氏名
代表幹事	横須賀市	国際交流課	課長	松本 義弘
幹事	川崎市	交流推進課	課長	野本 紀子
	平塚市	交流親善課	課長	森 政則
	相模原市	文化国際課	参事（兼）課長	瀬戸 茂美
	南足柄市	秘書室	室長	萩野 利夫
	綾瀬市	企画課	課長	守矢 亮三
	大磯町	総務課	課長	飯田 隆
	大井町	総務課	課長	井上 仲治
監事	三浦市	政策経営課	課長	石渡 秀朗
	真鶴町	企画調整課	課長	井上 準一
常任幹事	神奈川県	県民部国際課	課長	高橋 克幸
事務局	神奈川県	県民部国際課	特任主幹	金子 教彦
			主幹	原田 純
			主事	若松 肇

サラダボウル15

2007（平成19）年度 かながわ自治体の国際政策研究会年次報告書

かながわ自治体の国際政策研究会

事務局 神奈川県県民部国際課

電話 045-210-1111 内線3748～3750

<サラダボウルとは？>

現在、世界のボーダレス化がますます進展し、さまざまな国々から来た人々が、私たちの地域で生活しています。こうした状況の下、いろいろな背景をもつ人々が共に手を取りあい、また、お互いに個性を発揮して、いきいきとした社会を築いていくことが私たちの願いです。

ちょうど「サラダボウル」の中で、個性豊かなサラダの素材が、それぞれに自己主張しながらもサラダとして一体感を保っているように・・・

こうした願いから、当研究会の年次報告書のタイトルを「サラダボウル」としています。